

千葉商大紀要

第62巻 第2号

2024年11月

論 説

- 認知意味論のカテゴリー観と意味変化 (6)
 —意味変化の普遍性— …………… 松 本 理一郎 (1)
- マックス・ヴェーバーにおけるカリスマ概念の初期用例 (下)
 —人格的カリスマとしてのオットー・グロース—
 …………… 荒 川 敏 彦 (21)
- Trailing Bit-pattern Analysis for Integers with an Application to Fermat
 Numbers …………… 長 尾 雄 行 (37)
- 暮らしを支えるコミュニティ政策と住民参加に関する自治体調査からみた全国
 61 都市の地域担当職員制度と都市ガバナンスに関する考察
 …………… 戸 川 和 成 (43)
 測 元 哲
 宇佐美 淳
- アイ・アールジャパンホールディングスの信頼失墜事案の事例研究
 …………… 樋 口 晴 彦 (75)

研究ノート

- 音節文字の系譜 (4)
 —ブラーフミー文字の形成について— …………… 箕 原 辰 夫 (105)

研究会報告

- OECDの方向性のあり方に関する再考
 —「拡大路線」と「原点回帰」の狭間の中で— …… 藤 田 輔 (121)

千葉商科大学国府台学会

(通巻201号)

執筆者紹介

松本 理一郎	言語学	千葉商科大学	名誉教授
荒川 敏彦	宗教社会学	商経学部	教授
箕原 辰夫	情報学	政策情報学部	教授
長尾 雄行	数理科学	政策情報学部	准教授
藤田 輔	開発経済学・国際機構論・ 国際経済学	国際教養学部	准教授
渊元 哲	政治経済学, 経済社会学	政策情報学部	准教授
戸川 和成	公共政策, 政治過程論, ソーシャル・キャピタル論	政策情報学部	専任講師
宇佐美 淳	行政学, 公共政策学, 地方自治論	法政大学大学院	兼任講師
樋口 晴彦	経営学 (経営倫理・リスク管理論)	警察庁長官官房人事課 (警察大学校兼務)	人事総合研究官

〔論 説〕

認知意味論のカテゴリー観と意味変化 (6)

—意味変化の普遍性—

松 本 理一郎

1 初めに

認知意味論のカテゴリー観と意味変化 (4) (以後, IVと略す。)で, 基本的にイタリック語派に存在する「同一性」を表す *même*, *mismo*, *medesimo*, *mesmo* にふれた。今回, 記述, 分析するのは, 「同一性」を示す語のうちゲルマン語派にのみ分布するもので, 英語では, 全く同じ形で⁽¹⁾, 形容詞, 副詞, 名詞, 動詞として生じている *even* である。ドイツ語では, 形容詞 *eben*, 副詞 *eben*, 名詞 *Ebene*, 動詞 *ebnen* に, オランダ語では, 形容詞 *even*, *effen*, 副詞 *even*, 名詞 *effenheid*, *edffening*, 動詞 *evenaren*, *effenen* に相当する。

1.1 今回の分析対象の意味変化とかなりの部分で重なりが見受けられるのが, 認知意味論のカテゴリー観と意味変化 (3) (以後, IIIと略す。)で, ふれた語根 *pera*⁻¹ から生れた語である。これらの語の意味分化について簡単にまとめる。IIIで述べたように, 対象となる語義分化の大半が, ラテン語で生じている。管見によれば, 天秤の二つの部分の釣り合いが, 分化の礎である。二つの部分に焦点が当てられれば, 二つの同じような対象が浮かび上がり, 「似た者」, 「好敵手」につながる。釣り合っている状況に焦点が当てられれば, 「釣り合っている」から「等しい」, 「同じ数量の」, 「同じ価値の」, 「匹敵する」「公平な」, 「引き分けの」, 「偶数の」などの語義が生まれる。

1.2 最初に, 英語の *even* を記述, 分析する。用例は, 研究社新英和大辞典 (以下, 英大と略す) を中心に見ていく。英語には, 語根 *pera*⁻¹ 由来の *pair* が借用されているので, 「二つの同じようなもの」は, *a pair of eyes, shoes, gloves* のように, その語で表される。英大の語義区分の順ではなく, 中心的な語義からの分化として取り上げる。ひとまず, 天秤の例を中心とする。4aの「〈はかりなど〉平衡した, 釣り合いの取れた」が, それである。

(1) *The two scales hang even.* (はかりが釣り合っている。) 英大

ここから, 「〈行動・法律など〉平等な, 公平な」という意味が生じている。公平と法との結びつきは, ギリシャ神話のテミスやローマ神話のユースティティアといった正義の女神が掲げる天秤が, 裁判の公平さをあらわすというとらえ方である。また, 被ったのと同じ害を相手方に復讐するというハンムラビ法典の「目には目を, 歯には歯を」で表される

(1) ドイツ語, オランダ語が, 形態上, 品詞が明らかであるのに対して, 英語の場合, 複数形や過去形, 過去分詞形の変化があるにせよ, 元の語の全く同一で, 分析的言語の様相がかなり顕著である。

公平さのとらえ方と通ずるのが4cの「[叙述的] […に] 仕返しをして, 復讐して (revenged) [with]」である。

- (2) an even exchange 公平な交換 英大
- (3) (on) an even (playing) field (経済的に) 公平な競争の場 (で) 同じスタートライン (に立って) 同上
- (4) keep an even hand 法を平等に行う 同上
- (5) I decided get even with him for the insult. (彼にその恥辱の仕返しをしてやろうと決心した。) 同上

天秤は, 物を秤量するのに使われるが, 金銀の含有量や金銀そのものを計るのに使われ, 算盤勘定とつながるのは, 自然なことである。さらに, 日本語で「負ける, おまけ」が示すように, 勝負の勝ち負けとのつながりも普通である。これらのことから, 4bの「(互いに) 借りのない, 清算済みの (square); 〈勝負など〉優劣のない, 互角の」という語義が説明できよう。

- (6) get even (借金がなくなる) 英大
- (7) Even reckoning makes long friends. (《諺》賃借なければ交友は永持ち) 同上
- (8) This will make everything even. (これでちょうど貸し借りがなくなる。) 同上
- (9) an even match [fight] (互角の試合 [戦い]) 同上
- (10) The teams now stand even. (両チームの得点がタイになった。) 同上

1.3 上では, いくつかの語義を, 天秤とのつながりで説明したが, 天秤の意味が起源なのか, それとも, それを生み出した別な起源があるのかは不明である。英語語源辞典は, 語根不詳としているが, 一説に指摘されているように, 『ラテン語の imāgo (image) や imitari (imitate) との関連が正しければ, 原義は 'equal' で, 'equal in height' という語義の特殊化を経て”の意が生じたものか』としている。これは, Jan de Vries の *Nederlands Etymologisch Woordenboek* によるものだろうが, Franck's *Etymologisch Woordenboek* (第2版), *Etymologisches Wörterbuch der deutschen Sprache* (Kluge), *Etymologisches Wörterbuch des Deutschen* (W Preifer) などは, このことにはふれていない。

1.4 高さが同一であることの具体的で典型的例は, 波のない水面であろう。インドヨーロッパ語族では, 水と水平とのつながりは, 見られないと思われる。一方, 日本語では, 「水平」, 「水準」に示されるように, 両者のつながりが表れている。日本語の「たいら」については, 白川静の『字源』の「たひらか」には, 『ものに高低がなく, 広やかであること。「ひら」は「ひろ」と同系の語で, 「ひら」は高低のないことをいい, 「ひろ」は広がりをも主としていう。「た」は接頭語。土地などの状況から, ことのありさまに及ぶまで, その事態のおだやかで静かなことをいう。』と説いている。

英語の even でも, 「高低のなさ」から「平らであること」への意味の拡張が見られる。1aの「〈面・土地が〉平らな, 平坦な; 〈線など〉切れ目 [凹凸] のない, 滑らかな」が, その具体的な語義である。

- (11) an even surface (平らな表面) 英大
- (12) an even ridge (平坦な尾根) 同上

(13) an even coastline (なだらかな海岸線) 同上

1b は、比較の対象が表れる「〔…と〕同一平面上にある、同じ高さの、平行な〔with〕」という意味である。

(14) The water rose till it was even with the floors. (水かさが増してついに床の高さにまで達した。) 英大

1 から分化したのが、2a の「〈運動・過程など〉規則正しい；〈色彩・形状など〉むらのない、均一の、一様な (uniform)」と 2b の「〈生活など〉単調な、平穏な」と 2c の「〈気質など〉平静な、穏やかな、落ち着きがある」であろう⁽²⁾。

(15) an even red color (むらのない赤い色) 英大

(16) even teeth (きれいな歯並び) 同上

(17) an even tone of voice (なだらかな音声) 同上

(18) an even stress (〔音声〕平板強勢) 同上

(19) an even pulse (規則正しい脈拍) 同上

(20) an even flow of work (終止よどみのない仕事の流れ) 同上

(21) I could hear her even breathing. (彼女の規則正しい寝息が聞こえた。) 同上

(22) an even tenor of life (平穏な日々の生活) 同上

(23) a person of (an) even temper (穏やかな気質の人) 同上

1.5 英語の even の残りの語義については、認知意味論のカテゴリー観と意味変化 (2)

(以後、Ⅱと略す) でふれたラテン語 *aequalis* とフランス語、スペイン語、ポルトガル語、イタリア語⁽³⁾での系統語に、その大部分が生じている。

even の 3 は、「〈数量・距離・得点など〉均等の、同一の」である。

(24) even shares (均等な分け前) 英大

(25) an even score (同点) 同上

(26) The houses stood even distances apart. (家々は互いに同じ間隔を置いて立っていた。) 同上

(27) a valley enjoying an even temperature all year round (1 年中温度が変わらない谷間) 同上

(28) of even date ((発信と) 同一日付の) 同上

5 は、「〈見込み・勝算が〉五分五分の」である。

(29) The chances [odds] are even. (見込み [勝ち目] は五分五分だ。) 英大

6 は、偶数にからむ語義である。「6a 偶数の、6b 偶数に当たる；偶数から成る 6c 『数学』〈関数・置換が〉偶の」に三分されている。

(30) an even number (偶数) 英大

(31) oddly even (奇数と偶数で割れる) 同上

(32) unevenly even (2 で割り切れるが 4 で割り切れない) 同上

(33) even pages ((本の) 偶数ページ) 同上

(2) 同じような意味変化が、「平らであること」を表す flat にも見られる。この語自体は、plain と同源である。

(3) 用例は、ⅡまたはⅢの番号で表し、英語以外の言語は (フ) (ス) (ポ) (イ) で表すことにする。

(34) an even committee (偶数の構成員から成る委員会) 同上

7は、6に関連する「〈金額・数など〉端数のない、過不足のない、ちょうど」の語義である⁽⁴⁾。

(35) an even hundred (ちょうど100) 英大

(36) It cost an even \$10. (ちょうど10ドルかかった。) 同上

最後の8は「〔(廢)〈言葉など〉率直な、短刀直入の〕である。

1.6 IIで、英語 equal に対応するイタリック語派の語を記述・分析した。この際、equal 自体は取り上げていないので、ここで取りあげることにする。

先ず、國原吉之助の『古典ラテン語辞典』の *aequālis* とそれに関連する語の語義をあげる：*aequālis* 1. 同じの、等しい、釣り合った、対称的な、同じ高さの、平坦な、一様な、均一の 2. 対等の、同じ地位の、同じ年齢の、同時代の 3. むらのない、おだやかな、首尾一貫した/名 *aequālis* m 同年輩のひと、同時代の人//*aequālitās* f 1. 同量、同質、同程度、同年齢 2. 一様性、均一性、画一性 3. 平坦、水平 4. 均斉、平行、規則正しいこと 5. 平等、不偏不党、一定不変//*aequāliter* 副 1. 平らに、むらなく 2. 一様に、一律に、均等に 3. 公平に、平等に、対称的に//*aequātiō* f 1 等しくすること、平らにすること 2 平等に分配すること//*aequē* 副 1 同じく、同程度に、同じように、一様に、一律に 2 正当に、公平に// *aequitās* f 1. 平坦、平地 2. 平等、公平、正義、人道、博愛、親切 3. 落ち着き、平静、忍耐 4. 平行、釣り合い、均整//*aequō* 1. 平らにする、等しくする、均一にする 2. 整える、整列させる、一様に分ける 3. 比較する、なぞらえる、等しいとみなす、同じ立場におく 4. 匹敵する、達する、等しい//*aequor* n 1. なめらかな(平らな)表面、広がり、海の表面 2. 平地、平原 3. 海、風の海面 4. 川(の水面)// *aequum* n 1. 平坦、平面、平地 2. 平等、公平、正義 // *aequus* 1. 平らな、平坦な、水平な 2. 同じの、等しい、対等の 3. 公平な、正しい 4. 親切的な、好意ある、有利な 5. 落ちついた、平静な

これを見ると、ラテン語の段階で、英語 even の大部分の語義が存在しているのが明らかである。

1.7 次に、英語 equal の形容詞の語義とその用例を、英大の順に記す。

1 「〈数量・程度など〉」〔…と〕相等しい (cf. equitable) [to, with]

(37) two equal parts (二つの相等しい部分) 英大

(38) two boys of equal height=two boys equal in height (背丈の等しい二人の少年) 同上

(39) of equal difficulty=equal in difficulty (同じくらい難しい) 同上

(40) be equal to another in intelligence (知力が他と匹敵する) 同上

(41) Let A be equal to B. (AはBに等しいとせよ。) 同上

(42) Twice three is equal to six. (2掛ける3は6。(2×3=6)) 同上

(43) on an equal footing with … (…と同等の立場に立って、同格で) 同上

(4) flat にも「均一の；きっかりの」という意味がある。

- (44) on equal term with … (…と同等の条件で) 同上
(45) all things being equal=(all) other things being equal (他の事 [条件] が同じなら [仮に同じだとしたら]) 同上
- 2a 「平等な, 対等の, 均等な」
(46) equal rights [treatment] (平等の権利 [扱い]) 英大
(47) the principle of equal opportunity (機会均等主義) 同上
(48) equal pay for both sexes (男女均等給料) 同上
(49) All men are equal (before the law). ((法の下では) 万人は平等である。) 同上
- 2b 「〈法律など〉公平な; 〈配分・混合物など〉同じ割合の, 半々の」
(50) equal laws/with equal justice (公平にさばいて) 英大
(51) equal distribution (同じ割合の配分) 同上
- 3 「〈試合など〉互角の」
(52) an equal contest [fight] (互角の闘争) 英大
- 4a 「〈人が〉」 「…の任務に」 堪えられる, 「…に対する」 十分の力量 [資格] がある [to]
(53) be equal to a task (仕事をりっぱにやってのけられる) 英大
(54) be equal to anything (どんなことでもやれる) 同上
(55) be equal to the occasion [situation] (その場に臨んで動じない, 平気で [りっぱに] 事を処理できる) 同上
(56) I do not feel equal to receiving visitors. (体のぐあいが悪くて客の応対ができない。) 同上
- 4b 「〔…に〕 適当な, ふさわしい [to]」
(57) The soil is equal to the pasture. (その土地は牧畜に向いている。) 英大
- 5 「《古》〈表面が〉 水平な, 平らな (level)」
(58) an equal plain (平らな平野) 英大
- 6 「《古》〈精神・気分なの〉 平静な (equable)」
(59) preserve an equal mind (平静な心を保つ, 物に動じない) 英大

2.1 英大の even の語義を中心に, 他の言語の対応する語の語義を, 英大の equal の語義も併せて比較する。4a の語義「A⁽⁵⁾〈はかりなど〉」平衡した, 釣り合いの取れた; B 〈行動・法律など〉公平な」には, 以下が対応する。

A III (99) イ B(43) (44) (45) (49) (50) II (145) ス, II (165) ポ, II (167) ポ, II (175) イ, III (68) ポ

4b の語義「C (互いに) 借りのない, 清算済の; D 〈勝負など〉優劣のない, 互角の」には, 以下が対応する。equal では, 語義を別にしてはいるが, 「能力の匹敵」から「E 行為をする能力」への意味変化は, 自然であり, それもここに含めて記述する。C III (103) イ D (52) III (93) イ (94) イ (95) イ (96) イ E (53) (54) (55) (56) III (105) イ (106) イ

4c の語義は「〔叙述的〕〔…に〕 仕返しをして, 復讐して」である。

(5) 英大の語義が, セミコロンで区分されている場合で, 他の言語との比較で必要な場合, アルファベットの大きい文字を便宜上つけた。

この語義は、現在調べた他の辞書では、記載されていないが、より詳しいものなら、あるのかもしれない。ラテン語の副詞 *aequē* 「同じように」に相当すると考えられる。

1a の語義「F〈面・土地が〉平らな、平坦な G〈線など〉切れ目〔凹凸〕のない、滑らかな」は、多くの対応例がある。F (58)⁽⁶⁾、Ⅲ (98) イ (102) イ G Ⅲ (100)

Ⅱのスペイン語の *igual* では、この語義の用例を載せていないので、補足する。*terreno igual* (平らな土地) 研究社新スペイン語辞典 (以後、研スペと略す。) *superficie igual* (平らな表面) 白水社現代ポルトガル語辞典 (以後、現ポと略す。) *superficie pareja* (平らな表面) 研スペ G *borde igual* (凹凸のない縁) 小学館西和中辞典 (以後、小西中と略す。)

2a 「H〈運動・過程など〉規則正しい I〈色彩・形状など〉むらのない、均一の、一様な」の用例は、以下である。

H Ⅱ (126) フ、Ⅲ (88) イ

Ⅱに用例を載せていないので補足する。*la marcha igual del tren* (列車の安定した走行) 小西中, *respiración igual* (規則正しい呼吸) 小西中, *clima igual* (いつもと変わらない気候) 小西中

2b の語義「〈生活など〉単調な、平穏な」の対応例は、以下である。

(59)⁽⁷⁾、Ⅱ (125) フ

3 「〈数量・距離・得点など〉均等の、同一の」の用例は多い。(37) (38) (39) (42), Ⅱ (121) フ (122) フ (123) フ (136) ス (137) ス (139) ス (140) ス (143) ス (164) ポ (169) ポ (170) ポ (171) ポ (172) ポ (173) ポ

Ⅱに用例を載せていないので補足する。*Dois menos um é igual a um.* (2引く1は1) 現ポ *igual na cor* (色の同じ) 現ポ

5 は、「〈見込み・勝算が〉五分五分の」である。対応する用例が見られないので、白水社和西辞典 (白和西と略す。), 小学館和伊中辞典 (小和伊と略す。), 白水社和伊辞 (白和伊と略す。) から、用例を引く。

Con esto quedamos iguales. (これであいこだ。) 白和西 *Los dos son de igual habilidad.* (二人の腕前は伯仲している。) 白和西 *in modo uguale* (五分五分に) 白和伊 *essere pari di forze* (力が五分五分である) 小和伊 *essere quasi uguali [pari]* (伯仲している) 小和伊

6a は「偶数の」である。「*equal*, *égal* フ, *igual* ス, *igual* ポ, *uguale* イ」にこの意味はない。Ⅲ (21) フ (39) ス (60) ポ (109) イ,

6b の「J 偶数に当たる K 偶数から成る」は、当然, *pair* フ, *par* ス, *par* ポ, *pari* イ, にあろうが、対象とした辞書では、そこまで詳しく載せていない。6c の「『数学』〈関数・置換が〉偶の」も同様であろう。

7 の「〈金額・数など〉端数のない、過不足のない、ちょうど」は、3 の語義が、二つの対象の同一を指しているのに対して、一つの対象と一定の数量との同一を問題にしている。この語義についてもびったりの用例は、見つからなかった。

(6) *equal* のこの語義には (古) のレーベルがつけられている。

(7) *equal* のこの語義には (古) のレーベルがつけられている。

8の《廢》のレーベルのついた「〈言葉など〉率直な、単刀直入の」もやはり用例がなかった。

2.2 この節では、英語 even に対応するドイツ語の eben の小学館独和大辞典（以下、独大と略す）の語義を中心に、比較し分析する。

形容詞 eben では、語義は3分されている。1a 「(flach) 平らな、平坦な；(glatt) なめらかな、平滑な；〔数〕平面の」と1b 「(付加語的) (gleichmäßig) 一様な、むらのない；(車が) 揺れない」は、微妙な差異は無視すれば、英語 even と共通である。

(60) ebenes Land (平地) 独大

(61) ebene Geometrie (平面幾何学) 同上

(62) Wir haben heute ebene See. (きょうは海がないでいる。) 同上

(63) den Boden eben machen (地面を平らにする) 同上

(64) Der Weg ist eben. (道は平坦で起伏がない。) 同上

(65) Das Auto hat eine ebene Fahrt. (この自動車はスムーズに走る。) 同上

(66) im ebenen Schritt gehen (一定の足どり(テンポ)で歩く) 同上

2の語義は、zu ebener Erde というコロケーションで用いられるもので、「地面と同じ高さに、一階に⁽⁸⁾と意味が特殊化したものである。

(67) Die Küche liegt zu ebener Erde. (台所は一階にある。) 独大

3の語義には、《方》のレーベルがつけられている。他言語と共通のものがある。

3aの「(peinlich) こせこせした、きちょうめんすぎる」は、ドイツ語特有である。「一定の対象にぴったり合っていること」が、「同一性」から生れるのは、理解できる。さらに、ドイツ語では、この意味が、その様な状態を生み出す人の性格に転用され、軽蔑的なコンテキストを帯びている。3bの「(angemessen) 適当な、ふさわしい；好都合な」は、次節で論じる語義と結びついている。

2.3 認知意味論のカテゴリー観と意味変化の普遍性 (1) (以後、Iと略す。)で seem が元々は、「適合させる」という意味で、現代英語には、古ノルド語の複雑な影響を経て「思われる」という意味で使われていることに言及した。Elof Hellquist の Svensk Etymologist Ordbok によれば、seem とつながる tillsammans が「あわせて」という意味である。

(68) Det blir 50 pund tillsammans. (It will be 50 pound in all.) Routledge Reference Swedish Dictionary

同じく、Iで、「調和・適合」に関連して、フランス語 ensemble にふれた。小学館ロベール仏和大辞典（以下、ロ仏と略す）の ensemble の語義を引用する。それらは、「①一緒に、ともに」、「②まとめて、一緒に集めて、合わせて」、「③協力して；調和して、一致して」、「④同時に、一斉に」である。以下に、用例を記す。

(69) déjeuner ensemble (一緒に昼食をとる) ロ仏

(70) Ils sont allés au cinéma tous ensemble. (彼らは皆連れ立って映画を見に行っ

(8) 英語では、on the ground (英)/first floor (米)に当たろう。

- た。) 同上
- (71) Nous sommes ensemble pour discuter. (私たちは話し合いのために集まっている。) 同上
- (72) lier des fleurs ensemble (花を一つに束ねる) 同上
- (73) Cet objet est plus cher que tous les autres ensemble. (これはほかのを全部集めたよりも貴重な品だ。) 同上
- (74) Elle a mis tous les restes ensemble pour faire le potage. (彼女は残り物をかき集めてポタージュを作った。) 同上
- (75) Ils font ensemble ce travail. (彼らは協力してこの仕事をやっている。) 同上
- (76) Ensemble, nous pouvons triompher. (力をあわせれば我々は勝てる。) 同上
- (77) Ces deux témoignages ne s'accordent pas ensemble. (この2つの証言は食い違っている。) 同上
- (78) éclater de rire ensemble (いっせいにどっと笑う) 同上
- (79) Les malheurs arrivent souvent ensemble. (悪いことはよく重なるものだ。) 同上
関連する ensemble の成句 aller ensemble もここに加える。その意味は、「(1) 調和する, 似合う (2) 対をなす, 不可分である」である。
- (80) Je trouve qu'ils vont bien ensemble. (2人は似合いのカップルだと私は思う。) 口伝
- (81) L'armoire et la table vont mal ensemble. (戸棚とテーブルがどうもちぐはぐだ。) 同上
- (82) L'égoïsme et le sans-gêne vont ensemble (利己主義に厚かましきは付き物だ。) 同上

IIで論じた現代英語 any とつながる現代ドイツ語 einig にも、関連する語義がある。それらは、「1 統一された, 一つになった; 団結した」と「《ふつう述語的》(考えが) 一致した, 同意見の, 同意した」である。

- (83) eine einige Front bilden (統一(共同)戦線を組む) 独大
- (84) Wir müssen einig sein. (我々は団結していなければならない。) 同上
- (85) Völker einig machen (諸民族を統合する) 同上
- (86) Wir sind [uns] einig, daß er tüchtig ist (我々は彼が有能だという点で一致している。) 同上
- (87) Hans und Anna sind sich einig. (《戯》ハンスとアンナは将来をちぎり合っている。) 同上
- (88) In diesem Punkt sind wir uns einig. (我々はこの点では意見が一致している。) 同上
- (89) Ich bin mir mit ihm darüber einig. (私はそのことについては彼と意見が一致している。) 同上
- (90) Über den Preis werden wir [uns] bald einig. (価格については間もなく折り合いがつくだろう。) 同上
- (91) Er ist mit sich noch nicht einig. (彼はまだぐらついている(気持ちが定まらない。)) 同上

2.4 この節では、オランダ語の *even* を記述、分析をする。利用する蘭和辞書が、英大、独大ほど詳しくはないので、用例は、かなり限定されていることを予めお断りしておく。使用辞書は、講談社オランダ語辞典（オ辞と略す）と Van Dale Handwoordenboek Engels-Nederlands（EN と略す）である。

形容詞 *even* の語義は、「偶数の (*even*)」だけである。ただし用例は、比喩的なものを含んでいる。

- (92) *even of oneven* 「丁か半か(当て事遊戯)」オ辞
- (93) *Het is mij om het even.* 「それは私にはどうでもよい。」同上
- (94) *om het even wie* 「(たとえ) だれでも」同上

副詞は、語義を3分している：1「等しく、同様に、同じくらいに (*equally*)」, 2「しばらく (*just for a moment*)」, 3「(命令など)少し、ちょっと (*just*)」成句的表現は、以下のものである。

- (95) *even...als* 「…と同じくらい [同様に] …」オ辞
- (96) *overal even breed* 「均一の幅の、一定の広さの」同上
- (97) *een even groot aantal* 「同数」同上
- (98) *even groot zijn* 「同じ大きさである」同上
- (99) *haal eens even...* 「ちょっと…を取ってきてよ」同上
- (100) *wacht even* 「ちょっと待ってください」同上
- (101) *even aangaan bij iem* 「(人) の家にちょっとたち寄る」同上

次に、EN の語義を分析する。これは、英語の *even* のオランダ語での対応である。既にオランダ語で分析した語 *gelijk* とその複合語が目立つ。形容詞の語義は、6分され、それぞれのオランダ語訳とその言い換えが記載されている。以下にあげる：01 *vlak* ⇒ *gelijk, glad, effen, geheel, horizontaal* 02 *gelijkmatig* ⇒ *kalm, regelmatig, onveranderlijk, evenwichtig, gelijkmoedig* 03 *even* ⇒ *door twee deelbaar* 04 *gelijk* ⇒ *even groot/veel/sterk, gelijk opgaand, quitte, effen, in evenwicht* 05 *eerlijk* ⇒ *onpartijdig, rechtvaardig* 06 *exact* ⇒ *precies, (afge)rond, vol*

用例は、ほとんど語義の1に関連するものである。

- (102) (1.1) *on an even keel* (*gelijklastig, zonder stuur- of koplast, voor en achter even zwaar;* (fig) *horizontaal, vlak; rustig, in evenwicht*) EN
- (103) (1.2) *even breathing* (*rustige /regelmatige ademhaling*); *even teeth* (*een gelijkmatig gebit*); *an even temper* (*een kalme aard, een even wichtig / gelijkmatig humeur*); *an even temperature* (*een weinig veranderlijk temperatuur*) 同上
- (104) (1.3) *even and odd numbers* (*even en oneven getallen*) 同上
- (105) (1.4) *an even chance* (*een gelijke kans, een even grote kans*); <inf.> *It is even chances that he comes* (*De kans is fifty-fifty/Er is vijftig procent kans dat hij komt*); <schr.; jur., hand> *of even date* (*dezelfde/gelijke datum*); *even money*(*gelijke inzet<bij een weddenschapgelijke kansen*) *even odds* (*gelijke kansen, kruits of munt, vijtig procent kans*) *even quantities of flour and sugar*(*even grote hoeveelheden meel en suiker*) 同上

- (106) (1.6) an even exchange (een eerlijke ruil) 同上
 (107) (1.6) an even mile (precies een mijl, op de kop af een mijl, een volle mijl)
 pay an even pound (een vol pond betalen) 同上
 (108) (1¶) 〈sl.〉 even Steven/Stephen ((precies) gelijk; fifty-fifty) 同上
 (109) (3.4) be/get even with s.o. (‘t iem. betaald zetten, bij iem. zijn gram halen); I’ll
 get even with you. (Ik zal onze rekening vereffenen, Ik zal wraak op je
 nemen, Ik zal het je betaald zetten.) First I was losing. (Eerst verloor ik.)
 Now we are losing again. (Nu staan we weer quitte.) 同上
 (110) (3¶) 〈inf.〉 break even (quitte spelen, niet winnen en niet verliezen) 同上
 (111). (6.4) She is even with me. (Ze staat gelijk met mij/Ze is quitte met mij.) 同上

3.1 次に, even と eben の副詞としての用法を分析する。簡単に言えば, 両者にはかなりの違いがある。英語では, 既にIVでふれた「même フ, mismo ス, mesmo ポ, medesimo イ」と同様な意味の変化を呈している。それは, 「強調: まさにその, まさしく, ちょうど, ほかかならぬ, ぴったりの, 自体, 自ら」, 「譲歩: …でさえ, さえも…すら, とにかく」, 「累加: もまた, さらに」, 「時間 つい, ほんの」などである。

先ずは, 英語 even の用例である。1a の語義は, 「L [事実・真実性・極端な事例などを強調して] …でさえも, すら M (そればかりでなく) 本当に (いや) 実に (indeed)」である。

- (112) even then (その時でさえ) 英大
 (113) even now (今でさえ, 今でも) 同上
 (114) even in the summer (夏でさえも) 同上
 (115) He disputes even the facts. (彼は事実さえ疑う。) 同上
 (116) Even a boy could carry this parcel. (子供だってこの荷物は運べる。) 同上
 (117) Not even a giant could carry this parcel. (巨人だってこの荷物は運べないだろう。) 同上
 (118) I even lent him my own books. (私は自分の本を貸してやることさえいとわなかった。) 同上
 (119) Does he even suspect the danger? (大体彼は危険だと感じているのかしら《感じいてさえおるまい》。) 同上
 (120) She never even opened [didn’t even open] the letter. (その手紙を(読むどころか)開けもしなかった。) 同上
 (121) It seemed to me necessary, even unavoidable[unavoidable even]. (それは私には必要なこと, いや避けがたいこととさえ思えた。) 同上
 (122) I’d do anything for her, even that[lie]. (そう [うそ] だとしても, 彼女のためならなんでもするだろう。) 同上

1b の語義は, 「[even if, even though などとして: 仮想・譲歩・不調和性を強調して] (たとえ) …でも」である。

- (123) Even if you don’t like it, you must do it. (たとえいやでもしなければならない。) 英大

(124) Even though he disagrees, I'll agree. (たとえ彼が賛成しなくとも私は賛成する。) 同上

(125) He wears a coat even when it is midsummer. (彼は真夏でも上着を着ている。) 同上

1c の語義は, 「[比較級を強調して] なお, さらに (still)」である。

(126) I can carry one even larger. (もっと大きいのも運べる。) 英大

(127) It was even hotter [more humid] yesterday. ((これぐらいならよいほうできのうはまだ暑かった [蒸した]。)) 同上

(128) She ran even faster [more quickly]. (彼女はもっと速く走った。) 同上

2 は, 語義を三分している。それらに先立って, 《古》のレーベルがつけられている。

2a は「十分に (…の程度にいたるまで) (fully)」である。

(129) He was loyal even unto death. 英大

2b は「[ちょうど, 正しく, 正確に (just, precisely)] である。

(130) even now (ちょうど今, 正に今) 英大

(131) even thus (正にこの通りに) 同上

(132) It has turned out even as I expected. (正に予想していた通りになった。) 同上

(133) Even as he was speaking, a shot rang out. (彼がちょうど演説をしているときに銃声が響き渡った。) 同上

(134) Even as you deceived him, (so) he has deceived you. (君が彼をだましたとちょうど同じように彼は君をだました。) 同上

2c は, 「[強調的に同格語に先立って] ほかならぬ, すなわち (that is)」である。

(135) God, even the Father of our Lord Jesus Christ 英大

3 は, 「《俗》平らかに, 滑らかに (evenly)」である。

(136) keep things running even (事を滑らかに進展させる) 英大

副詞の even のからんだ成句 even so を以下にあげる。

(1) は, 「[接続副詞的に] それはそうでも, そうとしても (even in that case)」である。

(137) There are omissions, but even so the book is a good one. (遺漏はあるがそうとしてもこの本はよい本だ。) 英大

(2) は, 「《古》正にその通りで」である。

(138) It is even so. 英大

英語には, evenly という副詞もある。英大は, この語を数字で4つに区分している: 1 「平らかに; 滑らかに; 一様に」2 「平等に, 均等に」3 「五分五分に, 公平に」4 「平静に, 落ち着いて」

(139) spread paint evenly on the wall (壁にペンキを平らかに [むらなく] 塗る) 英大

(140) We divided the money evenly (among us). (その金を均等に分けた。) 同上

(141) speak quietly and evenly (静かに落ち着いて話す) 同上

3.2 次に, ドイツ語 eben の副詞の用法である。1 は「平らかに; 一様に」で, 形容詞 eben を参照とのことで, 用例は載せていない。2 は, eben に文中のアクセントがあるか否かで2分し, アクセントのある場合は, 4分している。

2a (文中でのアクセントを eben において) ①の語義は、「今しがた, ちょうど; ちょうど」である⁽⁹⁾。

(142) eben erst (たった今) 独大

(143) eben jetzt/jetzt eben (ちょうど今) 同上

(144) Es ist eben acht Uhr. (今ちょうど8時です。) 同上

(145) Er ist eben angekommen. (彼はいま着いたばかりだ。) 同上

(146) Ich wollte eben ihn anrufen, als er eintrat. (ちょうど私が彼に電話しようとしたとき彼が入ってきた。) 同上

②の語義は「かろうじて, やっとのことで」である⁽¹⁰⁾。

(147) Mit zehn Mark komme ich [so] eben aus. (10マルクあればどうにか間に合うんだ。) 独大

(148) Er konnte sich eben noch (noch eben) in Sicherheit bringen, (彼はかろうじて避難できた。) 同上

(149) Das reicht eben [so] aus. (それでとんとんだ。) 同上

③「(強い肯定を示して) まさに, まさしく, 全く」である。

(150) Das ist es eben. (そう そうですねですよ。) 独大

(151) Nein, das eben nicht. (いや まさにその反対です。) 独大

(152) Das eben (Eben das) wollte ich sagen. (それこそ私の言おうとしたことだ。) 独大

(153) Eben jener armen Frau hat man das Geld gestohlen. (ほかならぬ (よりによって) あの貧しい女の金が盗まれたのだ。) 独大

【相手に対する強い同意を示して】

(154) Auf ihn ist kein Verlaß. -- [Ja,] eben. (彼は信用できない男だよ--[うん] 全くだ。) 独大

【否定詞と】

(155) Sie ist nicht eben schon. (彼女はべつに美人というわけでない。) 独大

④「(方) (schnell) さっと, ちょっとの間だけ」

(156) Komm eben mal her! (ちょっと来たまえ。) 独大

(157) Sag' mir eben. (さっさと見えよ。) 独大

2b は、「(文中でのアクセントなしで, 動かしがたい現実についての話し手の主観的心情を反映して)」の注記がある⁽¹¹⁾。

(158) Das ist eben so. (それは要するにそうなのだ (どうしようもない。)) 独大

(159) Das kostet eben viel Zeit. (それはどうしても時間がかかる。) 独大

(160) Er ist kränklich. (彼は病弱だから仕方がない。) 独大

(9) 三省堂クラウン独和辞典(ク独と略す。)は, 成句として, eben als「まさに…したとき」, eben weil「まさに…であるからこそ」, eben wo「まさに…の場合」を載せている。

(10) 三修社アクセス独和辞典(ア独と略す。)には「しばしば noch, so と」とある。

(11) ク独には, 「話者の事態に対する主観的感情を表す心態詞(変更しがたい事実を確認したときのあきらめの気持ちを表して)」とある。

次は、オランダ語の even の副詞としての語義である。オ辞は、以下の3つをあげている。1「等しく、同様に、同じくらいに equally」、2「しばらく just for a moment」、3「(命令など) 少し、ちょっと just」である。

- (161) even … als … (…と同じくらい [同様に] …) オ辞
- (162) overall even breed (均一の幅の、一定の広さの) 同上
- (163) een even groot aantal (同数) 同上
- (164) even groot zijn (同じ大きさである) 同上
- (165) haal eens even … (ちょっと…を取ってきてよ) 同上
- (166) wacht even (ちょっと待ってください) 同上
- (167) aan gaan bij iem ((人) の家にちょっとたち寄る) 同上

EN は、副詞 even の語義を4分している：0.1 zelfs 0.2 <voor vergrotende trap> nog ⇒ in hogere mate/graad 0.3 <schr> juist ⇒ precies, exact 0.4 <vero.> namelijk ⇒ dezelfde als, te weten

- (168) (1.1) Even a monster isn't so cruel. (Zelfs een monster is niet so wreed.) EN
- (169) (1.4) it is he, even your brother (hij is het, namelijk je broer) 同上
- (170) (2.1) She won't be even grateful for what you have done. (Ze is niet eens dankbaar voor wat je gedaan hebt.) 同上
- (171) (2.2) even older than Peter with even less energy (nog ouder dan Peter met nog minder energie) 同上
- (172) (3.1) He doesn't eat anymore. (Hij eet zelfs niet meer.); She was unhappy, even weeping. (Ze was ongelukkig, ja zelfs in tranen.) 同上
- (173) (5.1) even now (zelfs nu, toch, niettemin, nu nog) 同上
- (174) (5.1) even so (maar toch, niettemin, desondanks, zelfs in dat geval, ook als dat zo is) 同上
- (175) (5.1) even then (zelfs toen, toch, niettemin) 同上
- (176) (8.1) even if/though (zelfs al, hoewel toch, ook al) 同上
- (177) (8.3) even as (precies toen, juist toen, op het(zelfde) moment dat) 同上

4.1 英語の even の名詞としての語義は2つある。両方の語義に、[evens : 通例単数扱い] (英)とある。1の語義は「=even time 1」とあり、これは、「[競争] 百ヤード10秒かっきのタイム ((英) evens)」とある。

- (178) He ran the hundred in evens. (百ヤードをちょうど10秒で走りぬけた。) 英大
- (179) John broke evens for 100 yards. (ジョンは100ヤード10秒以下のタイムで走った。) 同上

2a は「=even money 1a」とあり、これは、「(賭け事で) 双方同額の掛け金」とある。

2b は「イーブン、勝敗が五分五分の形勢 (even odds)」である⁽¹²⁾。

- (180) The favorite started at evens. (その人気馬は五分五分の形勢でスタートを

(12) 英語には、evenness という名詞もある。その語義は、1「平坦、平ら (であること)」2「平等、均等性」3「(古) 公平 (fairness)」4「(気分の) 平静 (calmness)」である。

切った。) 英大

4.2 対応するドイツ語は, Ebene で, 語義は, 2つある。1は更に区分されている。1aは, 「平地, 台地」で1bは「平面」である。英語なら, 前者は flat (land), level ground, plateau, 後者は plane, level などとなろう。

- (181) eine fruchtbare Ebene (肥沃な平原) 独大
- (182) eine horizontale (schiefe) Ebene (水平面 (斜面)) 同上
- (183) die Geometrie in der Ebene (平面幾何学) 同上
- (184) in derselben Ebene liegen (同一平面上にある) 同上
- (185) auf die schiefe Ebene geraten (kommen) ((比) (人が) 落ち目になる, 墮落する) 同上

2の語義は, 「(一般に) レベル, 水準, 段階, 局面」である。

- (186) eine Konferenz auf Höchster Ebene (トップレベルの会議) 独大
- (187) Verhandlungen auf Ministerebene (大臣レベルの折衝) 同上
- (188) *et.*⁴ auf wissenschaftlicher Ebene behandeln (…を学問的立場から取り扱う) 同上
- (189) Dieses Problem liegt auf ganz anderen Ebene. (この問題は次元が全く異なる (同一に論じられない。)) 同上

4.3 オ辞は, 対応する名詞 effenheid と effening に以下の語義を与えている。用例はいずれにもない。effenheid 「平坦さ, なめらかさ smoothness, evenness」, effening 「平らにすること, なめらかにすること leveling, smoothing」

ENは, 名詞 evens に, 次の語義を載せている。用例はない。<-s> <BE; inf.> (0.1) evenveel kans ⇒ viftig procent kans, een kans v.fifty-fifty

5.1 次は, 動詞 even である。英大は, 他動詞の語義を3分している。更に, 1と3は2分されている。以下に, 語義と用例をあげる。

1aは, 「平らにする, ならす (level) <out, off>」である。

- (190) even (out) the ground 「地面を平らにする」英大

1bは, 「均等 [平等] にする (全体にわたって) 調整する, 安定させる (stabilize) <out>」である。

- (191) even out an unequal distribution of wealth (富の不平等な分配を調整する) 英大

2は, 「清算する; …に片をつける <up, off>; (優劣なく) 対等 [五分] にする」である。

- (192) even (up) accounts 「勘定を清算する」英大
- (193) He seemed to be evening with his rival. 「競争相手との間のことはどうやらうまく収まったようだった。」 同上
- (194) The win evened his record at 4-4. 「その勝ちで彼の成績は4勝4敗の五分となった。」 同上

3は, a 「[…と] 同等 [対等] に扱う (to, with)」, b 「[…に] なぞらえる [to]」である。

いずれにも《古》のレーベルがつけられている。用例はない。

even の自動詞の語義を、英大は、3つあげている。「1a 平らになる〈out, up, off〉」, 「1b 〈物価などが〉安定する〈out〉」, 「2 均衡がとれる, 平衡する〈up, off〉」と「3 〈勝敗の見込みが〉五分五分である [となる]」で、3のみ用例がある。

(195) The odds have evened between us. (我々の間の勝ち目は五分五分だ。) 英大更に、成句として even up with 「〈人〉に報いる, 仕返しをする」がある。

5.2 対応するドイツ語は、ebnen で、その語義は、数字による区分はされておらず、他動詞「平らにする(地面などを)ならず;《比》(障害を除く)と再帰動詞 sich ebnen「平らになる」である。

(196) den Erdboden mit einer Waltze ebnen (地面をローラーでならず) 独大

(197) jm. den Weg (die Wege) ebnen ((《比》) (障害を取り除いて) …のために仕事をしやすくしてやる) 同上

(198) Der steile Weg ebnete sich allmählich. (急な坂道はしだいに緩やかになった。) 同上

5.3 オ辞は、動詞 effenen には、2つ語義をあげている: 1 「平らにする, なめらかにする smooth, level, make even」, 2 「(借金などを) 清算する settle」

(199) het pad [de weg] effenen voor iem 「(《比喩的に》) (人) の行く手の障害を取り除く⇒vereffenen」オ辞

また、evenaren の語義は、「匹敵する, 比肩する equal, match」としている。

EN は、英語 even の動詞用法に、2つ語義を載せている。I (0.1) gelijk worden ⇒ glad/effen worden II (0.1) gelijk maken ⇒ glad maken, vlakken, vereffenen

いずれも、見出し語 even up と関連づけている。その語義は、2つである。I (0.1) gelijk worden ⇒ evenwicht bereiken, herstellen, uniform worden と II (0.1) gelijk maken ⇒ uniform maken, gelijkschakelen である。

(200) We'll have to even the score. (We moeten gelijk maken.) EN

6.1 even と eben の複合語の比較

英語 even の複合語は (1) even (形容詞) + 名詞に、形容詞合成の -ed を伴うものと、even+名詞で (2) 一般的なもの (3) 専門的なものとに大別できる。(1) even-aged 「〈森林など〉樹齢が(ほぼ)同一の立ち木からなる, 同齢の」, even handed 「公平無私な, 公明正大な (impartial, fair)」, even-minded 「こころの平らかな; 落ちついた, 気持ちのゆったりした, 平静な」, even-tempered 「穏やかな気性の, 落ち着いた」(2) even break 「(米口語) 平等の機会; 五分五分の見込み」 even chance. 「[an~] 五分五分の可能性 [賭け [of]]」, even money 1a 「(賭け事で) 双方同額の掛け金」 1b 「[形容詞的に] 掛け金が双方同額の」 2 「(賭け事などで) 五分五分の勝ち目 (even chance)」, even odds 「(米) =even chance」, even par 「[ゴルフ] 〈プレイヤーが〉パーをとった」, even Stephen [Steven] 《口語》 1 「対等の [に], 互角の [に], 五分五分の [に]」 2 「借金のない」 (3) even-even nucleus 「《物理》 偶偶核」, even function 「《数学》 偶関数」, even harmonics 「《電気》 偶数次調波」,

even nucleus 「〔物理〕偶核」, even permutation 「〔数学〕偶置換」, even-pinnate 「〔植物〕
〈葉が〉偶数羽状の⁽¹³⁾。」

6.2 ドイツ語 eben の複合語は、独大では、eben (または ebenso)+ 副詞や指示代名詞更に形容詞が、とても目立っている。以下に、列挙する：ebenbürtig 「(jm.) (能力・地位・家柄などが…と) 同等 (対等) な (…に) 匹敵する」 ebenda 「ちょうどそこに、同じ場所に」、ebendaher 1 「ちょうどそこから」 2 「まさにそれゆえに」 ebendahin 「ちょうどそこへ」、ebendarum 「まさにこれゆえに」、ebendasselbst 「ちょうどそこに」、ebender 「まさしくそれ」、ebenderselbe 「まさしく (ほかならぬ) それ、ちょうど同じそれ」、ebendeshalb = ebendeswegen=ebendarum ebendieser 「まさしくこれ」、ebenerdort 「ちょうどそこ (あそこ) に」、ebenerdig 「路面 (敷地) と同じ高さの、1階の」 ebenfalls 「同じく、同様に」、ebenjener 「まさしくそれ (あれ)」, ebenso 「(「ふつう」後続の wie と呼応して) (…と) ちょうど同じ程度に、負けず (勝るとも) 劣らずに; (…であると) 全く同様に」、ebensogern 「同じくらい好んで (喜んで)」, ebensogut 「同様によく」、ebensohäufig 「同様にしばしば」、ebensolch 「まさにそのような」、ebensooft 「同様にしばしば」、全く同様に ebensosehr 「同じ程度に [はなはだしく]」、ebensoviel 「同じくらい多くの」 ebensoweit 「同じくらい離れて (遠くに)」, ebensowenig 「同じくらい少ない」、ebensowohl 「同様に [よく]」

名詞で eben を伴うものは、独大では、以下の4語である：Ebenbild 「そっくりな姿、似姿、生き写しの人」 Ebenbürtigkeit 「ebenbürtig なこと」 Ebenmaß 「均斉」 Ebenmäßigkeit = Ebenmaß

6.3 オ辞 even の複合語は、以下の通りである。名詞、形容詞、副詞、接続詞、数詞の順に記す。evenaar 1 「赤道 equator」 2 「(s) (てんびんの) 指針 index, tongue」 evenbeeld 「よく似た人 [もの]、生き写し image, picture」 evenknie 「同等のひと [もの]、匹敵する人 [もの] equal」 evenmens 「同胞 fellow-man」 evennaaste 「同胞; 〔聖〕隣人 fellowman; neighbor」 evennachtlijn 「赤道 equator」 evenredigheid 「均斉; 〔数〕比例 proportion」 evenwicht 1 「均衡、バランス」 2 「(からだの) 平衡」 3 「(心の) 平静」 evenwichtigheid 1 「平衡、バランス balance, equilibrium」 2 「心の平静、おちつき composure, balance」 evenwichtbalk 「〔体操〕平均台 balance beam」 evenwichtsleer 「静力学 statics」 evenwichtsorgaan 「平衡 (感覚) 器官 organ of equilibrium」 evenwichtsstoornis 「平衡障害 disturbance of equilibrium」 evenwijdigheid 「平行 parallelism」/evenredig 「比例した、均整のとれた; 〔数〕比例の proportional」 evenwichtig 「均斉のとれた; 思慮分別がある、常識的な well-balanced; level-headed」 evenwijdig 「並行の⁽¹⁴⁾」/eveneens 「同様に、…もまた also, likewise, as well」 evengoed 1 「同様に as well」 2 「それでも、やはり all the same, nevertheless」 3 「同様によく just as well」 evenmin 「どうように…でない no more」 eventjes 「ちょっと、ほんのしばらく

(13) これのみ even + 形容詞である。

(14) 副詞としても用いられる。

く just, only just, (just) a minute] evenwel 「それにもかかわらず, それでも, やはり nevertheless, however]/evenals 「…と同じように (just) as, (just) like]/evenveel 「同数の, 同量の as much, as many」

ENに見出しとなっている even の複合語は, evenminded と eventempered の 2 語のみである。それぞれの語義を以下に示す。

evenminded (0.1) gelijkmoedig ⇒ kalm, evenwichtig EN

eventempered (0.1) gelijkmoedig ⇒ gelijkmatig, EN

7 要約

今回は, 英語の even と同根のドイツ語の eben, Ebene, ebnen, オランダ語の even, effen, effenheid, effening, evenaren, effenen を, 記述, 分析した。

英語には, 「2つの同様なもの」は, 外来語の pair が借用されているので, 形容詞の even にその語義はない。あるのは, 「平らな, 滑らかな, 規則的な, むらのない, 平穏な, 公平な, 平等の, 清算済みの, 互角の, 均等な, 同一の, 五分五分の, 偶数の, ちょうどきっかりの」である。ラテン語の対応語にないのは, 「対称的な, 親切な」くらいであろう。英語の equal には, 「ふさわしい」という語義がある。さらに, 「水平な, 平静な」には, 《古》のレーベルがつけられている。

フランス語 (égal, pair (e)), スペイン語 (igual, par, pareja), ポルトガル語 (igual, par, parelha), イタリア語 (uguale, paio, pari) には, 名詞としての用法を含めて, ほぼすべての語義がある。

オランダ語の eben の形容詞の語義は, 蘭和辞書の記載が限られていて, 十分には行えなかった。EN の英語 even のオランダ語での対訳では, I で論じた like とつながる gelijk やその複合語が目立つ。

英語 even の副詞に「平らかに, 滑らかに」の語義は, 俗語としてはあるが, これは, evenly によって示される。副詞の even の語義は, IV でふれたフランス語 (même), スペイン語 (mismo), ポルトガル語 (mesmo), イタリア語 (modêsmo) とほぼ重なる。ただ「十分に, ちょうど, すなわち」には, 《古》の表示がある。ドイツ語の eben の「かろうじて」は少し英語とのずれがある。オランダ語 even の「しばらく, 少し, ちょっと」という語義は, 英語にはない。EN の訳語では, zelfs が目立つ。

英語の動詞 even には, 「平らにする, 平らになる, 均等にする, 安定させる, 清算する, 均衡がとれる, 五分五分となる」と具体的な意味も, 抽象的な意味もある。ただ「対等に扱う, なぞらえる」には, 《古》のレーベルがつけられている。ドイツ語 ebnen にも具体的な意味も抽象的な意味もある。オランダ語派は, effenen 「平らにする, 清算する」と evenaren 「匹敵する」と別れている。EN は, やはり訳語に gelijk maken, gelijk worden のように gelijk を用いている。

英語 even 「100ヤード10秒かっきりのタイム, 同額の掛け金, 五分五分の形勢」と evenness 「平坦, 平等, 平静」とドイツ語 Ebene 「平地, 台地, 水準, 段階」は異なる。オランダ語 effenheid 「平坦さ, 滑らかさ」と efening 「平らにすること」は, 英語と一部重なる。

複合語では、ドイツ語の eben または ebenso を伴うものが、「ちょうど、まさしく、まさに、同様に」といった意味をもち、目立っている。

[参考文献]

- Geeraerts, D. 2010 *Theories of Lexical Semantics*, Oxford University Press, Oxford.
Heine, Bernd and Tania Kuteva. 2002 *World Lexicon of Grammaticalization*, Cambridge University Press, Cambridge.
国廣哲也 1982 『意味論の方法』大修館書店
国廣哲也 2006 『日本語の多義動詞』大修館書店
Lakoff, G. 1987 *Women, Fire, and Dangerous Things: What Categories Reveal about the Mind*, University of Chicago Press, Chicago.
清水誠 2012 『ゲルマン語入門』三省堂
Sweetser, Eve Eliot. 1990 *From Etymology to Pragmatics: Metaphorical and Cultural aspects of Semantic Structure*, Cambridge University Press, Cambridge
吉田和彦 2005 『比較言語学の視点』大修館書店

[辞書, 辞典]

- 有本紀明他 20 名編 2004 『和西辞典』白水社 (白和西)
Bokförlaget Rabén Prisma, 1993 *Swedish Dictionary*, Routledge, London.
Hannay, M. 1984, 1996 *Handwoordenboek Engels-Nederlands*, Van Dale Lexicografie, Utrecht/Antwerpen (EN)
Hellquist, F. 1957 *Svensk Etymologisk Ordbok*, Gleerups Förlag, Lund.
池上岑夫他 4 名編 2005 『現代ポルトガル語辞典』白水社 (現ポ)
Jan de Vries. 1997 *Nederlands Etymologisch Woordenboek*, Brill, Leiden.
Kluge F. Bearb. von Elmar Seebold. 1995 *Etymologisches Wörterbuch der deutschen Sprache* Walter de Gruyter, Berlin.
國原吉之助 2005 『古典ラテン語辞典』大学書林
園松孝二他 11 名編 1985 『独和辞典』小学館 (独大)
桑名一博他 5 名編集 1990 『西和中辞典』小学館 (小西中)
Lewis, C.T. 1891 *Elementary Latin Dictionary*, Oxford University Press, Oxford.
信岡資生主幹 2002 『クラウン独和辞典』三省堂 (ク独和)
西川一郎 (編集・執筆) 1996 『和伊中辞典』小学館 (小和伊)
大賀正喜他 10 名編 1988 『小学館ロベール仏和大辞典』小学館 (小ロ仏)
Pfeifer, W. 1989 *Etymologisches Wörterbuch des Deutschen*, Akademie-Verlag, Berlin.
坂本鉄男編 1988 『和伊辞典』白水社 (白和伊)
白川静 『字訓』1997 平凡社
竹林滋・寺澤芳雄・小島義郎・東信行・安藤貞雄・川上道生 (編) 2002 『新英和大辞典』研究社 (英大)

寺澤芳雄（編集主幹）1997『英語語源辞典』研究社
辻幸夫他6名編 2019『認知言語学大辞典』朝倉書店
van Sterkenburg, P.G.J. en Boot, W.J.『オランダ語辞典』講談社（オ辞）
van Wijk, N. 1971 *Franck's Etymologisch Woordboek der Nederlandsche Taal*, Martinus
Nijhoff, 's'-Gravehage.
在間進編 2000『アクセス独和辞典』三修社（ア独和）

(2024.9.20 受稿, 2024.11.12 受理)

—Abstract—

This time we described and analyzed English *even* and its German cognates *eben*, *Ebene*, and *ebnen* and its Dutch cognates *even*, *effen*, *effenheid*, *effening*, *evenaren* and *effenen*.

In English the loanword, *pair* has been borrowed, so two similar things are represented by the word. Consequently, the adjective, *even* does not have the sense. It has the following senses: 'plane', 'smooth', 'regular', 'uniform', 'calm', 'fair', 'impartial', 'clear', 'level', 'identical', 'fifty-fifty', 'even-numbered', and 'just.' Moreover, it is assumed that Latin *aequus* and its related words have almost all the senses except ones such as 'symmetrical' and 'favorable.' In addition, English *even* has the sense 'suitable' and the senses 'calm' and 'level' are labelled old-fashioned.

Following words belonging to the italic group, related to English *equal* and *pair* have almost all the senses besides nominal ones: French (*égal*, *pair(e)*), Spanish (*igual*, *par*, and *pareja*), Portuguese (*igual*, *par*, and *pareha*), and Italian (*uguale*, *paio*, and *pari*.)

Adjectival senses in Dutch *even* could not be fully analyzed, because the dictionary referred to is not a comprehensive one. In NE, which is a bilingual dictionary from English to Dutch, some senses are translated into Dutch, using *gelijk* and compounds made up of *gelijk*, which is related to English *like*, discussed in the first article.

Adverbial senses in English *even* has the senses 'levelly' and 'smoothly', but their label is a slang, and they are usually expressed by *evenly*. Moreover, the senses 'just' and 'namely' are labelled old-fashioned. Most of the senses of English *even* as an adverb are parallel to those words discussed in the fourth article: French (*même*), Spanish (*mismo*), Portuguese (*mesmo*), and Italian (*modêsmo*.) The sense of German *eben* 'barely' seems to be slightly different from English *even*. The sense of Dutch *even* 'for a while' is not found in English *even*. Among the words used in EN translation, *zelfs* is noticeable.

The English verb, *even* has both literal and figurative senses, though the senses 'treat equally and compare' are labelled old-fashioned. The German verb *ebnen* also has both concrete and abstract senses. Dutch *effenen* has the senses 'level' and 'liquidize' and *evenaren* has the sense 'equal.' In EN *gelijk* is used in translation like *gelijk maken* and *gelijk worden*.

English noun *even* has the senses, 'even time' and 'even money', and evenness has the senses, 'being level', 'being impartial', 'being far', and 'being calm.' They are different from the German noun, *Ebene*, which has the sense, 'plain.' The senses of Dutch *effenheid* are 'being level' and 'smoothness' and the senses of *effening* are 'levelling' and 'smoothing,' and they are partially parallel to those in English.

As far as the compounds are concerned, in German those made up of *eben* or *ebenso* are remarkable, which have the senses, 'exactly', 'just like' and 'just as.'

〔論 説〕

マックス・ヴェーバーにおけるカリスマ概念の初期用例 (下)

——人格的カリスマとしてのオットー・グロース——

荒川 敏彦

1. 書簡の宛先

ヴェーバーがはじめてカリスマ概念を用いた『プロ倫』では、ツィンツェンドルフとの関連で使徒的無所有やひたすら天職に従事する態度に対してこの概念が用いられていた。そこではあくまで生活態度に対してカリスマの語があてられ、個人の人格との関連でカリスマの語をあてる用法は見られなかった。

本稿では、ヴェーバーが具体的な個人の人格に対してカリスマ概念を用いた例をとりあげる。『経済と社会』以前の初期用例としてあげるべきは、本誌前号⁽¹⁾と今号で紹介する2例である。今回本稿で取り上げるテキストは、学術論文ではなく書簡である。学問的な態度と論理で書かれた論文と、個人宛の書簡とでは文章の性質が大きく異なり、先の『プロ倫』の用例やその後の『経済と社会』で全面展開されるカリスマ論とは区別されよう。

しかし今回取り上げる書簡は、単なる私的な書簡とは言いにくいものでもある。なぜなら、それがヴェーバーも編集に携わる『社会科学・社会政策雑誌』(以下『アルヒーフ』と記す)に投稿された論文の掲載可否を伝える書簡だったからである。最終的に掲載されなかったその論文の内実は不明だが、エルゼ・ヤッフェによる写しから、そのタイトルが「心理学主義的な支配秩序について 1. ニーチェとフロイト以後の心理学主義⁽²⁾」であった可能性が指摘されている [書簡 393]。

掲載を却下されたこの論文の執筆者は、オットー・グロース (1877-1920) である。フロイトが弟子のなかでもカール・グスタフ・ユングと並びその独自の才能を認めた弟子で、社会に支配的な父権制からの解放を目指すラディカルな性愛解放の理論家であつ自らそれを実践したアナキストでもあり⁽³⁾、モルヒネ、コカイン、アヘンなどの薬物中毒者⁽⁴⁾で

(1) [荒川 2024] を参照。またヴェーバーの著作および書簡からの引用に関する引用注は、[略号 全集版ページ (MWG I/18) = 邦訳頁] で示す。それぞれの略号は、文献注における各文献の冒頭に示す。全集版のページは斜字体とする。引用文中における強調点は原著者ヴェーバー、下線は引用者による。本稿の中心となるヴェーバーからエルゼ・ヤッフェ・リヒトホーフエンに宛てた書簡については、全集版と、マリアンネの伝記『マックス・ヴェーバー』とバウムガルテンの著作『マックス・ヴェーバー』とでも紹介されているので、全集版のページは斜字体で示し、後二者についてはそれぞれ「伝記」「Baumgarten」と表記する。

(2) Über Psychologische Herrschaftsordnung. I. Der Psychologismus seit Nietzsche und Freud.

(3) エールリヒ・ミューザムが議論の中心だが、若干グロースとの関連も含めて、アナキズムとヴェーバーの関係についてリンゼの議論を参照 [Linse 1999]。父権制からの解放と革命への意欲については、ニコラウス・ゾンバルトが、後のカール・シュミットにとっていかにグロースが重要な「敵」となっていたかを論じている [Sombart 1991 = 1994: 126-146]。

もあったグロースは、当時の社会における父権制の抑圧構造に対抗し、抑圧の原因たる一夫一婦制を廃して性愛を社会的規範から解放することを企図していた。『アルヒーフ』の編集者⁽⁵⁾に掲載不可とされた論文の内容は不明だが⁽⁶⁾、そのような社会からの個人の性愛の解放を理論づけたものであったろう。ヴェーバーは掲載を拒否した理由について、当の論文が価値判断や世界観的主張と学問とを混在させた疑似自然科学的なものであり価値自由に反するからであると力説している。そして同時に、グロースの人格にカリスマ的資質を認める記述もしたのであった。これが、ヴェーバーが個人の人格にカリスマの概念を適用した最初の例と言ってよい⁽⁷⁾。

したがってこの書簡の主旨は、まずは掲載を拒否する理由説明に他ならない。しかし問題はその宛先である。

掲載問題を述べた書簡であるから、雑誌編集者であるエドガー・ヤッフェ宛であったなら何の問題もなかった⁽⁸⁾。しかしそれがエドガー宛ではなく、その妻すなわちヴェーバーが恋愛感情を抱くようになる教え子のエルゼ・ヤッフェ・リヒトホーフエン宛であったとしたら、話は変わってくる。しかもこのときエルゼはグロースと恋愛関係にあり、ヴェーバーもそれを知っていた。

グロースはこの書簡の年(1907年)の4月後半から、ハイデルベルクにあるヤッフェ家に滞在していた。夫エドガーもまたグロースに魅せられた一人であった。いやエドガーこそ、ひょっとするとエルゼよりもいっそうヤッフェを評価していたのかもしれない⁽⁹⁾。グロースがヤッフェ家に滞在しエルゼと恋愛関係にあることは、妻マリアンネをとおしてマックス・ヴェーバーも知っていた。何よりも、この書簡の約3ヶ月後の12月24日、エルゼはグロースとの子を産んでいるのである⁽¹⁰⁾。グロースもエルゼ・ヤッフェもその妹のフリーダ・ウィークリーもみな配偶者がいたが、いずれも婚姻関係を越えた自由な恋愛

(4) すでに1902年にはスイスの病院で薬物の禁断治療を受け、その後くり返し受けることになる。また書簡の翌年1908年に、グロースは、カール・グスタフ・ユングの分析治療を受けている。フロイトは、1908年4月19日付けユング宛書簡で次のように記している。「もちろん、オットー・グロースはわれわれにとっても重要関心事となるでしょう。彼はいまや緊急に医師の助けを必要としています。才能があり、確信に燃えていたあの人物が、あのような有様になったのはまことに残念です。彼はコカイン中毒になりました。いまや毒素がまわり、コカイン偏執病の初期段階にあるようです」[Freud/Jung 1974=2007: 157]。その後もフロイトとユングは、グロースの治療をめぐる繰り返し書簡でやりとりをしている。

以下、ヴェーバーとグロースとエルゼおよび周辺の人たちの関係については、必ずしもその都度明記はしないが以下を参照している。とくにエルゼやマリアンネ・ヴェーバーの観点から [Green 1974=2003] [伝記 1926=1963]、グロースの観点からは [Green 1986=1998]、マックス・ヴェーバーの観点からは [Schwentker 1988=1994] が参考になる。これらを中心に、ほかに [Krüger 2001=2007] [関根 2002] [薬科 2023]。

(5) 編集者はエドガー・ヤッフェ、マックス・ヴェーバー、ヴェルナー・ゾンバルトの3人である。ヴェーバーが明白に掲載拒否を主張したことは明らかで、ヤッフェとゾンバルトについては問題がある(後述)。ヤッフェも自宅にグロースを滞在させたことから察せられるように、彼を高く評価していたと考えられ——妻エルゼとグロースとのあいだに生まれたベーターはベーター・ヤッフェとなった——、掲載を許可する方に傾いていた可能性は高い。

(6) それはその後どこにも発表されなかった。関連すると思われる著作については全集版を参照 [書簡 393]。

(7) 後にヴェーバーがカリスマ論を展開していく上で、人格のカリスマは中心をなしていく。もちろんオットー・グロースだけがその発想の源泉ではなく、自称預言者があまた登場してきていた当時の社会状況との関連もあったであろうが、それでもグロースとの関係でカリスマの語がはじめて使われたことは注目されるであろう。

関係を持ったのである。書簡をめぐる周辺事情はこの上なく複雑であった。

ところでエルゼ・ヤッフエは、オットーの妻フリーダ・グロースとフライブルクの寄宿学校時代以来の仲であったし、その縁ですでにマリアンネ・ヴェーバーとも親しかった⁽¹¹⁾。グロースの妻フリーダ・グロースは、エルゼ・ヤッフエが子を産んだ同じ1907年に、同じくオットー・グロースを父とする子を産んでいる。オットーと妻フリーダおよび愛人エルゼの両方に生まれた子は、どちらもペーターという同じ名前を授けられた〔書簡 402, Anm.18〕。

またグロースはまったく同時に、エルゼの妹であるフリーダ・ウィークリーとも恋愛関係にあり、エルゼとフリーダのグロースをめぐる心理的競争が展開されていた⁽¹²⁾。グロースは自らの理想とするエロスの解放は姉エルゼには不向きであり——実際エルゼはグロースではなくヴェーバーを選んでいく——、解放の実現を妹フリーダに見出した。しかし、イギリスに住むフリーダが夫ウィークリーを捨ててグロースの元に走ることは——その寸前まで行ったようだが——最終的にはなかった（後に妹フリーダはD.H. ロレンスの妻と

- (8) 事実、オットー・バウムガルテンはこの書簡を紹介する際に、エドガー・ヤッフエ宛の書簡として紹介している〔Baumgarten 1964: 644〕。内容からすれば、エドガー宛と考えてもよいように見える。他方、全集版はエルゼ・ヤッフエ宛としている〔書簡 393〕。マリアンネの『伝記』は宛先について言及していない。グリーンは、ヤッフエ宛であるがエルゼに書き送った書簡としている〔Green 1974: 55=2003: 78〕。

しかし全集版に掲載されているヴェーバー直筆書簡の写真版で確認されるのは、便箋一枚目の冒頭で中央に堂々と記された「Liebe Frau Doktor!」という宛名である〔書簡 S.396の右頁〕。また、後述するように、エドガー・ヤッフエのことを「あなたの夫」という書き方で表現している箇所もある（こうした記述をマリアンネとバウムガルテンは削除した）。したがって全集版どおり、この書簡は形式上も内容上もエルゼ・ヤッフエに宛てたものだと考えてよいだろう。つまり、グリーンの推測を手がかりとすれば〔Green 1974: 56=2003: 79〕、エルゼがグロースに論文投稿を促してヴェーバーにも掲載を打診してきたのだが、グロースを推薦するエルゼの意向に対してヴェーバーが、グロースの論文の問題点を蕩々と説明し、それとともに、エルゼがグロースとこれ以上接近するのを阻止しようとしたのがこの書簡だという可能性である。エドガーとしては、本来『アルヒーフ』のことは自分の仕事の領域であるのだから、その掲載について妻エルゼとヴェーバーが書簡でやりとりしている事態に歯がゆい思いをしたに違いない。

この点についてはグリーンが次のように推測している点が参考になるだろう。「どうやらエルゼ・ヤッフエがグロースにその論文を『雑誌（アルヒーフ）』に送るようすすめて、ヴェーバーにグロースと会うことを提言したようである。というのはこの手紙の中で、彼はとてもそのような会見はできないと念入りに断っているからである。彼女の側としては、自分の人生における二人の主要人物を対決させてみたいという明らかな動機他に、もしかしたら、かくもすぐれた精神分析家であるグロースが、ヴェーバーの活動を妨げている神経症を治してくれるのではないか、という期待があったのかもしれない」〔Green 1974: 56=2003: 79〕。

グロースは4月からヤッフエ家に滞在しているのだから、当然、エドガー・ヤッフエの『アルヒーフ』を知っていたはずであるが、そこへの論文投稿を促したのがエルゼであり、だからこそヴェーバーの書簡がエルゼに送られたという話はあり得る話ではある。

- (9) ヴォルフガング・シュヴェントカーは、ヤッフエが「グロースのすべての大学関係の友人の中で、後の年月においても彼に援助の手をさしのべた、おそらく唯一の友人であった」というフランツ・ユングの言葉を引いている〔Schwentker 1988: 663=1994: 438〕。
- (10) 〔書簡 393〕。しかしグロースとの子ペーター・ヤッフエは、1915年に早世してしまう〔Green 1974: 59=2003: 84〕。
- (11) 〔Green 1974: 32=2003: 44-45〕
- (12) しかしグロースは、イギリスに戻った妹フリーダへの熱愛に満ちた書簡のなかで、いま姉エルゼと一緒にいて恋愛関係にあることを打ち明けている。そのなかで、エルゼは嫉妬しないだろう、とフリーダに書き送っている〔倉持 2001: 173〕。

なる)。

2. エルゼ宛書簡のテキスト

ここで取り上げる書簡は、ヴェーバーがエルゼ宛に出した1907年9月13日付の書簡である。その内容は、グロスが『アルヒーフ』に投稿してきた論文について、それが学術論文とは言えないものであると強く批判するものであった。

批判のポイントは、その論文が学問的議論と学問から世界観を導こうとする主張との混淆で、価値判断に満ちあふれた価値自由に反する論文だということにある⁽¹³⁾。グロスの主張は、理想はただ自分自身の「健康」な神経の誇示であり、願望や欲動を抑制するすべてのことつまりあらゆる「規範」の遵守は神経にとって好ましくない「抑圧」であり不道徳であるから、興奮の「消散⁽¹⁴⁾」を制約することなく、欲望を充足しなければならないというものとして、ヴェーバーには理解された〔書簡 397-398；=伝記 381-382=287-289；=Baumgarten 645=138-141〕。後にヴェーバーは、『理解社会学のカテゴリー』のなかで「対象を定めない特殊な愛の感情として主観的に『抱かれ』るある種のオイフォーリー」に言及し、その感情はしばしば「愛の無世界主義」(Liebesakosmismus)⁽¹⁵⁾として「消散」されると記したが、これは明らかにオットー・グロスを念頭においたものと思われる〔カテゴリー 400=29〕。

この書簡は非常に長いものだが、妻マリアンネ・ヴェーバーによるマックス・ヴェーバーの伝記に一部を除きほとんどの部分が引用されている〔伝記 1926: 378-384=1963: 286-291〕。しかし本稿にとっては、引用されなかった部分こそが重要である。なぜならそこは、ヴェーバーがグロスのカリスマ的資質を認める記述をしている部分だからである。

マリアンネは女性解放運動の先駆者の一人であるが、グロスの主張し実践する一夫一婦制からの解放には強く反対した。その人物について夫マックスがカリスマ的資質を認め

(13) 後に発表された論文「文化的危機の克服」の冒頭は、次のように高らかに謳い上げる。「無意識の心理学は革命の哲学である。すなわちそれは、魂の内部を変革する酵素としての、また自己の無意識に縛られた個性の解放としての使命を帯びている。」[GroB [1913] 2009: 295]

(14) 書簡の中でヴェーバーは、フロイトの理論について「比較的大きな著書も読んで知っている」と記し、それが年を経るに連れて変化してきており、まだ決定的な形式には至っていないと述べ、一例として「消散」(Abreagieren) 概念が「徹底的に支離滅裂なものにされた」と述べている。ところでヴェーバーは、この「消散」概念を『プロ倫』でカッコ付きで用いていた。それは、①カルヴィニズムの予定説が、被造物神化を拒否したがゆえに懺悔の制度が消失していったことについて、罪責意識の定期的な「消散」の手段が取り去られたという禁欲のプロテスタンティズムの作用を理解する上で重要な箇所〔倫理 285=159〕と、②そのすぐ後にもう一箇所(こちらはカッコはない)、世俗的天職労働が宗教的不安の「消散」の適切な手段とされたという箇所である〔倫理 304=181〕。つまり『プロ倫』にとって消散概念は、禁欲のプロテスタンティズムの説明と天職労働という車の両輪を説明する非常に重要な概念としてある。そう考えると、論文で援用した概念がその後次々と変容させられていくのは、ヴェーバーにとっても好ましくなかっただろうと思われる。

(15) グロスにおける「愛の無世界主義」については、ヴェーバーは身近な人びとがその思想に感化されていく様を見つめながら、それを「あまりに『卑怯』」(zu "feige")と考えている〔書簡 397；=伝記 287；=Baumgarten 645=138〕。しかし、カリスマ概念と同様に「愛の無世界主義」についても、その後の理論的な深化を考えると重要であろう。愛の無世界主義と心情倫理(Gesinnungsethik)との関連について、とくに〔横田 2011: 94-101〕〔内藤 2019: 80-85；186-190；228-234〕を参照。

る発言をしたことは、マリアンネにとっては耐えられなかったのかもしれないし、マックスの経歴を汚すものと考えたのかもしれない。しかし、マリアンネの伝記が後のヴェーバー研究にとってだけでなく、世紀転換期の思想史を知る重要な参考資料となったことに鑑みれば、そこでカリスマに言及した一節が意図的に末梢されてしまったことは、それがヴェーバーとグロースという強烈な個性をもつ二人の人物の関係であるだけに残念なことであった。

この欠落を埋めたのが、ヴェーバーより30歳以上若い親戚で⁽¹⁶⁾、マリアンネやヤスパーズ、エルゼたちヴェーバーを囲んだ人びとと親しく交わり、ヴェーバー関連の書簡を束で所有していたエドゥアルド・バウムガルテン（1898-1982）である。バウムガルテンは720ページに及ぶ——そのほか豊富な写真が巻末にある——浩瀚な著作『マックス・ヴェーバー 業績と人』で、マリアンネが削除した最終部分を含めてこの書簡を紹介したのである [Baumgarten 1964: 644-648=1971: 134-145]。ただしバウムガルテンは、書簡の宛先を（エルゼではなく）エドガー・ヤッフェ宛の書簡と意図的に誤って紹介している（この宛先問題は後にあらためて触れる）。また、たしかに書簡の主旨ではないけれども、本稿にとっては重要なカリスマの語が使用されていることにも触れておらず、それもまた後述するように意図的であると考えられるので、バウムガルテンの問題は多方面に及んでいる。

しかし、バウムガルテンにより書簡の末尾が開示されたことで、そこでヴェーバーがグロースという個人にカリスマ的資質を認めたことが明らかとなった。これによって、たとえばグリーン [1974: 41=2003: 57] や上山安敏 [[1984] 2001: 204] などが、ヴェーバーがグロースにカリスマを認めた例としてこの書簡に言及でき、さらにはヴェーバーがカリスマ論を着想した一つの時代背景としてのコロニー運動（アスコーナの運動）など、当時の社会的な様相を描き出す手がかりとなったのである。

3. 書簡の〈末尾〉——グロースの人格的カリスマの高貴さ

では、ヴェーバーがグロースにカリスマを認めた一節、マリアンネの『伝記』で削除された一節は、どのようなものであったのか。じつは書簡の本文について、おそらくヴェーバーの文字の判読の違いからと思われるが、バウムガルテンの紹介と全集版とで異同がある⁽¹⁷⁾。他にもバウムガルテンによる意図的な改竄的編集も見られる。したがって以下では全集版（MWG）を底本として⁽¹⁸⁾、バウムガルテン版との異同についてはそのつど注で触れることにする。問題の箇所は、書簡の末尾から2段落目、それまで長々とグロースの論文に対する批判を書き連ねてきた後の記述である。

(16) 祖父ヘルマン・バウムガルテンは、マックス・ヴェーバーを教えることとなる歴史学者。彼はイダ・ファレンシュタインを妻とした。イダは、マックス・ヴェーバーの母ヘレーネ・ファレンシュタインの姉である。ヘルマンとイダの子には長男フリッツ・バウムガルテン、次男に有名な神学者オットー・バウムガルテンらがいた（オットーは従兄弟のマックス・ヴェーバーに深く影響を与えたことが知られている）。そして長男フリッツ・バウムガルテンの息子が、『マックス・ヴェーバー 業績と人』を執筆したエドゥアルド・バウムガルテンである。

この批判は具体的な業績に関するものです。——私はこの論文と同じ著者のほかの論文の水準が、専門家たちからいかに高く評価されているか、十分に⁽¹⁹⁾承知しています。それは、はっきり言えば、その人格 (Person) と個性にはまったくあてはまりません⁽²⁰⁾。私たちふたりの議論がいつも食い違ってしまう⁽²¹⁾ことが、次の事態をもたらすことはないでしょう。つまり、[私が直接会って得た] 短時間の印象⁽²²⁾とあなたの話とにしたがうなら、たしかに彼の持つもっとも愛すべき⁽²³⁾特質である高貴な性格——現代において出会うことのできる唯一の人⁽²⁴⁾でしょう——を、私が見誤ることはありません。しかし、もし彼が専門人的⁽²⁵⁾ジャ・ゴンや自分の専門領域を愛する⁽²⁶⁾神経衛生学その他諸々の塵にまみれていなかったとしたら、またもし彼があえてありのままの自分——もちろんニーチェ⁽²⁷⁾の模倣者などとは別ものそしてそ

- (17) もっとも大きな差異は、省略された（以下に訳出する）一段落の配置である。バウムガルテン版では書簡末尾に置かれているが、全集版では一段落繰り上がっている。全集版にはヴェーバー直筆の最終葉が写真版で掲載されている [書簡 S.397の左頁]。「心からの挨拶を あなたのマックス・ヴェーバー」という署名がされた最終葉を見ると、宛先は形式上もエルゼであることが分かる。つまり直筆写真版から確認される書簡の最終段落は、マリアンネの『伝記』でいえば最終段落すなわち「なぜなら専門科学は技術であり、技術的手段を教えるものなのですから」ではじまる一段落である [伝記 1926: 384=1963: 290]。この段落の前に、以下本文に訳出するグロースに関する一節が本来はある。マリアンネはその部分を単純に省略したのに対して、バウムガルテンはその一段落を公開はしたが位置を書き換えて最終段落とした。

となると、バウムガルテンはなぜ原文に手を加えてまで配置換えを行ったのかが問題となる。まずは、マリアンネに対する配慮（すでにマリアンネは物故していたが）が考えられる。マリアンネが略した部分を最後に付加すれば、マリアンネが引用した書簡の文脈を壊すことはないし、また最後の部分を省略したということになればマリアンネの引用の恣意性も見えなくなるからである。しかし最終的に書簡は公になり、マリアンネの途中部分の削除と、バウムガルテンの配置換えが明らかとなってしまった。あるいは別の可能性として、文脈上その方がすっきり読めるから段落を移動したという理由があったかもしれない。じっさい、バウムガルテン版で読んでも違和感はない。バウムガルテンの改竄理由は最終的には不明であるが、いずれにせよ全集版はマリアンネ版やバウムガルテン版との違いについて一切触れていない。

- (18) 全集版に収録されたのは、エドゥアルド・バウムガルテン所蔵のものであった [書簡 393]。バウムガルテンはエルゼから譲り受けたのであろうか。
- (19) sehr gut は挿入された句なので強調されていると見てよいだろう [書簡 402]。
- (20) バウムガルテン版の *damit* が、全集版では *gar nicht* となっている。筆跡の判読に相違があったと思われる。バウムガルテン版を訳せば、「したがってそれは、はっきり言えば、その人物と特性とにかかわるものです」となり、意味が完全に逆になる。[Baumgarten 1964: 648=1971: 144]。
- (21) 話がいつも食い違う (vorbeisprechen) と言うときの相手は、はたしてエドガーだろうか、それともエルゼだろうか。この書簡の宛先に関わる問題である。「いつも」や「あなたの」話という部分を強調していることなどを見ると、エドガーがしきりにグロースについて話をした可能性も否定はできないが、やはり心酔していたのはエルゼの方であり、ここでの「食い違う」相手はエルゼであると考えられる。ヴェーバーとエルゼとの関係についてグリーンは、エルゼが後年の回想のなかで「マックス・ヴェーバーとの関係にひきずりこまればじめたとき、彼女は——自己防衛的に——彼とのさまざまな意見の相違にこだわりつづけ」たことについて述べている [Green 1974: 59=2003: 83-84]。

なお、バウムガルテン版での *aneinander* という一語が、全集版では *an einander* と分割されている。

- (22) ヴェーバーはグロースと直接会って議論したことがある。これについては後注 32 を参照。
- (23) バウムガルテン版は *libenswürdigsten* だが、全集版では *libenswerthesten* である。
- (24) バウムガルテン版は *die einem* だが、全集版では *die Einem* である。
- (25) *fachmenschentlich*.
- (26) *ressortpatriotisch*.

れ以上のもの⁽²⁸⁾——であろうとしたならば、彼の人格的カリスマの高貴さ（der Adel seines persönlichen Charisma's⁽²⁹⁾）および私が脱帽するほかない愛の「無世界主義」⁽³⁰⁾は、どれほどより純粹に作用したことでしょう。もちろんニーチェの模倣者と言っても、「高貴さのモラル」というニーチェにおける永続的なものの模倣ということではなく、ニーチェの徹底的に⁽³¹⁾道徳主義的な教えの核となるものの周りに積み上げた生物学的な装いという、まさにニーチェのもっとも柔弱な部分⁽³²⁾の模倣のことです。他の何ものでもなく、ただこの道徳主義的素質のみが、二人の内的親和関係を基礎づけているのです⁽³³⁾。[書簡 402-403；=伝記 欠落；=Baumgarten 647=144-145]

この書簡においては、カリスマ概念は特別な術語としてではなく、いわば日常語として用いられている。しかしむしろ一般的に理解可能な日常語としてもあったカリスマ概念であるからこそ、後にそれを、先駆的なルドルフ・ゾームによる活用を踏まえながら、ヴェーバーが独自に規定し、「カリスマ的支配」をはじめ縦横に用いてゆく萌芽となったであろうことが推察される。

この段落の冒頭では、それまで書簡で縷々述べてきたこと——グロースの論文が価値自由に反するがゆえに掲載できないということ——は厳しい評価だけれども、それは人格否定なのではなく、あくまで『アルヒーフ』に投稿された論文に対する見解であることが確認されている。それは直後に、あえてグロースの資質を褒めることと呼応している。それは、現代ではとうていお目にかかれなような愛すべき特質であり、そのグロースの本質

(27) ここでヴェーバーが想定しているニーチェの著作ないし思想がいずれかは不明であるが、たとえば『ツァラトゥストラ』では「子どもと結婚」と題する章で次のように述べられている。「結婚、とわたしが呼ぶのは、創造した者たち以上の者なる一者を創造しようとする、二人の意志だ。このような意志を意欲する者に対する畏敬としての、相互の畏敬を、わたしは結婚と名づける。／これがきみの結婚の意味と真相とであれ」[Nietzsche 1988: 74=1993: 125-126]。既存の結婚観を否定し、創造への二人の意志をもって結婚とみなすニーチェの思想が、グロースの思想に影響を与えたことは十分に考えられる。しかしそこでニーチェの思想のどの部分を参照し、どの概念をどのように援用するかが問題とされている。

(28) バウムガルテン版では andres und besseres だが、全集版では Andres und Besseres である。

(29) バウムガルテン版では Charismas である。

(30) „Akosmismus“ der Liebe. 特定の誰かにかかわらず愛する「愛の無世界主義」(Liebesakosmismus) は、その人の人格を顧慮しないという点で隣人愛の物象化でもあり、ヴェーバー宗教社会学におけるキーワードの一つである。

(31) バウムガルテン版では durch und druch だが、全集版では durch u. durch である。

(32) der schwächsten Partien.

(33) この最後の一文は（マリアンネの『伝記』はもとより）バウムガルテン版にも掲載されていない。全集版ではじめて明らかにされた部分である。内的親和関係（innere Verwandtschaft）にある二人（beide）とは、グロースとニーチェのことであろうか、グロースとヴェーバーのことであろうか、それともヴェーバーとエルゼのことであろうか。『プロ倫』には「選択的親和関係」（Wahlverwandtschaft）という論文の主題に関わるキーワードがあるが、これはゲーテの同名の小説——通常『親和力』と訳される——に由来する。ゲーテの『親和力』は、2組の男女が運命的に惹かれあう（親和力が働く）なかで、社会規範に踏みとどまる関係と踏み越える関係の2組の運命が描かれる。この書簡でヴェーバーは、親和関係の語を、一夫一婦制を壊す性愛解放論者グロースを批判する文脈のなかで使っている。そこには、ゲーテの『親和力』に描かれた社会規範と性愛とのデモニッシュな関係とその行く末が示唆されているように思われる。

は見誤ってはならないものと感じられたのである。しかし、グロースが専門家のジャーゴンの「塵にまみれて」おらず、またニーチェを模したりせず自分自身であろうとしたなら、著者の「人格的カリスマの高貴さ」と「愛の『無世界主義』」とは純粋に作用したはずだという。裏返せばヴェーバーは、グロースが論文でフロイトや精神分析学およびニーチェ特有の術語を不必要なまでに用い、グロース自身の見解が粉飾されているとの印象を受けたのだらう。そのグロース自身の特質を指す文脈で「カリスマ」の語が用いられたのである⁽³⁴⁾。

しかしこのような、ある意味ではあるがグロースの人格を讃える記述、しかも愛の無世界主義を実践するグロースにカリスマを認めることなど、マリアンネにとっては認めがたいものだったのであろう。彼女はこの段落を丸ごと消し去ったのであった。

だがよく読んでみると、ヴェーバーがグロースのいかなる点にカリスマを認めたのかについては記されていない。グロースのカリスマの核心に、この一節から接近するのは限界がありそうである。そこで、今度は書簡の冒頭に目を向けてみよう。

4. 書簡の〈冒頭〉——グロースの「人間としての価値」に対する高評価

ヴェーバーはグロースのどのような点にカリスマを感受したのであろうか。そのことを知るため、順番が前後するが、今度は同じエルゼ宛書簡の冒頭を検討しよう。

(34) ここでヴェーバーはグロースの人格的カリスマを認めるにあたり、自らが直接会って得た印象と、エルゼが話して聞かせるグロースの2点を根拠としている。人格的カリスマを認知する上で直接の出会いが必要条件とまでは言えないが、やはりその人に会うことで得た何かは重要な要素の一つとなるだろう。そこで、ヴェーバーがグロースと出会っていたかどうかについて触れておきたい。

1907年当時は、二人ともハイデルベルクにいた——グロースはヤッフェの家に滞在していた——から、空間的にみれば偶然会う機会があってもおかしくはない。しかし、そういうことではなかった。ヴェーバーがオットー・グロースと会っていっしょに学問的な議論をしたようである。

妻マリアンネによるヘレーネ・ヴェーバー宛の書簡(1907年4月23日付)によれば、その日(4月23日)に、ヴェーバー夫妻はハイデルベルクのヤッフェ家に招待されたということである。また同じくマリアンネからゾフィー・リッケルト宛の書簡によれば(1907年4月27日付。ゾフィー・リッケルトは哲学者ハインリヒ・リッケルトの妻)、「前の週」の1907年4月23日に、ヴェーバー夫妻は「バウムちゃん」(Bäumchen = Marie Baumのことと思われる)、ヤッフェ夫妻および夫妻を訪問している友人たち、すなわちフリーダ・グロースと夫つまりオットー・グロースとで、非常に難解な哲学的問題について討議したということである[書簡 394, Anm.2]。この2つの書簡をつなぎあわせると、ヴェーバー夫妻が、グロース夫妻が滞在しているヤッフェ家に招待されてみんなで哲学的討議をしたということのようである。

ゾフィー宛書簡は、主旨としては夫マックスがその哲学討議の場で素晴らしい明快さを示したことを伝えようとする文面なので、どんな哲学的問題を話し合ったのかまでは不明である。マリアンネは、フリーダ・グロースの夫を「ニーチェ信奉者かつ自然科学者」と紹介しているので[書簡 394, Anm.2]、何らかその点に関係した内容だったのかもしれない。

他方ヴェーバーはエルゼ宛書簡で、グロースと会うことをすすめたらしいエルゼの提案を拒否している。ヴェーバーも『アルヒーフ』の掲載問題に絡んだ対決はできないと述べているし、自らの病についてグロースの精神分析を受けるなどは思いもよらなかったらう。

そうであれば、ヴェーバーとグロースの出会いはこの哲学討議の一回のみだったかもしれない。ヴェーバー自身はヤッフェ宛書簡で「短時間の印象」と述べており、その哲学討議が何時間なされたのかは分からないが、ヤッフェ夫妻を含めたこの哲学討議のときのことを指していると考えてよいだろう。

しかしそこには早くも問題がある。マリアンネとバウムガルテンは、冒頭から一部を省略しているのである。奇しくも二人が省略したのは同じ箇所であり、略し方にはエルゼとグロースとの関係、およびエルゼとヴェーバーとの関係を隠蔽しようとの意図が感じられる。例えばどちらも、「グロース博士」(D^rGroß ないし D^rG) という記述を「X 博士」(Dr. X) と伏せ字に書き換えてグロースという名の痕跡を消し去っているし、書簡の宛先がエルゼであることが明白になるような記述も消し去っている。しかもバウムガルテンは、書簡をエドガー・ヤッフェ宛だと意図的に「誤って」紹介すらしているのである。もちろん、書簡の公開はプライバシーの問題が関わるので十分に配慮が必要である。1926 年刊行のマリアンネの伝記の頃はもとより、バウムガルテンが著作を刊行した 1964 年も、90 歳のエルゼ (1874-1973) は元気であった⁽³⁵⁾。マリアンネとバウムガルテンの引用の仕方を単に改竄と批判するのではなく、当時の親しい人間関係への配慮を読み取ることも必要だろう⁽³⁶⁾。

しかし以下では、全集版にしたがってその冒頭を省略せずに紹介する（二人が省略した部分を《 》で括って明示する）。ヴェーバーはエルゼに宛てて次のように書き出した⁽³⁷⁾。

親愛なる博士！ (Liebe Frau Doktor！)

私はグロース博士 (D^r GroB)⁽³⁸⁾ の論文の写しを、私ども⁽³⁹⁾ はこれを『アルヒーフ』に採択しないという提起とともに同封してご返送します。申し添えますが、《あなたがあくまで採択にこだわるのであれば、》私は《あなたの夫とゾンバルトに》多数決で勝利させる用意があります。ただ私自身は——断じて！——これに賛成票を投じることはできません。

もし手近なやり方があるとするれば、私がこのことを G 博士自身に理由を添えて伝えることでしょう。しかしそれが誰のためになるというのでしょ⁽⁴⁰⁾う。私がどんな風に私の考えを説明したとしても、意見の相違に関する他のすべての場合と同様に今回も、すでに私が——もちろん「意図的に⁽⁴¹⁾」——固持している用語の性質ゆえに、彼にとって私という人間は必然的に「慣習律⁽⁴²⁾」に縛られている者と見えるし、私の「倫理」は彼にとっては「慣習律」的な倫理、あるいは似たような特定の原則のように見えざ

(35) 安藤英治がエルゼにインタビューしたのは 1969 年、エルゼは 95 歳であった [安藤 1972: 37 ; 146-157]。

(36) 安藤も、ヴェーバーゆかりの人びとにインタビューした旅行記のなかで、「この種の問題は関係者が存命中は全貌を明らかにすることが難しいと思われる。口止めをされたうえで話しを聞いた経験も二、三度ある」と記している [安藤 1972: 123]。

(37) 全集版には手書き原本が二葉だけ再掲されており、その一葉は書き出しである。その手稿によっても、これが書き出しであることは明白である。バウムガルテン版では冒頭に 3 点リーダー「…」があるため、途中からの引用であるかのような印象を受けるが、そんなことはない [Baumgarten 1964: 644 = 1971: 135]。

(38) マリアンネ版およびバウムガルテン版では、Dr.X と名前が伏せ字にされている。しかし全集版 [書簡 S.396 の右頁] およびそこに掲載されている直筆写真の 2 行目冒頭に D^r GroB の文字を確認できる [書簡 S.396 の右頁]。

(39) ここが wir と複数形になっているのは、『アルヒーフ』の 3 人の編者という意味で読める。

(40) cui bono ?

(41) geflüssentlich.

(42) conventionell.

るを得ないということ、私ははっきりと知っているのです。グロース博士のように人間としての価値⁽⁴³⁾を私がどれほど高く評価している人であっても、このことは変わりません [……以下略]。[書簡 394；=伝記 378-379=286；=Baumgarten 644=135]

先に引用した書簡冒頭でも見られるように、ヴェーバーはグロースと自分との決定的な分断を述べるなかで彼の「人間としての価値」を高く評価している。グロースの論文を徹底的に批判することは必要だが、それだけでは足りないと思わせる何かがグロースにはあったということだろう。グロースの「人間としての価値」や「人格」は評価しているのだと、ヴェーバーはエルゼにくり返しメッセージを発している。あるいはそれは、エルゼへの配慮であったかもしれない。すでに触れたように、このときエルゼがグロースと恋愛関係にあり妊娠していることも、ヴェーバーは知っていた。

もう一つ、このヴェーバーの書簡からは、エルゼはヴェーバーに、グロースの論文を掲載してくれるよう、半ば依頼するような書簡を送ったのだと推測される。それに対してヴェーバーは、個人としては「断固として」反対するが、「あなたがあくまで採択にこだわるのであれば」——という部分をマリアンネとバウムガルテンは削除した——おそらくはグロースを評価しているエドガー・ヤッフェとゾンバルトに「多数決の勝利」を譲るとまで言っている。しかし書簡を書き終えた最後になって、差し出し人名の下に記した追伸で、この申し出を撤回し、契約上の「拒否権」を行使すると記している [書簡 403]。全集版に収録されている直筆の書簡写真では、Max Weber という署名の下にこの追伸を見ることができる [書簡 S.397 の左頁]。

グロースの論文は価値自由な学術論文ではないので掲載には断固反対する。だが、他にもないエルゼがどうしてもというのなら、反対は曲げないが、多数決で敗れるという形で掲載されてしまうことを認めることにしよう。グロースの人間性の高貴さは認めるけれども、論文は評価できない。そして延々とグロース論文の批判を書き記しているあいだに批判の思いが強くなったのであろう、最後に自分の名前を書いた後で前言撤回し、やはり多数決は「節操がない」ので拒否権を行使する、と追記することになるヴェーバーの内面の揺れがよく分かる。

グロースの人間性を評価する記述が挿入されるのは、すでに引用した書簡末尾の（マリアンネに削除された）段落と同様のタイミングである。末尾でグロースの人格にカリスマを認めたのも、その学問的業績に対する徹底的批判を展開した後であった。

5. 小括

ヴェーバーはどのような理由から、グロースに「人格的カリスマ」「人間としての価値」を認めたのか、この書簡から窺えることをあらためて確認しよう。この書簡でヴェーバーがグロースをポジティブに評価した箇所は冒頭と末尾だけで、それ以外はすべてグロースの論文に対する痛烈な批判で埋め尽くされている。カリスマの初期用例としてのエルゼ宛書簡に関する

(43) Werth als Menschen.

限り、「カリスマ」のポジティブな観点については、書簡の冒頭と末尾を参照するほかはない。

まず、グロースの人となりについては、何よりもエルゼとその妹フリーダが彼を熱烈に愛したことは重要であったろう。エドガー・ヤッフエもグロースを支援している。ヴェーバーの身近な人びとに加えて多くの熱烈な支持者がいる事実が、グロースに人を惹きつける魅力があることの一つの根拠になったであろう。しかし、それだけではない。ヴェーバー自身もそこにある種の魅力を認めたのである。ヴェーバー自身が直接会った印象によって、グロースは「もっとも愛すべき特質である高貴な性格」を有し、それをもつ「現代において出会うことのできる唯一の人」であるとみなされたのであって、そのことを「私が見誤ることはありません」とまで述べている。

もっとも、二人が会って議論したときの印象は、双方が決して相容れない思想信条の持ち主であり、議論をしてもかみ合わないということを理解させるに十分であった。ヴェーバーは、グロースから見た自分が因習に縛られた人物にしか見えないことをはっきりと自覚していた。あるいは直接会ったときになされた「哲学討議」において、そのような意見の対立があったのではないかと推測される。『アルヒーフ』への論文掲載が不許可である理由を自分がグロースに直接伝えないのはそのためであると、ヴェーバーはエルゼに説明している。自分が不掲載の理由を説明してもグロースは納得するはずがないと知っていたのである。

しかし仮にヴェーバーの言うとおり、グロースが精神分析学のジャーゴンやニーチェ的な術語で粉飾したりせず、その「人格的カリスマの高貴さ」および「愛の『無世界主義』」が「純粹に作用」して、その論理が一貫したものになったとしても、その内容が学問から「世界観」を導き出そうとするものであって、それが「終始明らかに価値判断にあふれており、私はとにもかくにも、醒めた冷静さ（*Nüchternheit*）と即事象性（*Sachlichkeit*）の要求——つまり『価値自由』（*Werthfrei*）——を満たしていない、自称『自然科学的』な業績にはまったく敬意を覚えないのです⁽⁴⁴⁾」[書簡 402；=伝記 384=290；=Baumgarten 647=144]と言われるものである以上、ヴェーバーはこの論文の『アルヒーフ』への掲載を拒否したであろう。

この書簡の「人格的カリスマの高貴さ」を認める記述は、このように圧倒的に否定的な文脈で発せられているからこそ、かえって目を引くものとなった。ヴェーバー夫妻はともに、性の「抑圧」を廃するために一夫一婦制を否定するグロースの思想に対立している。だがグロースを取りまく支持者たちとともに、ヴェーバーもまた、グロースに何らかの魅力を感じ取ったことだけは確かだったのである⁽⁴⁵⁾。

この書簡では、先にカリスマの初出として見た『プロ倫』で見た⁽⁴⁶⁾現世拒否の態度に

(44) これは書簡末尾でマリアンネが削除した段落の直前の一文である。

(45) マリアンネは次のように述べている。「フロイトの弟子である、精神と心情（*Geist und Gemüt*）において天才の魅力（*Zauber*）を身にまとったある若い精神科医 [=グロース] が、顕著な影響力を得ていた。……このフロイトの弟子は成功を手にし、彼の福音は信徒を得た。彼の影響下に男性のみか女性までもが、あえて自らの魂と配偶者の魂を賭けた」[伝記 1926: 376-377=1963: 285]。長文のため引用中で一部省略したが、その略した部分では、性の高揚がもつ価値の大きさを踏まえて一人の人間への愛の永続性を欺瞞として性の共産主義を主張したグロースの思想が手際よくまとめられている。マリアンネもまた、マックスと同様にグロースの精神と心情に天才的な「魅力」を認めている。

(46) 本誌前号の拙稿 [荒川 2024]。

対してカリスマ概念を適用した初出用例とは異なり、オットー・グロースという特定の一個人に向けてカリスマ概念が用いられた。もちろんこの書簡ではまだグロース個人のカリスマという点に限定されており、カリスマ保持者とその帰依者の相互関係や、カリスマの継承問題、カリスマの物象化、カリスマの解釈替え、カリスマと民主制等々、その後に『経済と社会』などで展開されていくカリスマに関連した論点は、まだ現れていない。

最後に今後の課題に向けて、エルゼ宛書簡のその後の展開に目を向けておきたい。一つはカリスマの行方であり、もう一つはカリスマの相対性である。

6. カリスマの喪失と相対性

6-1. グロースのカリスマの行方

まず、グロースがエルゼたちに放った魅力・カリスマの行方について見ておこう。後のヴェーバーのカリスマ論において、カリスマ所持者に求められるのは、自己のカリスマを信奉者に確証しつづけることである。それができなくなったとき、カリスマはいわば消滅する。

エルゼとフリーダのリヒトホーフエン姉妹を虜にしたグロースのカリスマは、二人に対しては、それ以上の力を発揮することはなかった。姉エルゼはグロースとの子ペーターを出産するが、グロースから離れていく。唯一残された二人の往復書簡は、エルゼの別れの手紙とそれに対するグロースの返信である [Green 1974: 56-59=2003: 80-83]。このときグロースはモルヒネ中毒に苦しんでおり、1908年にはグスタフ・ユングのもとで治療を受けている（しかし脱走してしまう）。他方グロースの方も、エルゼは「エロスの解放に向いていない」と述べたという⁽⁴⁷⁾。だがエルゼの別れの手紙に対する返信でグロースは「エルゼよ、私を、あの男として、かつてあなたが私を見たときの男として見てほしい。私は変わっていないのだ」と記している [Green 1974: 59=2003: 83]。

それに対して妹フリーダは、エルゼよりも強くグロースに愛されていた。グロースは、何とかしてフリーダをイギリスから呼び戻そうとくり返し手紙を送っている。しかし最終的には、エルゼ同様フリーダも、グロースの元に走ることはなかった。ドーバー海峡を渡る寸前まで行ったにもかかわらず思いとどまった背景に何があったのかは不明であるが、フリーダはオットーが「足が地についていない」ことを知っていたと述べている [Green 1974: 60=2003: 84]。

また、オットーの妻フリーダ・グロースも、オットーの思想を理解しつつも、だからこそ、エリック・フリックと同棲するようになっていた [Green 1974: 67=2003: 95]。オットーが闘った父権制の権化であるその父ハンス・グロースが、夫との子であるペーター・グロースをめぐる、母フリーダ・グロースから母親および息子の妻としての権利を奪う訴訟を始めていた。先に触れたように、フリーダはエルゼ・ヤッフエと旧知の仲であった。おそらくそのこともあって、ハンス・グロースによる父権制の暴力に対して、マックス・ヴェー

(47) エルゼ自身の証言。グリーンによれば、エルゼは妹フリーダへの書簡のなかで「オットーは、『君 [=エルゼ] はエロスの解放に向いていない』と言いましたが、それは正しかったのです」と記したという [Green 1974: 55=2003: 77] [Green 1986=1998: 57]。

バーが母親の権利を守ろうと立ち上がった [Green 1974: 67=2003: 95] [Linse 1999]。

愛の共産主義を説くグロースは、他にも多くの女性と同時並行して愛し合っていたであろう。しかし少なくともここに見た三人の愛した女性たちに対しては、自らのカリスマを持続的に証しできず、ヴェーバーに「現代において出会うことのできる唯一の人」と言わしめたその魅力はエントツァウベルンしたのであった——ただし完全に消え去ったわけではなく深いところで影響を与え続けたのではあったが。

6-2. カリスマの相対性

もう一つは、カリスマの相対性という点である。『支配の社会学』でヴェーバーは、カリスマ概念を「特殊な（誰にでも真似ができるというわけにはいかないという意味で）超自然的なものと考えられているところの、肉体的および精神的素質」と述べている⁽⁴⁸⁾。具体的にモルモン教徒の信仰を例にあげながら、その聖典の「啓示」が「われわれの感情からすれば、何ら『崇高』なものではない」し、「評価する立場からすると、見えすいた『ペテン』と言わざるを得ない」と述べる。たとえ信奉者たちにカリスマとして承認され絶大な影響力を振るったとしても、信奉者以外には何ら崇高なものに感じられない（ことが多分にある）という相対性の指摘である。ヴェーバーはこのようにカリスマ概念を「価値自由」に用いることを強調する [支配 461=世良訳Ⅱ 398-399=野口訳Ⅱ 22-23]。種々のあり得る事態をカズイステイクに構成して思考するヴェーバーにとって、カリスマの相対性を確認することは、カリスマ所有者が革命的な影響力を持ちうるからこそ重要だったに違いない。

ヴェーバーは、オットー・グロースにある種のカリスマ的資質を認めた。彼はグロースの愛の無世界主義の主張に賛成はしなかったが、グロースの人格と思想が放つ魅力に一定の人びとが引き寄せられていく現象に関心をもって見ていた。マリアンネはその後のヴェーバーが「規範の拘束を脱したエロティークが〔個人の〕全体的人格に与える作用に強い関心を示した」のは、それが「今や究極的に重要なものに思えた」からだとして記している [伝記 1926: 391=1963: 296]。その後のヴェーバーの宗教社会学において「愛の無世界主義」の問題が理論的に展開されていくことを思えば、グロースの思想と学問を否定はしたが、その着眼においてヴェーバーも彼に大きな示唆を受けたと言えるだろう。それは個人の「人格的カリスマ」の承認に止まらない、思想的な影響であった。

またグロースが自称したかどうかは不明だが、当時のドイツ社会に登場した自称「預言者」たちの存在は——少なくともエルゼはグロースを「預言者」と呼んでいるが——、その浮沈の経過も含め、ヴェーバーがカリスマの問題を生きた問題として分析する上で大いに参考になったであろう。もちろんヴェーバー記述はグロースを直接事例として出すことはなく古今の歴史的事例によっているのだが、カリスマ所有者の栄光と没落の過程を具体的に知ることができる事例は刺激的であったに違いない。論じるべきことの多いカリスマ論に限っても、オットー・グロースがヴェーバーに与えた影響は思いのほか大きいと言わねばならないだろう⁽⁴⁹⁾。

(48) 例として、北欧の勇猛戦士ベルセルクやアイルランドの英雄キュキュレイン、ホメロスのアキレウスらが示す英雄的忘我に入り込む能力や、シャーマンの忘我などをあげている。

(49) 古典的にはミッツマンの業績があるが [Mitzmann 1970=1975: 255-266]、シュヴェントカーはグロースとヴェーバーの関係についてより慎重に学問的に検討している [Schwentker 1988=1994]。

[文 献]

- 安藤英治, 1972, 『ウェーバー紀行』岩波書店。
- 荒川敏彦, 2024, 「マックス・ヴェーバーにおけるカリスマ概念の初期用例(上)——『プロ倫』におけるツィンツェンドルフと現世拒否のパラドックス」『千葉商大紀要』第62巻第1号。
- Baumgarten, Eduard, 1964, *Max Weber: Werk und Person*, Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck). (=1971, 生松敬三訳『マックス・ヴェーバー5人と業績』福村出版。)
- Freud, Sigmund und C. G. Jung, Herausgegeben von William McGuire and Wolfgang Sauerländer, *Sigmund Freud / C.G.Jung Briefwechsel*, Fischer. (=2007, 金森誠也訳『フロイト=ユング往復書簡(下)』講談社。)
- Green, Martin, 1974, *The von Richthofen Sisters: The Triumphant and the Tragic Modes of Love, Else and Frieda von Richthofen, Otto Gross, Max Weber, and D. H. Lawrence, in the Years 1870-1970*, The University of New Mexico Press. (=2003, 塚本明子訳『リヒトホーフエン姉妹——思想史のなかの女性 1870-1970』みすず書房。——, 1986, *Mountain of Truth: The Counterculture Begins-Ascona, 1900-1920*, University of New England. (=1998, 進藤英樹訳『真理の山——アスコナ対抗文化年代記』平凡社。)
- Gross, Otto, [1913] 2009, “Zur Überwindung der kulturellen Krise”, in: *Die Aktion*, III. Jahrg., in *Otto Gross Werke: 1901-20*, Herausgegeben von Lois L. Madison, Mindpiece.
- 倉持三郎, 2003, 「オットー・グロース伝(3)——フリーダ・ウィークリーとの往復書簡」『東京家政大学研究紀要』第41集(1)。
- Krüger, Christa, 2001, *Max und Marianne Weber: Tag-und Nachtansichten einer Ehe*, München und Zürich: Pendo. (=2007, 徳永恂・加藤精司・八木橋貴訳『マックス・ヴェーバーと妻マリアンネ——結婚生活の光と影』新曜社。)
- Linse, Ulrich, 1999, “Sexual Revolution and Anarchism: Erich Mühsam”, Edited by Sam Whimster, *Max Weber and the Culture of Anarchy*, Macmillan.
- Mitzmann, Arther, 1970, *The Iron Cage, An Historical Interpretation of Max Weber*, New York: Alfred A. Knopf. (=1975, 安藤英治訳『鉄の檻——マックス・ヴェーバー一つの間劇』創文社。)
- 内藤葉子, 2019, 『ヴェーバーの心情倫理——国家の暴力と抵抗の主体』風行社。
- Nietzsche, Friedrich, 1988, *Also Sprach Zarathustra*, Stuttgart: Alfred Kröner. (=1993, 吉沢伝三郎訳『ツァラトウストラ 上』筑摩書房(ちくま学芸文庫)。
- 佐野誠, 1993, 『ヴェーバーとナチズムの間——近代ドイツの法・国家・宗教』名古屋大学出版会。
- Schwentker, Wolfgang, 1988, “Leidenschaft als Lebensform. Erotik und Moral bei Max Weber und im Kreis um Otto Gross”, Herausgegeben von Wolfgang J. Mommsen und Wolfgang Schwentker, *Max Weber und seine Zeitgenossen*, Göttingen & Zürich: Vandenhoeck & Ruprecht. (=1994, 厚東洋輔・森田数実訳「生活形式としての情熱——オットー・グロースをめぐるサークルとマックス・ヴェーバーにおける性愛と道徳」

鈴木広・米沢和彦・嘉目克彦監訳『マックス・ヴェーバーとその同時代群像』ミネルヴァ書房。

関根伸一郎，2002，『アスコナ 文明からの逃走——ヨーロッパ菜食主義者コロニーの光芒』三元社。

Sombart, Nicolaus, 1991, *Die Deutschen Männer und Ihre Feinde: Carl-Schmitt—ein deutsches Schicksal Zwischen Männerbund und Matriarchatsmythos*, München, Wien: Carl Hanser. (=1994, 田村和彦訳『男性同盟と母権制神話——カール・シュミットとドイツの宿命』法政大学出版局。)

上山安敏，[1984] 2001，『神話と科学——ヨーロッパ知識社会 世紀末～20世紀』岩波書店（岩波現代文庫）。

藁科智恵，2023，「オットー・グロースにおける認識と実践」『国際関係研究』43。

横田理博，2011，『ウェーバーの倫理思想——比較宗教社会学に込められた倫理観』未来社。
伝記：Weber, Marianne, 1926, *Max Weber: Ein Lebensbild*, Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck). (=1963, 大久保和郎訳『マックス・ヴェーバー』みすず書房。)

【ヴェーバーの著作・書簡】

カテゴリー：MWG I/12：2018, “Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie”, in: *Max Weber Gesamtausgabe, I/12 (Abteilung I, Band 12), Verstehende Soziologie und Werturteilsfreiheit, Schriften und Reden 1908-1917*, Herausgeben von Johannes Weiß, Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck). (=1990, 海老原明夫・中野敏男訳『理解社会学のカテゴリー』未来社。)

倫理：MWG I/18：2016, “Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus”, in: *Max Weber Gesamtausgabe, I/18 (Abteilung I, Band 18), Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus / Die protestantischen Sekten und der Geist des Kapitalismus, Schriften 1904-1920*, Herausgeben von Wolfgang Schluchter, Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck). (=1989, 大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店（岩波文庫）。)

支配：MWG I/22-4：2005, *Max Weber Gesamtausgabe, I/22-4 (Abteilung I, Band 22-4), Wirtschaft und Gesellschaft: Die Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen und Mächte. Nachlaß, Teilband 4: Herrschaft*, Herausgeben von Edith Hanke, Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck). (=1962, 世良晃志郎訳『支配の社会学 II』創文社／=2024, 野口雅弘訳『支配について II——カリスマ・教権制』岩波書店 [岩波文庫]。)

書簡：MWG II/5：1990, *Max Weber Gesamtausgabe, II /5 (Abteilung II: Briefe, Band 5)*, Herausgegeben von M. Rainer Lepsius und Wolfgang J. Mommsen, Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck).

(2024.9.22 受稿, 2024.11.1 受理)

〔抄 録〕

ヴェーバーがカリスマ概念を使用した初期用例の二つ目は、ヴェーバーからエルゼ・ヤッフエに宛てた1907年9月13日付の書簡における用例である。そこでは、オットー・グロースが『アルヒーフ』への掲載を求めて投稿してきた論文の掲載拒否を告げる一方で、ただしそれがあくまで業績に関するものであり、グロースについてはその人格的カリスマの高貴さを認めていることも告げられる。エルゼはグロースの子を孕んでいたが、エルゼがヴェーバーに対してグロースの論文掲載を打診してきたものと推測される。書簡はそれに対する拒否回答であった。カリスマの語は何の前置きもなく使用されており、とくにヴェーバーの術語として用いられているわけではないが、ヴェーバーが具体的な個人に対してカリスマの語を適用した最初の例という点で重要である。精神分析学を武器に父権制に対する革命を志し、自らも愛の共産主義を实践したグロースであったが、そのカリスマは、ヴェーバーの周囲でグロースに虜になった女性たちに対して長期に持続することはなかった。グロースは、ヴェーバーに性愛の問題の重要性に気づかせただけでなく、カリスマ所有者とその帰依者との関係やカリスマの勃興と没落のプロセスを身近に感じさせたという点で、ヴェーバーのカリスマ論に少なからぬ影響を及ぼしたと考えられる。

[Article]

Trailing Bit-pattern Analysis for Integers with an Application to Fermat Numbers

Take-Yuki NAGAO

1. INTRODUCTION

Factorization of Fermat numbers $F_k = 2^{2^k} + 1$ has been a challenging task for a long time. Despite advances in modern computing, only a limited number of Fermat numbers have been completely factorized [2]. The aim of this paper is to propose a simple framework to analyze the bit-patterns of the factors of Fermat numbers.

The Fermat number has a simple bit-pattern. With base 2 notation, we can write

$$F_k = \underbrace{10 \cdots 01}_{(2^k+1)\text{-bit}}.$$

In general, any positive integer $n \geq 2$ has the following form with base 2 notation:

$$(1.1) \quad n = * \underbrace{10 \cdots 01}_{(\lambda+1)\text{-bit}} \text{ if } n \text{ is odd} \quad \text{and} \quad n = * \underbrace{10 \cdots 00}_{(\lambda+1)\text{-bit}} \text{ if } n \text{ is even}.$$

Here, the higher-order bits are represented by the symbol *. We are interested in the trailing bit-length λ of the underbraced parts in (1.1). A concise representation of positive integers is introduced below, and theorems are proved regarding the changes in trailing bit-pattern after multiplication by other integers. These results are then applied to the analysis of Fermat numbers.

2. A REPRESENTATION OF NON-NEGATIVE INTEGERS

Let us define the arithmetic functions $\lambda(n)$ and $E(n)$ for non-negative integers n by

$$\lambda(n) = \begin{cases} \text{gde}(n-1, 2) & \text{if } n \text{ is odd} \\ \text{gde}(n, 2) & \text{if } n \text{ is even} \end{cases} \quad \text{and} \quad E(n) = 2^{\lambda(n)},$$

where $\text{gde}(k, p)$ is the greatest dividing exponent of a non-negative integer k with respect to a prime number p . Assign $\text{gde}(k, p) = 0$ when $k = 0$. The arithmetic function $\lambda(n)$ is well-defined for non-negative integers and takes non-negative integer values. The function $\lambda(n)$ is the bit-length λ in (1.1) regarded as an arithmetic function of n . We refer to $\lambda(n)$ as the exponent of n . The function $E(n)$ is introduced here as an alternative to using superscripts, allowing us to write arithmetic expressions without need for exponentiation.

The bits represented by the * symbol together with the bit 1 to the right of * in (1.1) can be regarded as an arithmetic function n' of n . More rigorously, we define the

Date: 20 Sep., 2024.

non-negative integer n' by

$$n' = \begin{cases} (n-1)/E(n) & \text{if } n \text{ is odd} \\ n/E(n) & \text{if } n \text{ is even.} \end{cases}$$

We thus have

$$(2.1) \quad n = \begin{cases} E(n)n' + 1 & \text{if } n \text{ is odd} \\ E(n)n' & \text{if } n \text{ is even.} \end{cases}$$

Note that we have

$$\begin{aligned} \lambda(1) &= 0, & E(1) &= 1, & 1' &= 0, \\ \lambda(0) &= 0, & E(0) &= 1, & 0' &= 0. \end{aligned}$$

Remark that n' is odd if $n \geq 2$ and n' is even if $n = 0, 1$.

3. THE BASIC PROPERTIES

Lemma 3.1. *Let a, b and n be positive odd numbers. Suppose $n = ab$ and $a, b > 1$. Then,*

- (1) $E(a) \neq E(b)$ implies $E(n) = \min\{E(a), E(b)\}$.
- (2) $E(a) = E(b)$ implies $E(n) \geq 2E(a)$.

Proof. The equation $n = ab$ is equivalent to

$$(3.1) \quad E(n)n' = E(a)E(b)a'b' + E(a)a' + E(b)b'.$$

Suppose further that $a > 1$ and $b > 1$. Then, a' and b' are odd.

(1) Without a loss of generality, we may assume that $E(a) < E(b)$. Then, $E(a)$ divides $E(b)$, as $E(a)$ and $E(b)$ are power functions with base 2. Moreover, $E(b)$ and $E(a)^{-1}E(b)$ are even positive integers. We have

$$E(n)n' = E(a)m, \quad m = E(b)a'b' + a' + E(a)^{-1}E(b)b'.$$

Clearly, m is odd. It follows from the uniqueness of prime factorization that $E(n) = E(a)$ and $n' = m$. This proves (1).

(2) Suppose $E(a) = E(b)$. We have

$$(3.2) \quad E(n)n' = E(a)^2a'b' + E(a)(a' + b').$$

Since a' and b' are odd, $a' + b'$ is even. It follows that $2E(a)$ divides both $E(a)^2$ and $E(a)(a' + b')$. In view of (3.2), $2E(a)$ divides $E(n)$. Since $E(n)$ is a power function with base 2, we obtain $E(n) \geq 2E(a)$. This proves (2). \square

As an application of Lemma 3.1, we obtain the following result, which can be used to derive a lower bound for the exponent of a finite product of odd numbers.

Corollary 3.2. *Let $a_1, a_2, \dots, a_N > 1$ be odd integers. Then,*

$$(3.3) \quad E(a_1a_2 \cdots a_N) \geq \min\{E(a_\ell) : \ell = 1, 2, \dots, N\}.$$

We also have the following corollary:

Corollary 3.3. *Let a_j ($j = 1, 2, \dots$) be odd numbers. Suppose $E(a_j) = \alpha$ for all j . The following statements hold for any $\ell = 1, 2, 3, \dots$:*

- (1) $E(a_1a_2 \cdots a_{2\ell-1}) = \alpha$.
- (2) $E(a_1a_2 \cdots a_{2\ell}) > \alpha$.

As a special case of Corollary 3.3, we have

$$E(n^{2^\ell}) > E(n) = E(n^{2^{\ell-1}}), \quad \ell = 1, 2, 3, \dots$$

Lemma 3.4. *Let a, b and n be positive odd integers. Suppose $n = ab$ and $a, b > 1$. Suppose further that $E(a) \neq E(b)$. Then,*

$$(3.4) \quad n' \geq 2^d E(n) + 2^d + 1, \quad d = |\lambda(b) - \lambda(a)|.$$

Proof. We may assume that $E(a) < E(b)$. Then, $E(n) = E(a)$ and

$$(3.5) \quad n' = E(b)a'b' + a' + E(a)^{-1}E(b)b'.$$

Note that $E(a)^{-1}E(b) = 2^d$. By the assumptions on a and b , we have $a', b' \geq 1$, and hence,

$$(3.6) \quad n' \geq E(b) + 1 + E(a)^{-1}E(b)$$

$$(3.7) \quad = E(a)^{-1}E(b)E(n) + 1 + E(a)^{-1}E(b)$$

$$(3.8) \quad = 2^d E(n) + 2^d + 1.$$

This completes the proof. \square

Theorem 3.5. *Let n, a and b be positive odd integers. Suppose $n = ab$ and $1 \leq n' < 7$. Then, $E(a) = E(b)$.*

Proof. Suppose $E(a) \neq E(b)$. Lemma 3.4 implies $n' \geq 2^d E(n) + 2^d + 1$ with $d = |\lambda(b) - \lambda(a)| \geq 1$. Clearly, we have $E(n) \geq 2$. It follows that $n' \geq 7$. This proves the statement. \square

Theorem 3.6. *Let n, a be odd integers. Suppose $1 < a < n$. Then, there exist unique non-negative integers q and r such that*

$$(3.9) \quad E(n) = 2^r E(a)^q, \quad 2^r < E(a).$$

Define the real numbers b_ℓ for $\ell = 0, 1, 2, \dots, q$ by

$$(3.10) \quad n - 1 = E(a)^\ell (ab_\ell - (-a')^\ell).$$

Then, the following conditions are equivalent:

- (1) $a \mid n$.
- (2) b_ℓ is an integer for some $\ell = 0, 1, 2, \dots, q$.
- (3) b_ℓ is an integer for all $\ell = 0, 1, 2, \dots, q$.
- (4) $a \mid 2^r n' + (-a')^q$.

Proof. The existence and uniqueness of q and r in (3.9) follows immediately from the fact that $E(n)$ and $E(a)$ are integer powers with base 2.

Next, we show the equivalence of (2) and (3). It is enough to show that b_ℓ is an integer if and only if so is $b_{\ell+1}$, under the assumption that $0 \leq \ell < q$. The relation (3.10) implies

$$ab_\ell - (-a')^\ell = E(a)(ab_{\ell+1} - (-a')^{\ell+1}).$$

By the definition of $E(a)$, we have $a = E(a)a' + 1$ and hence

$$ab_\ell = E(a)ab_{\ell+1} + (E(a)a' + 1)(-a')^\ell = E(a)ab_{\ell+1} + a(-a')^\ell.$$

This implies

$$(3.11) \quad b_\ell = E(a)b_{\ell+1} + (-a')^\ell.$$

Hence b_ℓ is an integer if so is $b_{\ell+1}$. Conversely, suppose b_ℓ is an integer. Then, $E(a)b_{\ell+1}$ is an integer by (3.11) and so is $ab_{\ell+1}$ by (3.10). Hence, $b_{\ell+1} = ab_{\ell+1} - E(a)a'b_{\ell+1}$ is an integer. Therefore, $b_{\ell+1}$ is an integer if so is b_ℓ . We have thus shown that the conditions (2) and (3) are equivalent.

Computation shows $b_0 = n/a$ and hence (1) is equivalent to (2). Finally, the relation (3.10) with $\ell = q$ gives

$$2^r n' + (-a')^q = ab_q$$

and hence (4) is equivalent to (2). This completes the proof. \square

Let us define the arithmetic functions $\overline{E}(n)$ and $\underline{E}(n)$ for $n > 1$ by

$$\overline{E}(n) = \max\{E(a) : 1 < a \leq n, a \mid n\}, \quad \underline{E}(n) = \min\{E(a) : 1 < a \leq n, a \mid n\}.$$

Clearly, we have $\underline{E}(a) \leq E(a) \leq \overline{E}(a)$ for any $a > 1$. Moreover, $\overline{E}(a) \leq \overline{E}(b)$ and $\underline{E}(b) \leq \underline{E}(a)$ if $1 < a < b$ and $a \mid b$. It is readily verified that $\overline{E}(n) = \underline{E}(n)$ if and only if n is prime.

The following result can be used to verify the primality of a divisor of a given number n under the assumption that a' is small enough.

Theorem 3.7. *Let a and n be positive integers. Suppose $1 < a \leq n$, $a \mid n$ and $\underline{E}(n) = E(a)$. Then, a is prime if $a' < 7$.*

Proof. Suppose a is composite and write $a = xy$ with $1 < x, y < a$. We have $E(a) = \underline{E}(n) \leq E(x)$. Then, $E(x) = E(y)$ by Theorem 3.5. Hence, $E(a) > E(x)$ by Lemma 3.1. This is a contradiction. Therefore, a must be prime. \square

4. AN APPLICATION TO FERMAT NUMBERS

We apply the above results to Fermat numbers $F_k = 2^{2^k} + 1$ ($k = 0, 1, 2, \dots$) and derive properties of $E(a)$ and a' for a divisor a of F_k . Fermat numbers satisfy $E(F_k) = 2^{2^k}$ and $(F_k)' = 1$.

Let us first consider the conditions on an odd number a to be a divisor of F_k . Suppose $1 < a < F_k$. By Theorem 3.6, there exist unique non-negative integers q and r such that

$$(4.1) \quad E(F_k) = E(a)^q 2^r, \quad 2^r < E(a).$$

By Theorem 3.6, we can determine whether a is a divisor of F_k by verifying if $a \mid 2^r + (-a')^q$.

Theorem 4.1. *Let a be a divisor of F_k . Suppose $1 < a < F_k$. Then, the following statements hold.*

- (1) $a' \geq 3$.
- (2) $E(a) = E(F_k/a)$.
- (3) $E(a) \geq 2^{k+2}$.
- (4) $a \geq 3 \cdot 2^{k+2} + 1$.
- (5) If a is composite, then $a \geq (3 \cdot 2^{k+2} + 1)^2$.

Proof. It is well-known that Fermat numbers F_k are prime for $k \leq 4$. Hence, we may assume $k \geq 5$.

(1) Since a' is odd and positive, it is enough to show that $a' \neq 1$. Suppose on the contrary that $a' = 1$. Then, $0 \leq 2^r - 1 \leq 2^r + (-a')^q < 2^r + 1 < E(a) + 1 = a$. Hence,

$a \mid F_k$ if and only if $2^r + (-1)^q = 0$. This implies $r = 0$ and q is odd. We have $q \mid 2^k$ by (4.1). This is a contradiction.

(2) is immediate from Theorem 3.5.

(3) By the theorem of Lucas, any prime divisor of F_k is of the form $2^{k+2}x + 1$ for some positive integer x . Hence, if a is prime, then $E(a) \geq 2^{k+2}$. Therefore, the statement is true for prime a . If a is composite, write $a = p_1 p_2 \cdots p_N$ with prime p_j ($j = 1, 2, \dots, N$). Since p_j is a prime divisor of F_k , we have $E(p_j) \geq 2^{k+2}$. By Lemma 3.2, we obtain $E(a) \geq \min\{E(p_j) : j = 1, 2, \dots, N\} \geq 2^{k+2}$. This proves (3).

(4) We have $a - 1 = E(a)a' \geq 3 \cdot 2^{k+2}$ by (1) and (3).

(5) Suppose a is composite. Write $a = xy$ with $1 < x, y < a$. The statement follows by applying (4) to x and y . \square

Remark 4.2. Theorem 4.1 can be used to reduce the number of arithmetic operations while searching a divisor a of F_k . By (4) and (5), a divisor a with the condition $3 \cdot 2^{k+2} + 1 \leq a < (3 \cdot 2^{k+2} + 1)^2$ is always prime if exists. This can be useful for finding a small divisor a of F_k , which is quite commonly explored [1]. For example, to verify if $a = 3 \cdot 2^{k+2} + 1$ is a divisor of F_k , we find k such that $3 \cdot 2^{k+2}$ is prime, and then verify if $a \mid 2^r + (-a')^q$.

The following result shows that any composite Fermat number contains at least two prime factors with the same E -value.

Theorem 4.3. *Suppose F_k is composite. Let p_j ($j = 1, 2, \dots, N$) be the prime factors of F_k with multiplicity, ordered by $E(p_1) \leq E(p_2) \leq \dots \leq E(p_N)$. Then,*

- (1) $E(p_1) = E(p_2)$.
- (2) If N is odd, then $E(p_1) < E(p_N)$.

Proof. In general, if $E(n) = E(d)$ for some divisor d of a positive odd integer n and $n' = 1$, then we have $n = d$. To see this, write $d = E(d)d' + 1$. Since $d' \geq 1$, we have $d \geq E(d) + 1 = E(n) + 1 = E(n)n' + 1 = n$. Therefore, $d = n$. Setting $n = F_k$, we see that if $d \mid F_k$ and $d < F_k$, then $E(d) \neq E(F_k)$.

(1) Suppose $E(p_1) < E(p_2)$. Set $a = p_2 p_3 \cdots p_N$. Then, we have $E(a) \geq E(p_2)$ by Corollary 3.2. This implies $E(a) > E(p_1)$. It follows from Lemma 3.1 that $E(F_k) = E(p_1 a) = E(p_1)$, contradicting to our assumptions. Therefore, $E(p_1) = E(p_2)$.

(2) Let N be odd. Suppose $E(p_1) = E(p_N)$. Then, $E(p_j)$ is constant for all j . Corollary 3.3 implies that $E(F_k) = E(p_1 \cdots p_N) = E(p_1)$. This leads to a contradiction. Hence, $E(p_1) < E(p_N)$. \square

REFERENCES

- [1] Richard K. Guy. *Unsolved Problems in Number Theory*. Springer New York, NY, New York, 1981.
- [2] Wilfrid Keller. Fermat factoring status. <http://www.prothsearch.com/fermat.html>, 2024. Accessed on Sep. 20, 2024.

(2024.9.21 受稿, 2024.10.27 受理)

— Abstract —

The aim of this paper is to propose a simple framework to analyze the bit-patterns of the factors of Fermat numbers. A concise representation of positive integers is introduced, and theorems are proved regarding the changes in trailing bit-pattern after multiplication by other integers. These results are then applied to the analysis of Fermat numbers.

〔論 説〕

暮らしを支えるコミュニティ政策と住民参加に関する 自治体調査からみた全国61都市の地域担当職員制度と 都市ガバナンスに関する考察

戸川和成 淵元哲 宇佐美 淳

1. はじめに

協働の最前線では地域コミュニティを支援する地域担当職員制度（以下、制度と表記）の運用が難しいという問題がある。それは、制度が大都市ほど導入されるに至るが、全国の3割に制度の運用が留るといった問題が起きている。

今後、消滅可能性都市といった都市問題を抱えながら逼迫した財政の中、市民の福利実現を図る地域社会運営が必要とされる現在、本制度の運用が円滑にし得るしくみが明らかにされることは都市内分権を展開する上でも重要であろう。これは市民だけでなく行政職員にとっても働く上での負担感を減らすために重要な研究意義を有していると考えられる。

そこで、学区や地区、出先機関等を活動拠点とする地域担当職員がどのようにして市民と信頼関係を構築し、モチベーションを向上させ、地域貢献の負担感を減らすことができるのかを研究するために、本研究グループは調査票の設計をおこなった。それは千葉商科大学2023年度競争的プロジェクトB、『ソーシャル・キャピタル論から紐解く持続可能なコミュニティ政策の地域デザインに関する研究』の一環として、千葉商科大学政策情報学部（研究代表：専任講師 戸川和成、准教授 淵元 哲）が実施したものである。

調査は後述する表1に示されるように、地域担当職員制度を導入された本制度の運用に携わる地域担当および地区担当を担う部署の課長クラスの職員を対象としている。そして、当該都市で活動する市民社会団体、住民組織との関係、地域担当職員の活動実態を把握しようとしたものである。

本研究は、その郵送調査をもとにして地域担当職員制度を通じた地域社会運営の実態を考察することにした。そこで、本研究は地域担当職員を悩ます地域課題とネットワーク管理の必要性に触れた上で、母集団と比較した標本集団の情報を確認する。その上で、郵送調査の集計結果から得られた知見を明らかにする。

2. 多元化する地域社会運営のマネジメントと地域担当職員制度に関する研究

(1) 混迷する日本政治と地方公共団体—再燃する消滅可能性都市の都市問題

現代社会には数多くの問題が起きている。パリ・オリンピック（2024）が行われていた現在においても、世界では軍事衝突が起きており、世界経済の不安と地政学リスクの問題

から主要国をはじめとした国々の様々な国際協調の機会が失われている。

さらには、未曾有の大災害が市民の安全を脅かす。南海トラフ地震への警戒が強まる一方で、日本各地では台風、洪水、浸水、液状化という大災害級の風水害にも悩まされているのが現状である。日常の中で起きる様々な都市問題が自治体行政の対応を悩ませている。

地方公共団体（以下、地方政府と表記）は平成の大合併以降、現在 1741 市区町村を数える。地方分権改革は地方への中央からの統制と介入を減らし、地方政府にできるだけ多くの権限を付与し、地方政の構成員とする住民の福祉実現を目指す事務処理の権限を明確にした改革である。これは補完性の原理に基づく国と地方における権限の基準を示す。

しかしながら、超高齢化と少子化という問題が地方政府の財政運営を悩まし、住民の多様なニーズへの政策対応を難しくさせている。さらに、公務員数は政策問題に比して少ないという問題が構造化されている（前田 2014；曾我 2019）。現在は、人口戦略会議によって、「消滅する可能性がある」と提言を受けた地方政府は 744 自治体を数え、全国の 4 割は若年女性人口が半数以下になるということが明らかとなった⁽¹⁾。

(2) 財政制約下における地方政府のマネジメントと地域担当職員制度の導入

厄介な政策問題が山積する一方で、限られた公務員数のなかでいかにして公共サービスを効果的に提供しなければならないという自治体行政の問題は、逼迫した財政状況に置いても根本的な課題であるだろう。

財政制約の問題は幾度の改革を経た後も地域社会運営の構造的な問題として在り続けている（砂原 2011）。そうした中で、現在は地方政府と市民、市民社会組織、企業との「協働」に基づいたローカル・ガバナンスという住民の福祉実現の公共経営が模索され（山本編 2008）、多くの自治体は協働に向けた政策運営を制度的に保障する「政策法務」に取り組んでいる⁽²⁾（曾我 2019：69）。

つまり、地方政府は住民と一緒に地域の社会問題を乗り越えようとするローカル・ガバナンスという協働の地域社会運営に向け、「所管や領域を超えて」行政組織を再編させようとしている。それは地方都市が地域社会運営の舵を取る協働型政府を目指している。

そうした社会的要請が強まる一方で、宇佐美（2023）は行政学の視点から地域担当職員に着目している。地域担当職員制度は自治体戦略 2040 構想研究会（2018：49）が示すように、都市内分権を進める日本が協働に対する行政からの伴走支援がおこなえるように設計された制度である。すなわち、地域人材の確保と育成の必要に応じて設計された協働に向けた制度である。

宇佐美（2023）は地域担当職員制度を地域密着型公務員に位置づけ、協働を支える地域担当職員のネットワーク管理に関する複数の政策事例を明らかにしている。それによれば、地域担当職員は地方政府のネットワーク管理のエージェントとしての役割を果たし、協働では各種地域活動の支援を通して地域課題を把握し、まちづくりでは政策分野横断型の利

(1) NHK News Web (2024) 「“消滅する可能性がある” 744 自治体 全体の 4 割に 人口戦略会議」, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240424/k10014431611000.html>, アクセス日：2024 年 8 月 13 日。

(2) 政策法務とは、地方公共団体の企画部門と法務部門が総合計画に基づいて立案を志向する動きに転じる変化を捉えるための概念を指す（金井 2013；曾我 2019：69）。

益調整に勤めて問題を解決する行政主体と考えられるだろう⁽³⁾ (宇佐美 2023)。

本研究では、その実態を郵送調査の結果を踏まえて検討する。それによって、地域担当職員を取り巻く地域コミュニティと市民社会組織のネットワークと制度の成果と課題を考察する。

3. 暮らしを支えるコミュニティ政策と住民参加に関する自治体調査の概要

3.1 調査概要

本研究では、表 1 に示すように、日本全国の自治体のうち、町村を除いた政令市、一般市、特別区を調査の対象規模に設定し、そのうち地域担当職員制度の「検討」を開始された自治体、そして「廃止」も含めた 339 自治体を調査票配布の研究対象自治体とした。

表 1 調査結果の概要

区分 / 調査名	暮らしを支える コミュニティ政策と住民参加に関する自治体調査
調査期間	2024.3.8～2024.6.30
対象	地域担当職員の運用に携わる地域担当 および地区担当を担う部署の職員（職位は課長クラスを想定）
規模	日本全国（政令市・一般市・特別区）
母集団数	339 自治体（町村除く、以下同様）
調査票配布数 (a)	339 自治体 ^{註1}
意向調査協力回答数 (b)	80 自治体
意向調査協力自治体数 (c)	14 自治体
調査票回収数 (d)	62 自治体
意向調査票回収率 (c/b)	17.5
調査票回収率 (d/a)	18.2
調査内容	I. 自治体の概要, II. 住民自治に関する情報, III. 公共サービスの充実度, IV. 担当部署と団体とのかかわり, V. 政策等の作成などについて。

【注釈】

1：本母集団情報は宇佐美淳氏（公益財団法人山梨総合研究所主任研究員）の調査によって得られたものである。それによれば、2016 年 7 月現在で行われた一般財団法人地方自治研究機構（2017）『地域担当職員制度に関する調査研究』における調査結果等を基に、2023 年 12 月現在で筆者が「条例アーカイブデータベース」<<https://jorei.slis.doshisha.ac.jp/>>（最終閲覧日：2023 年 12 月 31 日）及び各自治体ホームページの検索機能を用いて行った調査結果を反映して作成されている。各都道府県内で市区町村の順、かつ運用開始年月の早い順で並べられている。また、制度を「検討」の自治体、「廃止」の自治体、「不明」の自治体情報を網羅している。本母集団は「検討」、「廃止」、「不明」も含めた自治体数である。

出所) 筆者作成

(3) 行政学の潮流では政策形成局面に果たす担当職員の分析がある (宇佐美 2023)。地域担当職員制度の理論枠組みの基礎には学術的には M. リプスキーが提唱した、政策実施の Street- Level Bureaucracy（第一線職員）を基にしており、さらには 2010 年に New Street- Level Bureaucracy に拡張された概念によって、地域社会運営における地域担当職員制度の分析がされている (稲垣 2014；宇佐美 2023)。

調査は2024年3月から2024年6月にかけて行い、催促状も配布して実施した。その回答結果は表1が示すとおりである。意向調査協力自治体も含めて定量的に分析する場合には80自治体の情報を、調査票データを用いた分析には61自治体の情報を利用する⁽⁴⁾。

なお、回答率は意向調査票回収率、調査票回収率はいずれも2割を満たしていないため、本調査データからは制度を導入している自治体の状況について全てを量り知ることが難しい。しかしながら、このような住民の地域情報や団体と職員の連携関係を調査し得ている他の機関の地域担当職員制度に関する調査は私見の限り確認されていない。そのため、今後の研究に結びつける有用なデータであることは記しておきたい。

3.2 母集団と比較した回答回収分布の社会経済状況の確認

(1) 調査の配布と回収

調査の回収状況については、図1を参照されたい。調査は約3か月をかけて実施している。令和6年3月上旬から令和6年6月下旬にかけて実施し、70%の回答は3月下旬の約1か月の間に収集を終えている。しかしながら、それ以上の回収を見込むことが難しいと判断したため、催促状を再度送付して、N=62（意向調査票は80枚）の回答を得ている。

(2) 母集団情報と標本集団の確認

どのような自治体が調査に回答しているだろうか。社会経済状況、資源（行政職員数、財政状況・規模）、回答者の属性（所属、役職、在職期間）を確認する。これは集計結果をみるうえで、調査に回答した自治体が母集団（339自治体）と比べて、その構成にどの

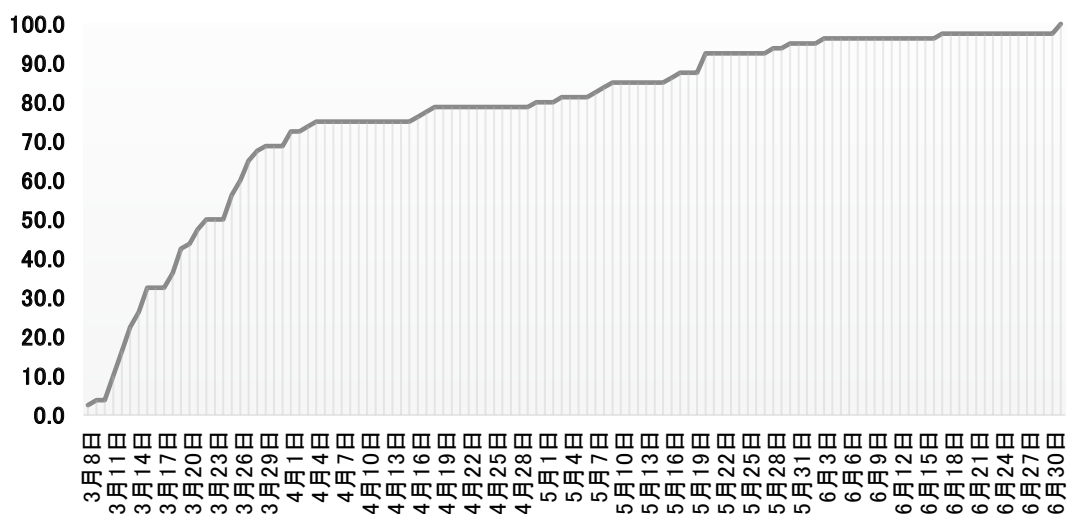


図1 調査票受領期間と回収分布

出所) 筆者作成

(4) 調査し得た62自治体のうち、1票は8月中に集計している。その数値を含めた解釈については、今後引き続き回収をおこなう調査結果も踏まえて検討することにした。

ような偏りがあるのかを確認するためである。

ここでは、「総人口」、「一般行政部門職員数」、「財政力指数」、「一般財源」、「人口密度(可住地面積当たり)」の市区町村分布を確認することによって、郵送調査から得られた回答標本集団の偏りの程度を把握することにしたい。主に、それぞれの統計データは、総務省統計局、「e-Stat 政府統計の総合窓口」から得られた統計上の数値を利用している(アクセス日：2024年8月19日)。

なお、それについて、以下に後述して示す通りになるが、必ずしも母集団(宇佐美 2024 地域担当職員制度導入自治体(市・区のみ))と同様の分布を得られておらず、分析する際には注意を要する。そのため、社会経済状況を考慮して分析する必要があるだろう。また、母集団の算出については表 1 に示すように宇佐美(2024)の調査によって得られたものである。なお、母集団の状況を確認する際に、分析では「検討の段階を経て実施には必ずしも至っていない」という可能性のある自治体が N=606 のうち 50 自治体に確認されている。

本研究では検討自治体の状況も把握するために、その自治体も含めて、調査を実施している。そのため、本標本集団の状況との整合性を確認するべく、その自治体の状況も含めて母集団の数値を以下に作成していることに留意されたい。

市区町村の社会経済状況—総人口と行政リソース(人的資源)の分布

表 2 は、市区町村の人口分布と母集団、標本集団の分布状況を確認したものである。それによれば、「全国 1741 市区町村(a)」(以下、全国と表記)は「1万人未満」という都市が 30.5%と最頻値、そして「1万以上3万人未満」を合計して過半を占めているのが日本の特徴といえるだろう。

それに対して、「地域担当職員制度導入自治体(市区町村)」(以下、導入自治体と表記)は小規模都市が減少する傾向にある。3万人未満の都市までを合計しても半数に満たないという特徴がある。それよりも、5万人以上の都市が約 6.6pt (2.39+4.25) 多く、大都市ほ

表 2 市区町村の人口分布

	全国 1741 市区町村 (a)		宇佐美(2024) 地域担当職員 制度導入 自治体 (市区町村) (b)		変化 割合 (a-b)	宇佐美(2024) 地域担当職員 制度導入 自治体 (市・区のみ) (c)		戸川(2024) 郵送調査 回答自治体 (市・区のみ) (d)		変化 割合 (c-d)
	n	%	N	%		N	%	n	%	
1.00 1万人未満	531	30.5	155	25.6	(4.92)	2	0.6	0	0.0	(0.59)
2.00 1万以上3万人未満	446	25.6	144	23.8	(1.86)	41	12.1	5	8.2	(3.90)
3.00 3万以上5万人未満	239	13.7	84	13.9	0.13	73	21.5	14	23.0	1.42
4.00 5万以上20万人未満	395	22.7	152	25.1	2.39	152	44.8	32	52.5	7.62
5.00 20万人以上	130	7.5	71	11.7	4.25	71	20.9	10	16.4	(4.55)
合計	1741	100.0	606	100.0		339	100.0	61	100.0	

出所) 筆者作成 注: 変化割合のうち、「括弧内の数字」は減少ポイントを示す。

ど導入されている特徴がある。

そして、郵送調査では20万人以上都市が少なく(-4.55pt)、5万人以上の都市が7.62pt多いという特徴がある。そのため、厳密に導入都市の特徴を図るには総人口を調整したうえで、見る必要がある。なお、集計結果をみる場合には5万人以上都市にカテゴリを振りなおして、回答分布の違いによる影響を小さくして検討する必要があるだろう。

そこで、筆者は表3のように整理して確認したところ、母集団(市・区に限定)と比較して、上述している1~5のカテゴリに整理した結果、概ね母集団の分布と似通う標本集団であると判断できる。総人口との関係性を分析する際は、表3のカテゴリを基にして検討すべきであろう。

では、行政職員数の分布はどのように確認されるのだろうか。表4は一般行政職員数の状況を確認したものである。それによれば、全国は「100人未満」の都市が最頻値(30.4%)、「100人以上200人未満」の都市が24.8%と小規模都市によって過半数を占めるという特徴がある。一方で、制度導入自治体は「1,000人以上」の大都市が多いため、総人口の分布状況と似通う結果が確認された。

このような状況について、郵送調査から得られた回答団体(市・区のみ)の状況を見ると、

表3 総人口の分布に関する再検討

	宇佐美 (2024)		戸川 (2024)		
	n	%	n	%	
1.00 1万人未満	2	0.6	0	0	-0.6
2.00 1万人以上3万人未満	41	12.1	5	8.2	-3.9
3.00 3万人以上5万人未満	73	21.5	14	23	1.5
4.00 5万以上10万人未満	84	24.8	16	26.2	1.4
5.00 10万人以上	139	41	26	42.6	1.6
合計	339	100	61	100	

出所) 筆者作成

表4 市区町村の人的リソース(行政職員数)の分布

	全国 1741 市区町村 (a)		宇佐美 (2024) 地域担当職員制 度導入自治体 (市区町村:b)		変化 割合 (a-b)	宇佐美 (2024) 地域担当職員制 度導入自治体 (市・区のみ:c)		戸川 (2024) 郵送調査 回答自治体 (市・区のみ:d)		変化 割合 (c-d)
	n	%	N	%		n	%	n	%	
1.100人	527	30.3	149	24.6	(5.68)	1	0.3	0	0.0	(0.29)
2.100人以上200人未満	432	24.8	133	21.9	(2.87)	21	6.2	2	3.3	(2.92)
3.200人以上300人未満	228	13.1	83	13.7	0.60	76	22.4	12	19.7	(2.75)
4.300人以上400人未満	162	9.3	64	10.6	1.26	64	18.9	12	19.7	0.79
5.400人以上500人未満	96	5.5	30	5.0	(0.56)	30	8.8	7	11.5	2.63
6.500人以上1000人未満	168	9.6	76	12.5	2.89	76	22.4	18	29.5	7.09
7.1,000人以上	128	7.4	71	11.7	4.36	71	20.9	10	16.4	(4.55)
合計	1741	100.0	606	100.0		339	100.0	61	100.0	

出所) 筆者作成 注: 変化割合のうち、「括弧内の数字」は減少ポイントを示す。

「地域担当職員制度導入自治体（市・区のみ）」（以下、制度導入都市の調査母集団と表記）に比べて 3pt 以上の大きな差異は「500 人未満都市」までの導入自治体にはみられない。しかし、「500 人以上 1,000 人未満」都市が 7.09pt 多く、「1,000 人以上」都市が 4.55pt 少ないという調査結果が確認されたので、十分に大都市の影響を一般行政職員数に分けて分析することは難しいという状況がみてとれた。そのため、精緻に分析する際には、「500 人以上都市」にカテゴリを振りなおして分析し、注意する必要があるだろう。

市区町村の財政状況—財政力指数および一般財源からみた導入自治体の状況

調査に回答した市区町村と全国、調査母集団の財政力指数および一般財源の状況について示しているのが以下の表 4 および表 5 である。

まず表 5 によれば、制度導入自治体は財政力指数との傾向ははっきりしていない。なお、導入ダミー（1 = 導入している、0 = 導入していない）と財政力指数の関係を確認するために、Pearson の相関係数を算出したところ、 $r=0.028$ ($p=n.s.$, 有効 $N=1718$) であったので、関連性は示されなかった。都市内分権の流れを汲んで地域担当職員制度が導入（ないしは検討）されていることを鑑みると、財政上の問題を理由に導入が進んでいるのではないということを変えて再確認することができただろう。

母集団と比べた回答団体の状況を見ると、回答分布に偏りが大きく生じているのは「0.4 以上 0.5 未満」、「0.5 以上 0.6 未満」、そして「0.8 以上 0.9 未満」のカテゴリにあることが確認された。そのため、クロス集計分析などに使用する場合には、探索的に分布に偏りが

表 5 市区町村の財政力指数の分布

	全国 1741 市区町村 (a)		宇佐美 (2024) 地域担当職員制 度導入自治体 (市区町村)		変化 割合 (a-b)	宇佐美 (2024) 地域担当職員制 度導入自治体 (市・区のみ:c)		戸川 (2024) 郵送調査 回答自治体 (市・区のみ:d)		変化 割合 (c-d)
	n	%	n	%		n	%	n	%	
1.00 0.2 未満	201	11.5	61	10.1	(1.48)	1	0.3	1	1.6	1.34
2.00 0.2 以上 0.3 未満	279	16.0	98	16.2	0.15	20	5.9	3	4.9	(0.98)
3.00 0.3 以上 0.4 未満	244	14.0	79	13.0	(0.98)	34	10.0	7	11.5	1.45
4.00 0.4 以上 0.5 未満	209	12.0	66	10.9	(1.11)	42	12.4	10	16.4	4.00
5.00 0.5 以上 0.6 未満	167	9.6	69	11.4	1.79	52	15.3	7	11.5	(3.86)
6.00 0.6 以上 0.7 未満	164	9.4	62	10.2	0.81	43	12.7	9	14.8	2.07
7.00 0.7 以上 0.8 未満	132	7.6	45	7.4	(0.16)	41	12.1	9	14.8	2.66
8.00 0.8 以上 0.9 未満	142	8.2	51	8.4	0.26	44	13.0	4	6.6	(6.42)
9.00 0.9 以上 1.0 未満	95	5.5	43	7.1	1.64	37	10.9	7	11.5	0.56
10.00 1.0 以上	85	4.9	22	3.6	(1.25)	15	4.4	3	4.9	0.49
欠損値	23	1.3	10	1.7	0.33	10	2.9	1	1.6	(1.31)
合計	1741	100.0	606	100.0		339	100.0	61	100.0	

出所) 筆者作成 注: 変化割合のうち、「括弧内の数字」は減少ポイントを示す。

小さくなるようにカテゴリを検討した結果、「1=0.2未満-0.4未満」(+1.81pt)、「2=0.4以上0.6未満」(+0.14pt)、「3=0.6以上0.9未満」(-1.69pt)、「4=0.9以上1未満」(+0.56)、「5=1.0以上」(-1.31pt)に整理されて分析していく必要がある。

表6は市区町村の一般財源の分布を基にした全国および導入自治体の母集団、標本集団の状況を示したものである。それによれば、全国では「50億円未満」が最頻値、「50億円以上100億円未満」都市が22.1%、それらを合わせて過半数を占める。それと比べて導入自治体の最頻値や分布傾向に大きな差異はみられないものの、「50億円未満」の割合が-6.21pt少ない傾向があるため、財源によって導入制度の違いが大きく変わるわけではない。

さらに、地域担当職員制度の母集団(市・区のみ)に比べた回答自治体の分布状況は、財源の小規模都市が「50億円以上100億円未満」(-4.32pt)、中規模以上の都市では「300億円以上500億円未満」(+7.58pt)、「500億円以上1,000億円未満」(-4.19pt)の都市の分布に偏りがみられる。

そのため、財源との関係を見る場合には、「1=50億円以上200億円未満」,「2=200億円以上250億円未満」,「3=250億円以上300億円未満」,「4=300億円以上1,000億円未満」,「5=1000億円以上」の都市に整理して検討する必要がある。

市区町村の人口集中との関係

さらに、可住地面積当たりの人口密度を基にした市区町村は次の表7のとおりである。それによれば、全国では「50人以上500人未満」の都市が最頻値、46.7%を占めており、500人以上4,000人未満の都市が4割弱であるため、中規模の密集した地域に人々が住んでいるという状況が7割の人々に当てはまるということが日本の特徴である。

表6 市区町村の一般財源の分布

	全国 1741 市区町村 (a)		宇佐美(2024) 地域担当職員制 度導入自治体 (市区町村) (b)		変化 割合 (a-b)	宇佐美(2024) 地域担当職員制 度導入自治体 (市・区のみ:c)		戸川(2024) 郵送調査 回答自治体 (市・区のみ:d)		変化 割合 (c-d)
	n	%	n	%		n	%	n	%	
1.50億円未満	677	38.9	198	32.7	(6.21)	0	0.0	0	0.0	0.00
2.50億円以上100億円未満	384	22.1	116	19.1	(2.91)	48	14.2	6	9.8	(4.32)
3.100億円以上150億円未満	228	13.1	89	14.7	1.59	88	26.0	16	26.2	0.27
4.150億円以上200億円未満	128	7.4	40	6.6	(0.75)	40	11.8	8	13.1	1.32
5.200億円以上250億円未満	80	4.6	34	5.6	1.02	34	10.0	5	8.2	(1.83)
6.250億円以上300億円未満	56	3.2	29	4.8	1.57	29	8.6	5	8.2	(0.36)
7.300億円以上500億円未満	85	4.9	41	6.8	1.88	41	12.1	12	19.7	7.58
8.500億円以上1000億円未満	77	4.4	42	6.9	2.51	42	12.4	5	8.2	(4.19)
9.1000億円以上	26	1.5	17	2.8	1.31	17	5.0	4	6.6	1.54
合計	1741	100.0	606	100.0		339	100.0	61	100.0	

出所) 筆者作成 注: 変化割合のうち、「括弧内の数字」は減少ポイントを示す。

それは導入自治体 (b) に対しても同様である。また、市・区のみ限定している母集団においては、50 人を満たない都市までの自治体は確認されないため、市、区に限定してみると、制度を導入した都市は都市部に集中していることがみてとれよう。なお、これに対しては、「50 人以上 500 人未満」の都市が 5.52pt、母集団 (c) に比べて多いという偏りを有するが、母集団 (c) と比べた他のカテゴリの自治体割合に大きな変化はみられない。

(3) どのような社会経済状況が地域担当職員制度の導入を規定するのか

上述した社会経済状況（総人口、財政力指数、一般財源、一般行政職員数、可住地面積当たり人口密度）は制度の導入および検討とどのように関連しているのだろうか。

総人口が増えることによって、一人当たり一般行政職員数が減り、人口密度が過密になるほど、山積する都市問題は増加すると考えられる。

また、市町村合併は既存のコミュニティを変化させる。合併都市はより一層のコミュニティを単位とした問題解決を図ろうとするため、地域を紡ぐ地域担当職員の配置を押し進めるのではないだろうか。

筆者は、その可能性を検討するために、後掲している表 8 に示す、「地域担当職員制度の検討と導入」を従属変数とする二項ロジスティック回帰分析を実施した。これは前述した社会経済状況変数および都市規模（ref. = 一般市, 1 = 政令指定都市, 2 = 中核市, 3 = 施行時特例市, 4 = 特別区, 6 = 町・村）、合併有無（1 = 有り, 0 = 無し）、地域ブロック（ref. = 関東地方, 1 = 北海道地方, 2 = 東北地方, 4 = 中部地方, 5 = 近畿地方, 6 = 中国地方, 7 = 四国地方, 8 = 九州地方）を説明変数に設定している。

表中の Exp（オッズ比）は、それぞれの変数がある特定の選択肢（カテゴリ）を基準として、それぞれの異なる選択肢のケース（事例）と比べた時に、どの程度の影響を与えるのかについて、参照となる選択肢（ref.）と比べた影響度を表した数値である。

それに基づいて表 8 の分析結果を踏まえると、都市規模は施行特例市であるほど地域担当職員制度を検討して導入する特徴が確認された。また、一般財源からみると「200 億円

表 7 市区町村の人口集中の程度に関する分布

	全国 (1741 市区町村)		宇佐美 (2024) 地域担当職員制 度導入自治体 (市区町村)		変化 割合 (a-b)	宇佐美 (2024) 地域担当職員制 度導入自治体 (市・区のみ)		戸川 (2024) 郵送調査 回答自治体 (市・区のみ)		変化 割合 (c-d)
	n	%	n	%		n	%	n	%	
1.00 10 人未満	7	0.4	2	0.3	(0.07)	0	0.0	0	0.0	0.00
2.00 10 人以上 50 人未満	82	4.7	35	5.8	1.08	0	0.0	0	0.0	0.00
3.00 50 人以上 500 人未満	813	46.7	270	44.6	(2.15)	98	28.9	21	34.4	5.52
4.00 500 人以上 4000 人未満	689	39.6	238	39.3	(0.33)	180	53.1	31	50.8	(2.28)
5.00 4000 人以上	150	8.6	61	10.1	1.47	61	18.0	9	14.8	(3.24)
合計	1741	100.0	606	100.0		339	100.0	61	100.0	

出所) 筆者作成 注: 変化割合のうち、「括弧内の数字」は減少ポイントを示す。

表8 導入・検討有無に対する社会経済的状况および都市規模等による規定要因の検証

	modell Y = 制度の導入実施・検討の有無			
	Exp (調整済みオッズ比)	p 値	信頼区間	
			下限	上限
[都市規模] ref. = 一般市				
1 = 政令指定都市	0.153		0.007	3.442
2 = 中核市	0.876		0.247	3.112
3 = 施工時特例市	0.278	†	0.066	1.167
4 = 特別区	0.754		0.191	2.981
6 = 町・村	1.032		0.576	1.852
[地域ブロック] ref. = 関東				
1 = 北海道	1.917	*	1.029	3.571
2 = 東北	1.123		0.654	1.930
4 = 中部	1.282		0.799	2.059
5 = 近畿	1.411		0.832	2.394
6 = 中国	1.597		0.834	3.056
7 = 四国	0.853		0.376	1.937
8 = 九州	1.357		0.806	2.285
[都市再編] ref.0 = 合併無し 1 = 合併有り	0.997		0.686	1.450
[社会経済状况] 可住地面積 1km ² あたり人口密度 ref.1 = 10 人未満				
2 = 10 人以上 50 人未満	0.714		0.086	5.893
3 = 50 人以上 500 人未満	0.631		0.084	4.733
4 = 500 人以上 4000 人未満	0.423		0.055	3.263
5 = 4000 人以上	0.414		0.048	3.537
一般財源 ref.1 = 50 億円未満				
2 = 50 億円以上 100 億円未満	1.071		0.674	1.702
3 = 100 億円以上 150 億円未満	1.698		0.783	3.684
4 = 150 億円以上 200 億円未満	1.362		0.583	3.180
5 = 200 億円以上 250 億円未満	2.738	*	1.112	6.743
6 = 250 億円以上 300 億円未満	3.470	*	1.303	9.242
7 = 300 億円以上 500 億円未満	3.801	*	1.441	10.026
8 = 500 億円以上 1000 億円未満	3.429	†	0.871	13.497
9 = 1000 億円以上	12.268	†	0.876	171.719
定数	0.596			
N	1741			
Hosmer と Lemshow の検定 (χ^2 値)	13.178			
疑似決定係数 (Nagelkerke R ²)	0.061			
判別率	0.656			

出所) 筆者作成 注: **: 漸近有意確率 (両側) 1%水準で有意
*: 漸近有意確率 (両側) 5%水準で有意
†: 漸近有意確率 (両側) 10%水準で有意

以上」にもなる中規模の都市，それを超える大都市ほど制度を検討して導入する傾向がある。しかし，政令指定都市であるほど，または中核都市であるほど制度を検討して導入しているという傾向には統計的な有意性が確認されなかった。

さらに，人口の過密さが直接的に制度の導入を促進させている要因には作用していない可能性がある。なお，一般行政職員数の影響には統計的な有意性が確認されなかったのでモデルから除いている。その影響はヒアリング調査なども踏まえて検討する必要がある。

地域ブロックは北海道ほど他の地域に比べて制度の導入が1.917倍（調整済みオッズ比）であった。これは北海道の環境要因の深刻さや必要とされる行政リソース（資器材の整備など）の不足が制度の導入を促進させているのだろうか。このような分析結果がどのような因果関係によって説明されるのかについての検証は今後の課題として研究していく必要があるだろう。

3.3 地域担当職員を所管する回答者の所属先・所属期間

では，本調査に回答した地域担当職員を所轄する部署の属性を回答者（課長級に相当する自治体職員）の情報をもとにして確認する。本研究の調査票では「問1主たるご回答者の御所属，役職および現所属での在籍期間をお答えください」という質問をしている。これは制度をどのような部署に導入しようとして，地域問題を調整する第一線職員を地域の事情に応じて自治体が配置しようとしているかを把握し得る重要な情報である。表9はその集計結果を示す。なお，所属先の集計結果については，回答者が記載した内容を拝見して検討した上で，修正せずに集計結果を記載している。

表9(a)より，地域担当職員制度を担当する「局」の名称を記載した自治体は6団体に留まる。それをみると，全てが市民局を反映する局に制度を担当する職員が置かれているということが示されている。そして，自治体によっては「協働」，「市民文化」という名称が局の前に記載されていることが分かった。これは，暮らしの中で醸し出される地域の歴史やまちづくりが行政運営に必要であることを示唆している。

表9(b)には「部」の名称が示されている。それによれば，「総務部」（13.11）および「市民部」（11.48）が10%以上の自治体に該当するということが示されている。そして，市民という名称に加えて様々な名称が加えられるのであるが，次に「市民協働」と「市民生活」が高水準（9.84）であることが示されている。また，名称の位置は逆転しえども「市民環境部」，「環境市民部」の両方が4.92%で，併せれば「市民協働」という名称の割合を超えており，第一線で地域の問題に活躍しようとする部署の地域問題には，暮らしの中の生活上の環境不安の問題も抜きにはできない可能性を示唆しているだろう。

さらに，続いて「企画政策部」，「まちづくり推進部」という名称がそれぞれ3.28%であった。これは本研究の問題意識の中で前述している政策法務という自治体運営の管理運営に計画設計が重要な役割を果たしているという議論を支持している。すなわち，自治体自らが条例等を定める環境整備も含めた上で，地域担当職員制度にかかわる地域コミュニティの管理運営には自治体発の立案が重要な役割を果たしていることを示しているだろう。さらに自治体によっては「市民センター」，「市民環境経済部」，「市民自治推進室／部」，「生活環境文化部」，古くから変わらない「民生部」という名称も存在しており，自治体運営の多様化が名称に現われている。

表9 回答者の所属先(部局・課)

(a) 所属先(局)			(c) 所属先(課)		
局	n	%	課	n	%
市民文化局	1	1.64	くらしいきいき	1	1.64
市民局	2	3.28	コミュニティ推進課	1	1.64
市民協働局	1	1.64	まちづくり課	1	1.64
市長部局	1	1.64	まちづくり支援課	2	3.28
市長局	1	1.64	まちづくり社会教育課	1	1.64
欠損値(99)	55	90.16	まちづくり推進課	2	3.28
合計	61	100	まちづくり定住課	1	1.64
			まちづくり防災課	1	1.64
(b) 所属先(部)			企画課	1	1.64
部	n	%	企画政策課	1	1.64
まちづくり推進部	2	3.28	企画定住課	1	1.64
環境市民部	3	4.92	協働推進課	1	1.64
企画政策部	2	3.28	区民活動推進課	1	1.64
協働推進部	1	1.64	広聴・市民生活課	1	1.64
区民部	1	1.64	市民活動課	1	1.64
市民センター	1	1.64	市民活動支援課	1	1.64
市民まちづくり推進部	1	1.64	市民活動推進課	2	3.28
市民環境経済部	1	1.64	市民活動部	1	1.64
市民環境部	3	4.92	市民活躍課	1	1.64
市民協働部	6	9.84	市民協働課	5	8.20
市民経済部	1	1.64	市民協働企画総務課	1	1.64
市民自治推進室	1	1.64	市民協働推進課	2	3.28
市民自治推進部	1	1.64	市民参加・協働推進課	1	1.64
市民自治部	1	1.64	市民自治推進課	3	4.92
市民生活部	6	9.84	市民生活課	1	1.64
市民部	7	11.48	自治防災課	1	1.64
市民文化部	1	1.64	人権・協働課	1	1.64
政策企画部	1	1.64	政策推進課	1	1.64
政策推進部	1	1.64	生活環境課	1	1.64
生活環境文化部	1	1.64	総務課	4	6.56
総務部	8	13.11	地域課	1	1.64
地域支援部	1	1.64	地域コミュニティ課	1	1.64
地域振興部	4	6.56	地域コミュニティ推進課	1	1.64
地域政策部	1	1.64	地域づくり支援課	1	1.64
民生部	1	1.64	地域づくり推進課	2	3.28
欠損値(99)	4	6.56	地域活動推進課	1	1.64
合計	61	100	地域共生課	1	1.64
			地域自治課	1	1.64
			地域振興課	3	4.92
			地域政策課	3	4.92
			地域連携課	1	1.64
			地域連携支援課	1	1.64
			欠損値(99)	1	1.64
			合計	61	100

出所) 筆者作成

加えて、表9(c)には「課」の名称がさらに多様化していることが示されている。61自治体を調査して、名称が同様であった自治体に最も共通しているのは「市民協働課」(8.20)、「総務課」(6.56)であった。さらに、「地域振興課」(4.92)、「地域政策課」(4.92)、「市民協働推進課」(3.28)、「地域づくり推進課」(3.28)、「市民活動推進課」(3.28)、「まちづくり推進課」(3.28)、「まちづくり支援課」(1.64)という名称が自治体に共通しており、地域政策やまちづくり、協働に向けた地方政府の「推進」や「振興」という、協働型地域社会運営への取り組みの強化の方針を読み取ることができよう。

回答者の在職期間

加えて、表10は回答者の現所属における在籍期間を示したものである。

柳(2009:63)は辻中豊(当時は筑波大学人文社会系教授、現在は名誉教授および東洋学園大学学長。)を代表として実施した文部科学省特別推進研究、『日韓米独中における3レベルの市民社会構造とガバナンスに関する総合的実証研究』(平成17~21年度、課題番号:17002001)の一貫して整備されたJIGS2-LG調査データ(平成20年9月実施、「行政サー

表10 回答者の在籍期間

役職	地域担当職員	
	n	%
担当長	1	1.64
次長	1	1.64
課長	20	32.79
参事	1	1.64
室長	0	0.00
課長補佐	3	4.92
係長	8	13.11
主幹	1	1.64
副主幹	0	0.00
主任主査	1	1.64
主査	7	11.48
主任主事	1	1.64
主任	3	4.92
主事	3	4.92
書記	1	1.64
事務職員	1	1.64
99	9	14.75
合計	61	100

ビスと市民参加に関する自治体全国調査⁽⁵⁾を用いて、回答者の「役職」および「市民活動」(N=1179)、「環境」(N=1140)、「福祉」(N=1110)、「産業振興」(N=1121)を担当する部署の「役職」および「調査回答者の所属期間」を分析している。「役職」は「市民活動」部署では「課長」26.4%、「係長」14%、続いて「課長補佐」13.8%、そのあとには主査、主幹、主事と続いていく⁽⁶⁾。また、在籍期間は「1年以下」39.6%、「2～3年」31.6%を占めており、平成大合併以後の自治体職員がどのようにローテーションを心がけて職場の職務を担当しているのかを明らかにしている。

表10および在籍期間を示す表11によれば、地域担当職員制度を所轄する部署の回答者の多くは「課長」が32.8%、「係長」が13.1%、「主査」が11.48%を占めている。さらに、在籍期間が「1年以下」19.7%、「2～3年」が47.5%であることが示されており、比較的ローテーションが活発に行われている。

3.4 調査研究に使用した主な質問項目

調査を設計する上で、採用した質問項目の内容は以下のとおりである。

(1) 回答者情報

問1 回答者情報

市区町村名、所属・役職(部局、課、役職)、在職期間(年間)
職員人数(管理職、係長級、一般職、その他)
職員任期(管理職、係長級、一般職、その他)
制度導入年度、管轄区域

(2) 住民自治について

問2 自治会、町内会、区会等の条例・要綱有無

A. 自治会等の組織、名称等に関するもの、B. 連合会・連合組織に関するもの
C. 補助金の支出根拠に関するもの、
D. 業務委託の相手方(行政連絡員等)に関するもの、E. その他

表11 回答者の在籍期間

	n	%
1.00 1年以下	12	19.7
2.00 2～3年	29	47.5
3.00 4～5年	8	13.1
4.00 6～10年	3	4.9
合計	52	85.2
システム欠損値	9	14.8
合計	61	100

出所) 筆者作成

(5) JIGS2-LG 調査票データは、本研究に使用した郵送調査の調査票データの基礎となる調査票である。本調査は部署職員と団体関係を精緻に把握しえる調査票を完備しており、本研究を遂行する上で戦略上必要不可欠な調査票設計を参考にすることができた。本調査を設計するにあたり、辻中豊氏には謝意を申し上げます。

(6) 柳(2009:63)によれば、市民活動部署における「主査」8.1%、「主幹」6.2%、「主任」3.7%、「室長」2.2%、「副主幹」1.7%、「その他」9.7%、「欠損値(DK/NA)」7.5%という結果が示されている。

- 問 3 地域自治区，振興会の区域および近隣自治組織について（名称・広さ・設置時期）
組織の有無，名称，広さ，設置時期（西暦）
- 問 4 自治会等の業務委託の状況（事業実施に対する補助含む）
1. お知らせなどの回覧，2. 広報誌の配布
 3. 募金活動，4. 道路等の整備・補修，5. 防犯・防災活動
 6. 委嘱委員の推薦，7. 公共施設の管理，8. 環境美化・清掃活動
 9. リサイクル・廃品等の収集，10. 街路灯・防犯灯の設置・管理
 11. その他
- 問 5 自治会振興政策につながる支援状況
1. 補助金の交付や資材の提供，2. 住民への加入働きかけ
 3. 活動の拠点整備・提供，4. 行政への住民要望を受け付ける窓口を自治会等に一元化，5. 自治会結成・役員交代の把握，6. 助言や情報の提供
 7. 行事の共催，8. 行政との定期的な会合の開催，9. その他
- 問 6 団体への補助金の交付，資材提供の支援状況
- A. 子ども会，B. 婦人会，C. 青年団，D. 老人会，E. 消防団，F. 防犯組織
に対する，1. 直接支援，2. 自治会を通して支援，3. 支援していない
4. 自治体内に団体がない
- 問 7 地域問題を解決する上での自治会と市町村の望ましい関係
1. 自治会は，市町村の業務を請け負うだけでよい，2. 自治会は，住民と市町村の仲介役を果たすのがよい，3. 自治会は，市町村と協働するのがよい
 4. 自治会は，市町村と独立して活動するのがよい
- 問 8 自治会等の現状や今後について
- A. 担い手層の高齢化が進み，今後の活動の維持が危ぶまれる
- B. 加入率の低下によって，従来から行われてきた活動の継続が困難になっている
- C. 情報伝達・親睦など日常の活動で行政ができない役割を果たしている
- D. 災害時の対応など緊急時に不可欠の役割を果たす
- E. 福祉，治安，まちづくりなどの分野で行政に代わって住民ニーズに込えている
- F. 行政の施策・事業の円滑な実施のためには，自治会等の協力を得ることが不可欠である
- G. 地区住民の意見を代表し，行政とのパイプ役となっている
- H. 地区の課題について，住民の合意形成を図ることができる
- I. 役員が固定化されるなど，運営の改善が必要な点が見られる
- J. 自治会等に代わる組織や団体が育ちつつある
- (3) 自治体のサービスについて**
- 問 9 取り組みの状況
- A. 治安・防犯，B. 防災，C. 教育，D. 児童福祉，E. 高齢者福祉
- F. 環境，G. 産業振興の分野の人員の増員，資機材の拡充など，支援策の取り組み
- (4) 団体とのかかわり**
- 問 10 部署と NPO・市民団体のかかわり
1. NPO・市民団体から政策提言を受ける

2. NPO・市民団体に有償で業務を委託する
3. NPO・市民団体と共同でフォーラム、イベント等を企画・運営する
4. NPO・市民団体から政策執行に対して支援や協力を受ける
5. NPO・市民団体に無償での行政支援を行う
6. NPO・市民団体が政策執行に対してモニタリング（監視）する
7. NPO・市民団体が事業を提案する制度を設けている
8. NPO・市民団体への人材育成（講座・セミナーなど）の支援をおこなう
9. NPO・市民団体への補助金・交付金等の財政的支援（現物給付含む）をする

問 11 政策過程別にみた団体とのかかわり

- A. 自治会・町内会, B. NPO・市民団体, C. 環境団体, D. 福祉団体,
- E. 労働組合, F. 経済・商工団体, G. 農林水産業団体,
- H. 外郭団体・第3セクター, I. 企業,
- J. その他, に関する「許認可」, 「行政指導」, 「モニタリング」, 「職員派遣」, 「業務委託」, 「行政支援」の状況（有無）について

問 12 団体の参画する程度

- A. 一般市民（個人）, B. 自治会・町内会, C. NPO・市民団体, D. 環境団体
- E. 福祉団体, F. 労働組合・団体, G. 経済・商工団体, H. 農林水産業団体
- I. 外郭団体・第3セクター, J. 企業, K. その他に関する「審議会」, 「懇談会」, 「計画策定」, 「政策執行」, 「行政評価」のプロセスへの参画有無

問 13 自治会・町内会, NPO・市民団体, それ以外の諸団体（問13のD～H）との接触「自治会等」, 「NPO・市民団体」, 「諸団体（問13のD～H）」に対する,

- A. 団体から自治体に対する要望, B. 行政方針についての説明・説得,
- C. 相互の意見交換, D. 団体からの新規事業提案, E. 委託業務等の連絡について

問 14 部署に与える集団・組織の影響（主観的評価）

- A. 首長, B. 副首長（助役等）, C. 貴部署, D. 財務担当部署, E. 職員組合
- F. 審議会・懇談会, G. 中央省庁, H. 都道府県, I. 他の自治体,
- J. 貴自治体議会議員, K. 都道府県議会議員, L. 地元選出国会議員,
- M. 自治会・町内会, N. NPO・市民団体, O. 環境団体, P. 福祉団体,
- Q. 経済・商工団体, R. 農林水産業団体, S. 外郭団体・第3セクター,
- T. 企業

が、「立案」, 「決定」, 「執行」のプロセスに与える影響力（7段階評価）

問 15 NPO・市民団体に対する意見について

- A. 政策の提案よりもサービスの供給を担っている側面が強い
- B. 特定の対象に偏っており, サービスを均一に提供することが難しい
- C. 専門的な知識やノウハウに欠ける部分がある
- D. 継続的な活動をする基盤が弱い
- E. 行政よりも旧弊や慣習に縛られない先駆的な活動ができる
- F. 行政よりも受益者のニーズへ柔軟に対応できる
- G. 行政よりも効率的なサービスを提供できる
- H. 行政よりも多面的な価値観を表現できる

- I. 行政よりも公平なサービスを提供できる
- J. 行政よりも腐敗・汚職の危険が少ない

問16 諸団体（問13のD～H）と接触することに対する意見

- A. 行政の主張に正統性を付与する, B. 利害調整に役立つ,
 - C. 必要な情報を得ることができる, D. 政策・施策への反対が緩和される,
 - E. 市民参加を活発にする, F. 先進的な施策の実施に役立つ,
 - G. 行政運営の長期的な視野を欠く, H. 行政判断の自律性を失う
- に対する, 5段階評価 (1. そう思う, 2. ある程度そう思う, 3. どちらともいえない, 4. あまりそう思わない, 5. そう思わない)

問17 部署の課長相当職の方の意見について

- A. 行政の評価基準としては政策の効率性が最も重要である
 - B. 国や自治体はどちらかといえば経済成長よりも環境保護を重視した政策を行ったほうがよい
 - C. 国の主要な政策課題は地域間格差の是正である
 - D. 国の権限のうち可能なものは自治体に委譲したほうがよい
 - E. 地方自主財源はさらに拡大されるべきである
 - F. 貴自治体と都道府県との関係はこれからますます強くなる
 - G. 貴自治体と中央省庁との関係はこれからますます強くなる
 - H. 広域行政に向けた取組はいつそう推進されるべきである
 - I. 税負担を増やせない以上, 行政サービスが低下しても仕方がない
 - J. 行政サービスのうち民間でできる業務はなるべく委譲したほうがよい
 - K. 企業は利益追求だけでなく社会貢献も行うべきである
 - L. 様々な団体の活動は, 国民の要求やニーズを政治に反映するために必要である
 - M. 市民の直接的な政治参加はもっと促進されるべきである
 - N. 国の行政運営は全般的にみて満足できる
 - O. 貴自治体の運営には全体的にみて満足できる
- に対する5段階評価 (1. そう思う, 2. ある程度そう思う, 3. どちらともいえない, 4. あまりそう思わない, 5. そう思わない)

問18 政策に市民の意見を反映させる方法（順位付け）

- 1. 市民アンケート, 2. 市政/区政モニター, 3. 公聴会・住民説明会,
- 4. シンポジウム・フォーラム, 5. 地区別懇談会, 6. パブリック・コメント
- 7. ワークショップ, 8. 審議会への公募住民の参加, 9. 市民会議
- 10. 直接請求（条例の制定・改廃）, 11. 住民投票（条例に基づく）12. その他

(5) 政策形成について

問19 施策の立案・事業の実施に対する必要な情報源（順位付け）

- 1. 中央省庁, 2. 都道府県, 3. 他の部署, 4. 他の自治体, 5. 貴自治体議員,
- 6. 地元選出国會議員, 7. マスメディア関係者, 8. 専門・業界紙関係者
- 9. 自治会・町内会等, 10. NPO・市民団体, 11. 経済・商工団体,
- 12. 農林水産業団体, 13. その他諸団体（問13のE～H）, 14. 企業,

15. 学者・専門家

問 20 立案する際の優先順位づけ

1. 政策等のアイデア探索・立案,
2. 関係者との調整のどちらか一方

問 21 執行する際の重視している事柄

1. 所管分野に関する知識・効率性,
2. 社会の利害バランスのどちらか一方

(6) コミュニティ施策の取り組みについて

問 22 コミュニティ活動への支援策の状況の有無

1. 裁量予算・事業提案制度を設けている
2. 人材育成や場づくり支援(講座・セミナー等の開催, 地域づくり大学等の設置)を実施している
3. 例規において存在や活動を規定している
4. 協議型住民自治組織や地域運営組織の設立を支援している
5. 活動拠点の整備を推進・支援している
6. 自治体職員のコミュニティに関する意識改革や参画支援を行っている
7. 地域との協働を推進している
8. 法人化を支援している
9. その他

問 23 コミュニティ施策を進める上での課題について

- A. 自治体職員の意識の低さに問題がある
- B. 住民の意識が多様化しており, その変化に課題がある
- C. コミュニティの活動に関連する団体側の意識が多様化しており, その変化に課題がある
- D. 行政とコミュニティとの信頼関係の構築に課題がある
- E. 地域で活動する団体間の相互交流やネットワークの構築に課題がある
- F. 財源の確保に課題がある
- G. 法人化が進まないことに課題がある

問 24 今後どのような人材が必要か

- A. リーダーや運営・マネジメントを担う人材
 - B. イベントや見守りといった日常的な活動に参加し, 実際に活動を担う人材
 - C. 各分野での専門的な知識や経験を持った人材
- に対する5段階評価 (1. とても必要である, 2. やや必要である, 3. どちらともいえない, 4. あまり必要ではない, 5. 全く必要ではない)

問 25 リーダーや運営の人材や日常的活動に参加して実際に活動する人材の確保

- A. リーダーや運営・マネジメントを担う人材
 - B. イベントや見守りといった日常的な活動に参加し, 実際に活動を担う人材
- に対する, 1. 確保できている, 2. 十分には確保できていない,

問 26 リーダーや運営の人材や日常的活動に参加して実際に活動する人材強化の取り組み

1. 財政・人的支援,
2. セミナー等の開催,
3. 団塊の世代の取り込み
4. 学生を含む若年層の取り込み,
5. 自治体退職者の活用,
6. 外部人材の活用
7. 法人化を支援している,
8. その他の取り組み有無

問 27 各分野の施策で活動を期待するコミュニティの規模感について

【地域福祉について】

- A. 日常の見守り，高齢者のサポート等
- B. コミュニティ・ソーシャル・ワーカー，コミュニティ・ナースの取り組み

【まちづくり】

- C. 空き家・空き地，景観・緑化，エリアマネジメント等
- D. 環境（清掃・美化，ゴミ・資源，環境保全など）

【教育】

- E. 学校教育（学習支援，コミュニティ・スクール等），F. 生涯学習

【その他】

- G. 地域公共交通（オンデマンド型交通，コミュニティバス等），
 - H. 防災・危機管理（地域防災マップ作成，要援護者の避難支援，安否確認等）
 - I. コミュニティ・ビジネス（上記の区分に当てはまるものを除く）
- に対する，1. 概ね単位自治会の範囲，2. 概ね小学校区の範囲，3. 概ね中学校区の範囲，4. 概ね全市域，5. 特に活動を期待しない

問 28 各分野の施策で活動を期待するコミュニティの規模感への現状評価

【地域福祉について】

- A. 日常の見守り，高齢者のサポート等
- B. コミュニティ・ソーシャル・ワーカー，コミュニティ・ナースの取り組み

【まちづくり】

- C. 空き家・空き地，景観・緑化，エリアマネジメント等
- D. 環境（清掃・美化，ゴミ・資源，環境保全など）

【教育】

- E. 学校教育（学習支援，コミュニティ・スクール等），F. 生涯学習

【その他】

- G. 地域公共交通（オンデマンド型交通，コミュニティバス等），
 - H. 防災・危機管理（地域防災マップ作成，要援護者の避難支援，安否確認等）
 - I. コミュニティ・ビジネス（上記の区分に当てはまるものを除く）
- に対する，1. 専門的な人材は特に必要としていない，2. 専門的な人材は必要であり，現状では概ね確保されている，3. 専門的な人材は必要だが，現状では十分に確保されていない

問 29 人材確保と育成のために取り組んでいる施策・支援策の有無

- 1. 財政・人的支援，2. セミナー等の開催，3. 団塊の世代の取り込み
- 4. 学生を含む若年層の取り込み，5. 自治体退職者の活用，6. 外部人材の活用
- 7. 法人化を支援している，8. その他の取り組み有無

問 30 区域内の地域コミュニティの活動状況

- 1. 多くの地位住民が参加しており，活動状況は活発である
- 2. 一部の地域住民が参加しており，活動状況は活発である
- 3. 多くの地域住民が参加しているが，活動状況はそれほど活発ではない
- 4. 一部の地域住民が参加しているが，活動状況はそれほど活発ではない

5. 多くの地域住民が参加しているが、活動は停滞している
6. 一部の地域住民が参加しているが、活動は停滞している

問 31 区域内の地域コミュニティが担う地域の代表としての役割評価

1. 地域コミュニティを構成する団体相互の連携は進んでおり、今後もさらに進んでいくと見込んでいる。
2. 地域コミュニティを構成する団体相互の連携は進んでいるが、今後はさらなる進展は難しいと見込んでいる。
3. 地域コミュニティを構成する団体相互の連携は進んでいないが、今後は進んでいくと見込んでいる。
4. 地域コミュニティを構成する団体相互の連携は進んでおらず、今後もそれほど進まないと見込んでいる。

問 32 区域内の地域コミュニティを構成する団体と行政機関との連携の状況

1. 地域コミュニティを構成する団体と行政機関の連携は進んでおり、今後もさらに進めていきたい。
2. 地域コミュニティを構成する団体相互の連携は進んでいるが、今後、連携をさらに進めていくのは難しい。
3. 地域コミュニティを構成する団体相互の連携は進んでいないが、今後は進めていきたい。
4. 地域コミュニティを構成する団体相互の連携は進んでおらず、今後もそれほど進めていく予定は無い。

問 33 地域担当職員制度の成果に対する意見

- A. 住民と顔の見える関係が構築できた, B. 地区との信頼関係ができた
 - C. 地区の意向や要望が把握しやすくなった,
 - D. 行政施策や事業内容を分かりやすく説明できる機会が増え、住民の理解も深まった,
 - E. まちづくりに対する住民の関心や参加意欲が高まった,
 - F. 職員のコミュニケーション能力が向上した
 - G. 職員のファシリテーション能力が向上した, H. 地域の課題解決に役立った
 - I. 地域清掃や祭りなど、地域の活動が継続されるようになった
- に対する、5段階評価 (1. そう思う, 2. ある程度そう思う, 3. どちらともいえない, 4. あまりそう思わない, 5. そう思わない)

問 34 地区の地域担当職員制度の課題に対する考え

- A. 担当する業務内容が拡大するため、職員の負担が増え、本来の業務に支障が出る
- B. 地域担当職員は、要望（クレーム）の一方的聞き役となり、業務意欲が減少する
- C. 職員と地域との関係が良好であれば長期間の担当となりがちで人事異動に支障が生じる
- D. 団体・組織が地域担当職員に依存することになり、地域の自立に支障が生じる
- E. 地域の取り組み意欲に格差があり、地域への対応が困難となるケースも発生

する

問 35 職務を遂行する上での地域の課題に対する認識と対応状況の考え

- ①活気や賑わいのなさ, ②空地や空き家の多さ, ③治安の悪さ
 - ④近所づきあいのしがらみ, ⑤近所づきあいの希薄さ, ⑥外国人が増えること
 - ⑦新しく引越してきた人に対する地域住民の警戒心
- に対する, 1. 課題として認識していない, 2. 課題として認識しており, 現状では概ね対応できている, 3. 課題として認識しているが, 現状では十分に対応できてない。

4. 分析結果—調査結果の概要

本調査から得られた結果をもとに、筆者は後掲の表 12～表 17 を作成している。本節では地域コミュニティの実態、自治会への地域振興政策を通じた支援状況、NPO・市民団体等の取り組み支援の状況を確認し、制度の運用状況への示唆を得ることにしたい。

4.1 自治会との関係

(1) 地縁住民組織を定める規定と振興支援策の充実度

表 12 は自治会、町内会、区会等の近隣住民組織を定める上で、名称や組織内容また業務委託等の契約状況を把握している自治体の状況を整理したものである。それによれば、自治会等の名称を定めている自治体と業務委託に関する内容を定める自治体が 27.9%、補助金の支出根拠を明記する自治体が 85.2%とほとんどの自治体に該当していることがわかった。少なくとも 1 つ以上の項目に回答している自治体は 90.2%であった。

表 13 は業務委託の内容を示し、どのように自治会の支援を行うかを示したものである。

それによれば、最も多いのは「お知らせ回覧」(83.6%)である。次いで、「環境美化・清掃」(65.6)、「広報誌配布」(65.6)の順になっており、「街路灯・防犯灯設置・管理」については 62.3%であった。それは行政から住民への情報伝達と生活の環境維持に欠かせない取り組みへの業務委託が集中している。また、いざという時の安否確認が必要であることから防犯・防災(54.1)の割合は相対的に高い傾向にある。「委嘱員推薦」の協力を示す自治会は過半数を占める(50.8)。「道路等整備・補修」までも対応する自治会は 14.8%

表 12 自治会、町内会、区会等の近隣住民組織を定める規定

	該当 n	%
A. 自治会等の名称	17	27.9
B. 連合会・連合組織の内容	12	19.7
C. 補助金の支出根拠	52	85.2
D. 業務委託(行政連絡員等)に関するもの	17	27.9
E. その他	3	4.9
全体(A～Eのいずれか)	55	90.2

出所)筆者作成、質問元:問2

程度存在し、住民の社会サービスを隅々まで対応している。「少なくとも1つ以上」の業務委託を依頼する自治体は100%、平均を超えた自治体は過半数を超える。

さらに、筆者は表14に業務委託の程度と振興支援の充実度の関係を把握するクロス集計表を作成した。それによれば、振興支援が充実している自治体ほど、業務委託の程度は高まる傾向にある。相関係数は $r=0.278$ (ピアソンの相関係数, $n=61$, $p<0.05$) と正に対応している。 χ^2 検定の結果も有意であることを示す。

(2) 自治会を通じた地縁組織のネットワーク形成と自治体支援

さらに、表15は自治体が社会サービスを地域の隅々に供給しようと、地域住民の助力をどのように得ながら地域を支えようとしているのかを示している。

表15は「子ども会」、「婦人会」、「青年団」、「老人会」、「消防団」、「防犯組織」という地縁組織への支援方法を示した表である。直接的に関係を築いている状況 (= 直接支援) があれば、自治会を通じて支援している場合もある。また、団体を把握し得ていなければ、団体が無いというように回答している様子も分かる。そのような社会関係の特徴を踏まえて考えてみると、次のような結果が示された。

消防署と通じている「消防団」の関係は他に比べて密接である (直接接触が67.2%)。

表13 自治会との関係—業務委託と振興支援

(a) 問4自治会等業務委託 (合計)			(b) 問5自治会振興施策・支援 (合計)		
	n	%		n	%
1. お知らせ回覧	51	83.6	1. 補助金交付・資材提供	53	86.9
2. 広報誌配布	40	65.6	2. 住民加入の働きかけ	34	55.7
3. 募金活動	23	37.7	3. 活動拠点整備・提供	34	55.7
4. 道路等整備・補修	9	14.8	4. 要望受付の窓口一元化	14	23.0
5. 防犯・防災	33	54.1	5. 自治会結成・役員交代	38	62.3
6. 委職員推薦	31	50.8	6. 助言・情報提供	40	65.6
7. 公共施設管理	22	36.1	7. 行事の共催	11	18.0
8. 環境美化・清掃	40	65.6	8. 行政との定期的会合	38	62.3
9. リサイクル・廃品回収	21	34.4	9. その他	1	1.6
10. 街路灯・防犯等設置・管理	38	62.3	全体__高群 (平均: 4.31 \leq)	31	50.8
11. その他	3	4.9	全体__少なくとも1つ以上	60	98.4
全体__高群 (平均: 4.89 \leq)	34	55.7			
全体__少なくとも1つ以上	61	100.0			

出所) 筆者作成

表14 業務委託と振興支援の関係

	自治会等業務委託 (合計)			
	.00 平均未満		1.00 平均以上	
【自治会振興施策・支援 (合計)】	n	%	n	%
.00 平均未満	18	60.0	12	40.0
1.00 平均以上	9	29.0	22	71.0
合計	27	44.3	34	55.7

出所) 筆者作成 χ^2 検定 (Pearsonの χ^2 値=5.926, 漸近有意確率 (両側) 5%水準で有意)

表 15 問 6 地縁組織別の団体支援状況

	団体支援 (N=61)					
	子ども会	婦人会	青年団	老人会	消防団	防犯組織
1 直接支援	37.7	18.0	6.6	60.7	67.2	37.7
2 自治会を通じて支援	21.3	24.6	19.7	16.4	11.5	24.6
3 支援していない	27.9	37.7	37.7	9.8	8.2	16.4
4 自治体に団体が無い	1.6	8.2	23.0	1.6	1.6	3.3
99 欠損値	11.5	11.5	13.1	11.4	11.5	18.0
合計	100	100	100	100	100	100

出所) 筆者作成

自治体は政策実施の最前線で施策・事業を展開する政策デリバリー機能を担っており、そうした関係が確認される可能性が考えられる。また、地域包括ケアシステムが福祉・医療サービスに浸透している現在、高齢者が集まる老人会への直接支援は 60.7% と高水準である。それに対し、子ども会には直接支援が少ない。

防犯組織や婦人会には自治会を通じて支援する自治体が相対的に多い。子ども会も自治会を通じた支援を受けていることが分かる。なお、婦人会や青年団に支援していない自治体も存在する。

青年団に関してはそもそも団体が地域に根付いていない (23.0)。自治体も多い可能性がある。自治会を通じた支援も含め、支援を行っている自治体が過半数を超えるのは子ども会、老人会、消防団、防犯組織である。

さらに、筆者は表 16 のように直接支援 (自治会を通じての支援) の充実度を点数にしてまとめている。それによれば 0 点という支援を直接行わないという自治体は 24.6% であった。平均値を比較すると、直接支援の方が高い (+2.5 点)。平均以上の自治体は過半数 (51.7%) を超える。自治会との相互の連携は地縁団体の輪を共に作っていくという意

表 16 直接支援と自治会を通じた支援状況

	直接支援 (平均=2.5)		自治会を通じて支援 (平均=1.1)	
	n	%	n	%
0 点	15	24.6	36	59.0
1 点	7	11.5	7	11.5
2 点	7	11.5	7	11.5
3 点	9	14.8	3	4.9
4 点	11	18.0	1	1.6
5 点	8	13.1	2	3.3
6 点	3	4.9	4	6.6
合計	60	98.4	60	98.4
欠損値	1	1.6	1	1.6
団体支援_高群 (平均以上)	31	51.7	17	28.3
団体支援_少なくとも 1 つ以上	45	75	24	40

出所) 筆者作成

注) 平均以上 = 直接支援 (2.5 ≤), 自治会を通じて支援 (1.1 ≤)

味も含まれている可能性がある。

(3) 地方政府と自治会の凝集性（まとまりの良さ）と自治会への評価

さらに、筆者はこれまでの変数状況をまとめた集計値をもとに、それぞれの自治体と自治会の関与の程度がどのような関係にあるかを推し量るため、表17に相関係数の結果を整理している。

それによれば、自治会振興施策・支援を行う自治体ほど、団体への直接支援は多い傾向にある。一方で、自治会を通じた支援と直接支援は負の相関（-0.377）関係が示されている。また、近隣自治組織の規模が広がるほど、自治会を通じて支援するというしくみがある（ $r=0.448$ ）。一方、自治会への直接的支援は規模とは関係ないということが示された。

では、現状の自治会の役割を自治体はどのように再認識しているのだろうか。筆者は、行政からみた自治会の意見評価について表18に整理している。それによれば、担い手の高齢化と、その維持が危ぶまれるという意見は近隣自治組織の規模が小さくなるほど該当している。また、そのようでも自治会等の協力が不可欠であるというように考えており、地方の地区が小さい地域で自治会等の地域人材不足が起きているということを想像させる。

4.2 NPO との関係

次に、NPO との関係のみていきたい。筆者は団体と自治体がどのように関与しているのかを把握するために、連絡目的と、その頻度を尋ねている。表19はその集計結果を示しており、自治会と比べたNPO・社会団体等への対応状況が示されている。

それによれば、自治会に比べて、NPO・市民団体に対する関係が縁遠い。どの連絡目的に対してもその傾向が見て取れる。自治体への要望は「月1回以上」とする自治体は39.3%、NPO・市民団体に対しては6.6%程度である。むしろ「半年に1回未満」が過半数を超える。行政方針の説明・説得を目的とした連絡機会は「月1回以上」の連絡を自治会にしている自治体が多い。「少なくとも1つ以上」に該当する都市は自治会で46%、NPO・市民団体で28%である。相対的に自治会との関与の密度が濃いようである。

それでは、NPO・市民団体の役割をどのように認識しているのだろうか。

表17 自治会関係のまとめ

		(1)	(2)	(3)	(4)
(1) Q5 自治会振興施策・支援（合計）	R n				
(2) Q6 団体支援＝直接支援	R n	.262* 60			
(3) Q6 団体支援＝自治会通じて支援	R n		-.377** 60		
(4) Q3 近隣自治組織の規模_広さ	R n			.448** 45	

出所) 筆者作成

* 漸近有意確率（両側）5%水準で有意、** 漸近有意確率（両側）1%水準で有意

表 18 自治会への意見（値：ケンダールの τ ）と地区範囲と団体支援の関係（問 8）

5段階評価（1=そう思わない～5=そう思う）		近隣自治組織 規模（広さ）	団体支援 （自治会通じて支援）
1. 担い手の高齢化と維持が危ぶまれる	R n	-.280* 46	-0.142 60
2. 加入率が低下し、従来からの活動が困難	R n	0.006 46	-0.005 60
3. 情報伝達・親睦で行政ができない役割を果たす	R n	0.078 46	-0.035 60
4. 災害時の対応・緊急時の不可欠な役割を果たす	R n	0.055 46	-0.146 60
5. 福祉、治安、まちづくりなどの分野で行政に代わって 住民ニーズに答えている	R n	0.003 46	0.087 60
6. 自治会等の協力が不可欠	R n	-.281* 46	-0.11 60
7. 地区住民の意見を代表し、行政とパイプ役になる	R n	-0.12 46	-0.037 60
8. 住民の合意形成を図ることができる	R n	-0.006 46	-0.027 60
9. 役員が固定化されるなど、運営改善に必要な点がある	R n	-0.094 46	0.072 60
10. 自治会等に代わる組織や団体が育ちつつある	R n	-0.055 46	-0.07 60

出所）筆者作成

注）漸近有意確率（両側）5%水準で有意，同左（両側）1%水準で有意

表 19 団体との接触頻度（問 14）

	1	2	3	4	5	6
	自治会へ 要望	行政方針の 説明・説得	相互意見 交換	新規事業 提案	委託業務	少なくとも 1つ以上
1. 自治会						
1 月1回以上	39.3	14.8	24.6	4.9	14.8	46.0
2 半年1回以上	16.4	23	29.5	13.1	16.4	
3 半年1回未満	41	54.1	39.3	67.2	54.1	54.0
99 欠損値	3.3	8.2	6.6	14.8	14.8	
合計 N	61	61	61	61	61	61
2. NPO・市民団体						
1 月1回以上	6.6	1.6	4.9	0	19.7	28.0
2 半年1回以上	16.4	9.8	26.2	8.2	8.2	
3 半年1回未満	57.4	67.2	49.2	70.5	52.5	72.0
99 欠損値	19.7	21.3	19.7	21.3	19.7	
合計 N	61	61	61	61	61	61

出所）筆者作成

表20は、その評価（ある程度以上賛成する）という意見の数値結果を示している。それによれば、NPO・市民団体は政策提案よりもサービスの供給を担うという意識が強い（68.9）。そして、NPO・市民団体のサービスは特定の対象に偏っており、均一に提供することが難しいという意見も相対的に多い（44.3）。但し、行政よりも旧弊や慣習に縛られない先駆的活動が出来る（55.7）、受益者のニーズへ柔軟に対応できる（63.9）という特徴も過半数の都市に共通しているようである。それは行政よりも効率的なサービスを提供できるということ（36.1）よりも、行政よりも多元的な価値観を表現できる（45.9）ための取り組みとして考える必要があるだろう。

4.3 行政の取り組みと地域担当職員制度への評価（成果と課題）

では、行政自らが様々な組織と協働するうえで取り組む支援策はどのように充実しているのだろうか。また、既に団体参加が盛んな都市では、どのような支援策に取り組むことが共通しているのだろうか。この問いに対する示唆を得るために、筆者は表21の集計表を作成している。1～8の項目はコミュニティ施策の取り組み、その該当数と割合を示している。

それによれば、地域との協働を推進している自治体が83.6%に該当し、次いで、活動拠点の整備を通じた支援を行う自治体が多い（68.9）。また、協議型住民自治組織や地域運営組織の設立支援（52.5）、人材育成や場づくりの支援（50.8）を実施する自治体が過半数を超える。また、相対的に取り組む自治体は現在少ない傾向にあるが、「例規において存在や活動を規定している」（32.8）、「自治体職員のコミュニティに関する意識改革や参画支援」（39.3）、「裁量予算・事業提案制度」（31.1）、「法人化支援」（29.5）を行おうとする先進自治体の取り組みも制度に設計されている。

さらに、自治体とNPO・市民団体の連携機会に恵まれた都市には、どのような支援・取り組みが共通しているのだろうか。その関連性を考えるために筆者は各支援・取り組みの実施有無と団体接触（得点）の相関係数を算出することを試みた。

それによれば、団体と密に接触している都市では、人材育成や場づくりの支援に恵まれ

表20 NPO・市民団体の取り組みに対する意見（問16）

5段階尺度（1=そう思わない～5=そう思う）	肯定的意見 （3=ある程度以上）	
	N	%
A. 政策の提案よりもサービスの供給を担っている側面が強い	42	68.9
B. 特定の対象に偏っており、サービスを均一に提供することが難しい	27	44.3
C. 専門的な知識やノウハウに欠ける部分がある	5	8.2
D. 継続的な活動をする基盤が弱い	26	42.6
E. 行政よりも旧弊や慣習に縛られない先駆的な活動ができる	34	55.7
F. 行政よりも受益者のニーズへ柔軟に対応できる	39	63.9
G. 行政よりも効率的なサービスを提供できる	22	36.1
H. 行政よりも多元的な価値観を表現できる	28	45.9
I. 行政よりも公平なサービスを提供できる	2	3.3
J. 行政よりも腐敗・汚職の危険が少ない	3	4.9

出所) 筆者作成

表 21 コミュニティ施策の取り組み (問 23)

	全体 (N = 61)		団体接触 NPO	
	n	%	ρ	p 値
1. 裁量予算・事業提案制度を設けている	19	31.1	0.285	*
2. 人材育成や場づくり支援を実施している	31	50.8		
3. 例規において存在や活動を規定している	20	32.8		
4. 協議型住民自治組織や地域運営組織の設立を支援している	32	52.5	0.258	*
5. 活動拠点の整備を推進・支援している	42	68.9		
6. 自治体職員のコミュニティに関する意識改革や参画支援を行っている	24	39.3		
7. 地域との協働を推進している	51	83.6		
8. 法人化を支援している	18	29.5		

出所) 筆者作成, 注) ρ = 相関係数 (スピアマンの ρ) * : 漸近有意確率 (5%水準) で有意

ているだけでなく、自治体職員がコミュニティに関する意識改革をおこない、参画支援を行っているという特徴が都市に共通していることが確認された。活動の拠点を整備することには過半数の自治体が行っているが、それ以上に場づくりや地域人材の確保、行政職員がコミュニティに密着できるような意識改革と参画機会を提供することが求められることを示唆していよう。

続けて、地域担当職員制度によって配置されている地域担当職員の働き状況や地域コミュニティに関与する程度への評価をみていきたい。筆者は表 22 を作成し、制度の運用を担当する部局 (担当課長) が認識している制度の評価と課題をまとめている。

表には 5 段階評価によって把握された各項目に対する認識の「ある程度以上」と回答している都市の度数と%, そして団体接触頻度 (自治会・NPO) との関連性が示されている。

【制度の評価】によれば、地域担当職員制度の導入は、「地区との信頼関係」、「住民と顔の見える関係」の構築および「地域の課題解決に役立つ」ということへの成果に 7 割程度、それ以上の自治体に該当していることが確認された。すなわち、行政と住民の間に立って、その社会的距離を縮めること、地域の政策事案に関与する行政の向き合い方を明確にさせるという効果を期待することができるのではないだろうか。

しかしながら、「行政方針の説明への住民の理解が深まった (D)」とする自治体は 39.3%, また「職員のコミュニケーション能力の向上」を認識している自治体は 37.7% と、その数は相対的に少ないようである。制度を活用することで課題解決の交流機会を増やすことができたとして、政策問題への事案内容を住民がどのように受け止めて、コミュニケーションを成功させるのかについては制度の受け手側の問題もあるのだろう。また、住民と社会団体、地域担当職員の間で培われる社会関係を通じて成し得ることなのではないだろうか。地域コミュニティの社会関係の特徴も踏まえて検討する必要があるだろう。

では、自治会・町内会や NPO と接触頻度が高い都市ではどのような成果を地域担当職員制度によって感じているのだろうか。団体接触頻度からみた自治会との緊密さはむしろ、地区との信頼関係にマイナスの関連性が示されている。これもまた、地区の中で醸成される自治会と地域担当職員の社会関係に問題が左右されている可能性も考えられる。地域コミュニティの特性も踏まえた属人的要因を考えて、地区との望ましい信頼関係を実現させ

表 22 地域担当職員制度への評価 (成果と課題：問 34・問 35)

5段階尺度 (1=そう思わない~5=そう思う)	ある程度以上 (N=61)		団体接触頻度 自治会		団体接触頻度 NPO	
	n	%	r	p 値	r (τ)	p 値
【制度の成果】						
A. 住民と顔の見える関係が構築できた	47	77.0				
B. 地区との信頼関係ができた	50	82.0	-0.355	**	(0.209)	†
C. 地区の意向や要望が把握しやすくなった	45	73.8				
D. 行政施策や事業内容を分かりやすく説明できる機会が増え、住民の理解も深まった	24	39.3	0.245	†		
E. まちづくりに対する住民の関心や参加意欲が高まった	14	23.0				
F. 職員のコミュニケーション能力が向上した	23	37.7				
G. 職員のファシリテーション能力が向上した	18	29.5			0.257	†
H. 地域の課題解決に役立った	42	68.9			0.330	*
I. 地域清掃や祭りなど、地域の活動が継続されるようになった	16	26.2			0.338	*
【制度の課題】						
A. 担当する業務内容が拡大するため、職員の負担が増え、地域担当職員制度の課題本来の業務に支障が出る	27	44.3	-0.301	*		
B. 地域担当職員は、要望（クレーム）の一方的聞き役となり、業務意欲が減少する	11	18.0	-0.249	*		
C. 職員と地域との関係が良好であれば長期間の担当となりがちで人事異動に支障が生じる	9	14.8			0.323	*
D. 団体・組織が地域担当職員に依存することになり、地域の自立に支障が生じる	13	21.3			(0.219)	†
E. 地域の取り組み意欲に格差があり、地域への対応が地域担当職員制度の課題困難となるケースも発生する	26	42.6			(0.228)	†

出所) 筆者作成, (注) r=ピアソンの相関係数, τ=ケンドールの τ, **: p<0.01, *: p<0.05, †: p<0.10

る方法の検討を必要としていよう。それに対して、行政施策や事業内容の説明機会を増やすには自治会との接触頻度の高さは正に対応していることが本結果から明らかとなった。

加えて、NPO との団体接触頻度の方が制度の成果変数と相関する項目の数が多いという特徴がある。「地区との信頼関係」は自治会よりもむしろ NPO・社会団体との緊密さが、さらに「職員のファシリテーション能力」の向上が正に対応している。NPO・社会団体の取り組みに対する前述した評価に関する分析から、NPO・社会団体との連携が先駆的な公共サービスの供給を実現させるという知見が示されていた。職員のファシリテーションの向上はそうした期待される連携効果の一つともいえるのではないだろうか。

また、「地域の課題解決に役立った」、「地域清掃や祭りなど、地域の活動が継続されるようになった」という意見と正に対応していることが統計的に有意であることが確認された。NPO・社会団体は政府が十分に供給できていないニッチな政策課題に対して、人々に寄り

添いながら社会サービスを供給することに長けている。そうした取り組みが地域課題の解決に寄与し、地域人材の確保に繋がり活動が継続される事例も得られると考えられよう。

加えて、地域担当職員制度の課題としては業務内容の拡大によって職員の負担が増えること、課題本来の業務に支障が出るという意見が 44.3% と高い割合で導入都市に共通している。また、地域の取り組み意欲の差によって地域担当職員制度の課題が困難になるというケースにも納得する自治体が相対的に多いようである。これは地域コミュニティの問題も含めて地域担当職員制度の改善策を検討していく必要がある。また、負担感の高まりが自治会との接触が密であることと正に対応しているのではない。むしろ、クレームの一方的聞き役となり、業務意欲は減少しない傾向が確認された。

一方で、NPO との関係性の構築は長期間の担当になりがちで人事異動に支障が生じる、地域の自立に支障が生じる、地域課題の対応が困難になるケースがあるという。こうした自治会—地域担当職員—NPO・社会団体を取り巻く地域社会運営の問題についての考察はさらに質的調査研究なども含めて検討することにした。

5. 結論

本研究は暮らしを支えるコミュニティ政策と市民参加に関する自治体調査をもとに、地域担当職員制度をとりまく地域コミュニティの状況と地域社会運営の実際を探ることを目的としていた。

本稿によれば、本調査は地域担当職員制度を導入する自治体のうち 80 団体のみからしか、意向調査への回答を得られていない。また、分析可能なデータは 62 自治体に限られている。回収し得た自治体の社会経済状況は母集団と比べてみると、セレクション・バイアスの問題は避けることはできないが、総人口の分布や財政力が母集団と相対的に似通うことを確認できた。しかし、多変量解析等を実施する際は、社会経済状況の偏りを考慮して検討する必要がある。また、さらに調査票の回収を重ねて、調査協力を得ながら継続的に検討していくことも必要があるだろう。

導入を検討する都市の特徴については、都市規模が関係している。施行時特例市であるほど制度を導入している。一般財源は「200 億円以上」にもなる中規模の都市、それを超える大都市ほど制度を検討して導入する傾向がある。一方で、人口の過密さが直接的に制度の導入を促進させている要因には作用していない。地域ブロックをみると、北海道ほか他の地域に比べて制度の導入が進んでいる。

また、集計結果によれば、地方政府と自治会、NPO・市民団体とは次のような関係性を構築している。地方政府の自治会振興支援策の充実度と地域の諸団体への直接支援の高さには関連性があり、近隣自治組織の規模が広いほど自治会を通じた支援が活発である。自治会には近隣自治組織が相対的に小さい自治体ほど協力を求め、その担い手の高齢化への懸念が高いようである。NPO 団体との接触程度と比べてみると、自治会との関係性の方が密接であった。

NPO・市民団体の取り組みに対しては、政策提案よりもサービスの供給が強いという特徴は導入自治体に共通している。但し、慣習に縛られない先駆的活動ができること、効率的よりも多元的価値を施策に取り組めるという特徴も市民活動を通じた協働の利点であ

ることは間違いない。NPO・市民団体と密接に関わっている自治体でコミュニティ施策として人材育成や場づくりの支援が進んでおり、地域コミュニティと関わる上での参画支援や自治体職員の意識改革が進んでいる可能性も確認された。

地域担当職員制度に対しては、地域と顔の見える関係の構築や地区との信頼関係、地域の問題解決につながるというように自治体も評価していることが確認された。一方で、職員の負担感や、地域への対応が難しいというケースも4割程度の自治体に該当している。それには団体との接触の程度が関連性を持っている問題であることも確認された。

以上のことを踏まえると、NPO・市民団体との連携は先駆的取り組みを促し、多様な価値を施策に反映できる一方で、どのような場づくりや人材を支援することが自治体に偏重しない地域社会運営を導出することができるのだろうか。自治会やNPO・市民団体と協働する地域担当職員の負担軽減やネットワーク管理を円滑にするために必要な地域文脈にはどのような問題の解決が求められているのだろうか。こうした問題については、さらに量的調査データと質的調査の知見を重ねることで検討していきたい。

謝辞

本稿を作成するにあたり、お忙しい所、貴重なご意見を頂戴しました回答自治体の御担当者様には改めて御礼申し上げます。さらに、本調査の母集団は宇佐美淳氏（法政大学大学院公共政策研究科兼任講師）が事前に独自におこなった自治体情報の収集調査によって得られたものである。

また、本調査をデータとして整理するにあたっては戸川和成研究室の研究補助要員として雇用され、一生懸命にデータ編集作業に惜しみなく労を取って頂いた佐藤大騎氏ならびに喜多見剛氏には深く感謝申し上げます。

さらに、データ集計作業にあたっては、過不足なく丁寧に集計し、惜しみない労を取って頂いた研究補助要員である大塩郁佳氏ならびに村山蒼氏に謝意を申し上げます。

〔参考文献〕

- 稲垣浩（2014）「地域担当職員制度の制度設計—課題の整理と展望—」北海学園大学開発研究所編『開発論集』第93号，89-106
- 前田健太郎（2014）『市民を雇わない国家—日本が公務員の小さな国へと至った道』東京大学出版会。
- 砂原庸介（2011）『地方政府の民主主義—財政資源の制約と地方政府の政策選択』有斐閣。
- 曾我謙悟（2019）『日本の地方政府—1700自治体の実態と課題』中公新書。
- 宇佐美淳（2023）『コミュニティ・ガバナンスにおける自治体職員の役割』公人の友社。
- 柳至（2009）「市区町村の概要」，辻中豊編『市民社会構造とガバナンス総合研究 全国自治体（市区町村）調査 報告書』筑波大学，pp. 51-64
- 山本啓編（2008）『ローカル・ガバメントとローカル・ガバナンス』法政大学出版局。

(2024.9.24 受稿, 2024.11.11 受理)

〔抄 録〕

協働の最前線では地域コミュニティを支援する地域担当職員制度が大都市ほど導入されるが、全国の 3 割に運用が留まる。2024 年に実施した「暮らしを支えるコミュニティ政策と市民参加に関する自治体調査」の集計結果によれば、地域担当職員制度の導入は「地域と顔の見える関係づくり」や「地区との信頼関係」、「地域の問題解決」に結びつくと評価される一方で、職員の業務負担感を増やしてしまう問題もあることが確認された。今後は職員と自治会・町内会、NPO・市民団体の望ましい関係づくりも視野に入れた都市ガバナンスの再設計が地域社会運営には必要であると考えられよう。

〔論 説〕

アイ・アールジャパンホールディングスの 信頼失墜事案の事例研究

樋口 晴彦

キーワード：組織不祥事，リスク管理，コンプライアンス，ガバナンス

はじめに

本稿は、株式会社アイ・アールジャパンホールディングス（IRJHD）⁽¹⁾が下方修正遅延事案やインサイダー事件、利益相反事案などにより信頼を大きく失墜したことに関する事例研究である⁽²⁾。本事案の主な原因として、同社は当事者間の対立が厳しい案件を取扱っているにもかかわらず、情報管理・営業管理・利益相反管理の態勢を十分に整備していなかったことや、オーナー経営者が社内規則を無視して恣意的に専断していたことが挙げられる。

1. IRJグループの概要

アイ・アールジャパン（IRJ）は、IR（インベスター・リレーションズ）・SR（シェアホルダー・リレーションズ）業務に特化したコンサルティング企業である。2008年に寺下史郎氏がMBOで経営権を取得し、2015年には同社の持株会社としてIRJHDが設立された。IRJHDは東証プライムに上場しているが、依然として寺下氏が50.97%の株式を保有している。

以前のIRJでは、実質株主調査、議決権賛否シミュレーション等の業務が主軸であった。この業務は、「継続的に提供される平時の業務であって、1件当たりの報酬額が相対的に少額」で「通常案件」と呼ばれ、エクイティ・コンサルティング部門が担当している（第1報告書10頁）。しかし2019年以降、株主提案・委任状争奪の戦略立案・実行、臨時株主総会の招集・対応等のプロキシ・アドバイザー（PA）業務と、敵対的TOB対応、第三者割当増資、M&A・MBOの戦略立案・実行等のフィナンシャル・アドバイザー（FA）業務の比重が増大した。これらの業務は、「突発的かつ単発的要素の強い有事段階

(1) 以下、社名で「株式会社」を省略する。

(2) 本稿の事実関係の認定は、インサイダー事件等の調査のため2022年6月6日に設置された『調査委員会』が作成した『調査報告書』（2022年8月30日付。以下、「第1報告書」）及び利益相反事案等の調査のため2022年12月8日に設置された『第三者委員会』が作成した『調査報告書』（2023年3月7日付。以下、「第2報告書」）に主に依拠している。なお、両報告書で企業や人物を仮名としていても、既に報道により明らかにされているケースについては、読者の理解を促進するために実名に変更した。

の業務であって、1件当たりの報酬額が相対的に高額」で「大型案件」と呼ばれている（前同）⁽³⁾。

PA・FA業務に関しては、エクイティ・コンサルティング部門が通常案件に絡んで営業活動を行い、投資銀行部門に引き継いでいた。2021年2月に同業務に特化したJOIB（IRJHDの子会社）が新たに設立されたが、その後も投資銀行部門はPA・FA業務を引き続き担当していた上に、JOIBとの業務区分は明確ではなく、「紛争性が強い案件、株主対応が絡むM&A案件の場合には、IRJのノウハウを活かすべくJOIBとIRJで共同受任するケースもある」（第2報告書12-13頁）とされる。

1.1 経営状況

表1はIRJHDの主な経営指標である。売上高が2020年3月期に急増した事情は、「2019年頃、主に敵対的買収対応や支配権争奪等の有事局面における業務であり、大型案件として位置づけられるPA/FA業務へのニーズが急速に高まり、売上高が大きく増加」（第2報告書12頁）と説明されている。かくして売上高に占める大型案件の割合が増大した結果、IRJHDの業績が大型案件によって左右されるようになった。2021年3月期及び2022年3月期には大型案件の伸びが低下したことで全体の売上高は微増にとどまり、2023年3月期には大型案件が半減したため全体の売上高が大きく減少した。表2は大型案件の期別売上高である。2020年3月期下期に2,537百万円に急増した後、以後の半期の売上は17億円前後に落ち着いたが、2023年3月期上期に売上が大きく落ち込んでいる。

表1 IRJHDの経営指標

（単位：株価以外は百万円）

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	4,827	7,682	8,284	8,402	6,012
うち大型案件売上高	589	3,239	3,446	3,547	1,848
経常利益	1,447	3,611	4,070	3,477	1,239
最高株価（円）	1,905	7,680	19,550	16,990	5,160
最低株価（円）	1,108	1,739	4,945	3,350	1,674

（各年度の有価証券報告書をもとに筆者作成）

表3は大型案件の種類別売上高である。「アクティビスト対応PA・FA」は2020年3月期に急増したが、2021年3月期には伸びが止まり、2022年3月期以降は減少が続いた。その事情について2022年3月期有価証券報告書は、「アクティビスト活動が弱含みで推移」（同15頁）と説明している。また、「支配権争奪PA・FA」は2022年3月期まで拡大を続けたが、翌期には急落した。その事情について2023年3月期有価証券報告書は、「2022

(3) 「(IRJ)のビジネスモデルは『実質株主判明調査という、上場企業の実質株主の割り出しを行うサービスで低コストで顧客を獲得して毎期のように繰り返しサービスを使ってもらい、アクティビストからの株主提案や、敵対的TOBなどの際には株主への説得作業や委任状の作成・送付など大規模な対策プロジェクトにつなげる』（業界関係者）というものだった」（選択2022年7月号記事「『IRジャパン』は大丈夫か」84頁）。

表 2 大型案件の期別売上高

(単位：金額は百万円)

	上期		下期		通期	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2019年3月期	5	457	2	133	7	589
2020年3月期	7	702	16	2,537	23	3,239
2021年3月期	13	1,694	12	1,751	25	3,446
2022年3月期	13	1,692	15	1,855	28	3,547
2023年3月期	6	414	10	1,433	16	1,848

(各年度の有価証券報告書をもとに筆者作成)

表 3 大型案件の種類別売上高

(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
支配権争奪 PA・FA	70	910	1,302	1,574	92
アクティビスト対応 PA・FA	195	1,514	1,543	1,091	890
MBO等企業側 FA	273	705	485	697	749
大型 SR・PA	52	110	114	184	117

(各年度の有価証券報告書をもとに筆者作成)

年12月より第三者委員会の調査が実施されていたこともあり、判明調査以外のコンサルティングプロジェクトの積極的な提案活動を行うことができなかった」(同17頁)と説明している。しかし、同期の第二四半期報告書によれば、「支配権争奪 PA・FA」の上期売上高は68百万円で、前年度同期(948百万円)よりも大幅に減少している。したがって、第三者委員会の調査以前から落ち込みが始まっており、後述(3.参照)するインサイダー事件の発覚によって顧客に警戒されたことが大きく影響したと推察される。

1.2 経営体制

IRJグループの中核は持株会社のIRJHD、そして事業会社(100%子会社)のIRJとJOIBであり、いずれも監査等委員会設置会社である。2021年度及び2022年度のIRJHDの取締役会の構成は以下のとおりである。その他に本事案に関係する役員として、IRJ取締役の北村雄一郎氏(投資銀行第一本部長)と石垣昭之輔氏(投資銀行第二本部長)が挙げられ、両人はJOIB取締役も兼任していた。

〈2021年度〉

- ・寺下史郎氏 代表取締役社長(CEO)【IRJ及びJOIBの代表取締役社長(CEO)を兼任】
- ・栗尾拓滋氏(野村証券出身) 代表取締役副社長(COO)【IRJ代表取締役副社長(COO)を兼任】
- ・皆川裕氏 取締役(2021年8月に退任)【IRJ及びJOIBの取締役を兼任】

- ・大西一史氏（電通出身・社外）取締役（監査等委員）【IRJ及びJOIBの取締役（いずれも監査等委員）を兼任】
- ・家森信善氏（神戸大学教授（金融論）・社外）取締役（監査等委員）
- ・能見公一氏（農林中央金庫出身・社外）取締役（監査等委員）

〈2022年度〉

寺下氏・大西氏・家森氏・能見氏は2021年度と共通で、栗尾氏・皆川氏の代わりに古田氏・藤原氏が取締役に選任された。

- ・古田温子氏（野村証券出身）常務取締役（2022年9月に辞任、競合他社に転職）【IRJ及びJOIBの常務取締役に兼任】
- ・藤原豊氏（西松建設出身）取締役（管理本部⁽⁴⁾管掌）【IRJ及びJOIBの取締役（いずれも管理本部管掌）を兼任】

上記のとおり寺下氏がIRJHD・IRJ・JOIBの代表取締役社長を務めるとともに、その他の役員も兼任が目立つ。実際の取締役会の運用も、「IRJグループ各社の定例の取締役会は、IRJHD、IRJ、JOIB及びIRJBCS⁽⁵⁾の4社の取締役会が同日に同じ場所で同時進行で開催され、各社の役員は、自らが役員を務めない会社の取締役会にもオブザーバーとして参加している。（中略）実態としては、それぞれの取締役会が明確に区別されて開催されていたわけではなく、一体として行われ、議題によっては、どの会社の決議又は報告事項かが明確に区別されずに行われている」（第2報告書74頁）とされ、グループの経営が一体化していた。

1.3 業務管理制度

IRJグループは、当事者間の対立が厳しい案件を取扱っている関係で、情報管理・営業管理・利益相反管理が極めて重要となる。これらの業務管理制度の概要は以下のとおりであるが、その問題点については事案ごとに解説する。

- ・（情報管理制度） 全社・部門限定・部門間共有・取締役会限定など用途別にアクセス範囲を設定したフォルダに情報を保管し、業務上必要な範囲で役員・社員（以下、「役職員」）にアクセス権限を付与していた。また、役職員の異動時にはアクセス権限の変更が行われていた。
- ・（営業管理制度） 取引先チェックとコンタクト履歴登録に大別される。前者は、顧客から引き合いがなされた段階で、営業担当者が管理本部に照会し、管理本部長の藤原氏（2022年6月以降は管理本部管掌取締役）及び人事総務部長の若菜行紀氏（2022年9月以降は管理本部長を兼任）のチェックを受けていた。この取引先チェックにより不適と判断されたときは、その旨が「取引先管理エクセル」に入力され、当該企業との接触が禁止された（以下、「ルール1」）。後者は、営業担当者が顧客に接触した際に、社内ツールの「顧客コンタクト履歴」に訪問先や提案内容等を登録することとされていた（以下、「ルール2」）。
- ・（利益相反管理制度） 顧客から引き合いがあった場合や顧客と契約を締結する際に、

(4) 管理本部には経理部・人事総務部・財務部が入っており、いわゆるコーポレート部門と認められる。

(5) IRJの完全子会社でバックオフィス業務を担当していた。

管理本部の藤原氏と若菜氏のところで利益相反チェック⁽⁶⁾を行うこととされていた。なお、引き合い時の利益相反チェックは、前記の取引先チェックと一体化していた模様である。

2. 下方修正遅延事案

東京証券取引所の有価証券上場規程第405条（予想値の修正等）は、「上場会社は、当該上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない」と規定している。そして上場規程施行規則第407条は、開示基準の一つとして、売上高が業績予想より10%以上減少する場合は掲げている。

前述（1.1参照）のとおりIRJHDの売上の中で大きな比重を占める大型案件は、突発的・単発的要素が強く、収益源として決して安定的ではない。さらに、「報酬総額に占める成功報酬の割合は高い場合が多く、典型的なM&A案件やMBO案件では、成功報酬の割合が報酬総額の9割程度を占めるケースも珍しくない。そして、成功報酬の発生要件となるトリガー⁽⁷⁾成就の有無及びその時期に関する見通しについては、明確な予測が困難である場合が多い」（第1報告書19頁）とされ、業績予想が通常より難しいことは否めない。しかしIRJHDは、2021年3月期及び2022年3月期において、業績の大幅未達が濃厚な状況に至っても表4のとおり下方修正をなかなか発表しなかった。この下方修正の遅延は、後述（3.参照）するインサイダー事件の重大な原因にもなっている。

2.1 2021年3月期

IRJHDは2020年中に上方修正を2回発表し、2021年1月22日に同社の株価は最高値の19,550円に達した。しかし、年度終了後の4月16日に下方修正を発表した結果、翌営業日には株価が約3千円も急落⁽⁸⁾した。その経緯は以下のとおりである。

- ・当初の業績予想は売上高8,500～9,000百万円であったが、2020年7月31日に同9,000～9,500百万円、そして10月30日には9,700百万円に上方修正した。その事情について第2四半期報告書（2020年11月13日提出）は、「MBO案件における当社FA業務の注目度が豊富な実績により格段に高まっており、引き続き大型プロジェクトを受注いたしました」「（既契約の大型案件は）前期末までに完了した受託額を現時点で上回る状況を呈しています」と説明している。
- ・2021年3月15日のIRJの取締役会で藤原氏が2021年2月までの売上が6,855百万円にとどまると報告し、さらに同日の経営会議では「このままの状況では同年3月期の売

(6) 第2報告書では「コンフリクトチェック」と「利益相反チェック」を混用しているため、本稿では「利益相反チェック」と記載する。

(7) トリガーの具体例として、「TOBの公表、TOBの成立、株主総会における議案の可決又は否決、株式売却の実現等」（第1報告書19頁）が挙げられている。

(8) IRJHDの株価（終値）は、2021年4月16日に16,890円、同19日（翌営業日）には13,880円であった。

表4 業績予想とその修正状況

(単位: 株価終値は円, それ以外は百万円)

	発表日	発表内容	発表内容		翌営業日の 株価終値
2020年3月期	2019年5月14日	当初予想	売上高	5,600	2,198
			経常利益	1,870	
	2019年8月2日	上方修正	売上高	6,000	3,685
			経常利益	2,150	
	2019年10月31日	上方修正	売上高	6,500	3,820
			経常利益	2,600	
	2020年1月31日	上方修正	売上高	7,100	4,915
			経常利益	3,210	
	2020年5月15日	確定値	売上高	7,682	7,620
			経常利益	3,611	
2021年3月期	2020年5月15日	当初予想	売上高	8,500~9,000	同上
	2020年7月31日	上方修正	売上高	9,000~9,500	11,960
	2020年10月30日	上方修正	売上高	9,700	11,710
			経常利益	4,690	
	2021年4月16日	下方修正	売上高	8,280	13,880
			経常利益	4,070	
	2021年5月10日	確定値	売上高	8,284	12,830
経常利益			4,070		
2022年3月期	2021年5月10日	当初予想	売上高	12,000	同上
			経常利益	5,990	
	2022年3月30日	下方修正	売上高	8,400	4,355
			経常利益	3,500	
	2022年5月13日	確定値	売上高	8,402	3,900
			経常利益	3,477	

(第1報告書16~18頁などに基づき筆者作成)

上高が予想値を下回る可能性がある」(第1報告書24頁)との報告がなされた。しかし、X社案件⁽⁹⁾の売上の追加計上が見込まれるとの理由で下方修正の必要なしとされた。

(9) X社案件は2月18日に引き合いがあった不動産売却案件で、「IR」が買い手を見つけて売買契約を成立させた場合には、不動産価格に照らして5億円程度の報酬が得られるものと見込んでいたが、買い手が見つからなかったことから、同年3月期中の売上計上には至らなかった(第1報告書24頁)とされる。IRJHDの定款には「不動産の売買、賃貸及びその仲介」が事業内容に含まれているが、主力業務とは異なる分野であることに鑑みると、残り期間で売却を成立させると見込んだことはあまりに楽観的と言えよう。

- ・藤原氏が通期の売上高を84億円と試算した資料(3月22日付)を作成し、「寺下氏は、この時点で売上高の下方修正が必要となる可能性を認識した」(第1報告書24頁)。しかし、前記のようにX社案件の売上を計上できれば下方修正の開示基準に抵触しないと判断された。
- ・3月30日に寺下氏は「下方修正の必要性を確定的に認識」(第1報告書25頁)し、4月16日の取締役会で決議した後、同日付で通期売上を8,280百万円に変更する下方修正を発表した。なお、発表に時間がかかった事情については、「売上高のみならず当期純利益の数値の正確を期するために、法人税額の算定等を待ってからこれらの数値を算出し、開示する方針を採った」(前同)と説明されている。

本件では、下方修正の半年前に上方修正を行っていたこと及び下方修正の発表が遅延したことが問題となる。前者については、①上期の売上が4,102百万円にとどまったこと、②カギを握る大型案件についても、表2のとおり上期の売上は1,694百万円と前年度下期(2,537百万円)よりも大きく落ち込んでいたことを勘案すると、10月30日時点で上方修正を発表したこと自体が不可解である。

後者については、第3四半期までの売上は6,116百万円にとどまり、通期でも大幅未達のおそれが高かったことから、同四半期報告書の提出時(2021年2月12日)に下方修正を発表すべきであった⁽¹⁰⁾。さらに、下方修正の必要性を認識してから発表まで半月を要したことも問題である。この種の開示では投資家保護の観点から迅速性が重んじられるところ、正確性を期すためといえども、いたずらに時間をかけたことは不適切と言わざるを得ない。

なお、下方修正の理由についてIRJHDは、「大型案件ならびに通常案件の進捗が当初計画から遅れたことにより、当期の売上高が減少し、前回予想を下回る見通しです」と売上計上の『期ズレ』によるものとした上で、「期中に終了しなかった大型案件は着実に業務が進行しており、その合計約11億円は2022年3月期第1四半期以降に売上計上する予定です」と説明した⁽¹¹⁾。しかし、大型案件の売上が翌期第1四半期に8.9億円(前年度同期10.6億円)、第2四半期に16.9億円(前同16.9億円)であったことを勘案すると、『期ズレ』の約11億円の信憑性には疑問があると言わざるを得ない。

2.2 2022年3月期

前記のとおり2021年3月期は大幅未達であったが、IRJHDは翌2022年3月期について売上高12,000百万円(対前年比44.8%増)という非常に高い業績予想を発表した。その内訳は、IRJのエクイティ・コンサルティング部門で60億円、同投資銀行部門で40億円、JOIBで20億円であった。しかし結局は前年並みの業績となり、さらなる大幅未達に終わった上に、それに関して下方修正を発表したのは年度末の2022年3月30日と遅延した⁽¹²⁾。

(10) 前記のX社案件は、第3四半期報告書の提出時にはまだ引き合いが入っていなかった。

(11) 同社2021年4月16日発表資料「業績予想の修正に関するお知らせ」

(12) ちなみに同年度の株価(終値)は、2021年9月10日に15,670円に上昇したが、10月末には10,510円、12月末には6,870円、2022年2月末には4,060円と、下方修正の発表を待たずに下落している。

2.2.1 業績予想の合理性について

2021年4月16日の取締役会では、社外取締役が「(前期の)業績予想を下方修正したばかりであるにもかかわらず、120億円という設定は妥当であるのか」と質問したところ、寺下氏は「目標を高く掲げてこそ役職員の士気を高めることができ、目標達成が可能となる」「十分可能性のある数字」と回答した(第1報告書25頁)。この業績予想の合理性について第1報告書は「公表時点で当時の見通しとして『不合理』であるとか『過大』であったとは言えない」(前同)と認定し、その理由として以下の3件を掲げているため、それぞれについて考察する。

- ・【理由①】「エクイティ・コンサルティング部門及び投資銀行部門の各売上見込額は、前年度の実績値に10数%~20%程度を上乘せしたものであり、当社グループの提供するサービスに対する需要が増大すると見込まれていた当時の市場環境や、当社の増収のトレンドには沿うものであった」(第1報告書26頁)。
 - ←【考察】通常案件を担当するエクイティ・コンサルティング部門の目標値は60億円(前年度比23.7%増)とされたが、通常案件は長年手掛けてきた業務であって、それほど成長は期待できなかった。同部門の過去の売上額が、2019年度3月期4,238百万円、2020年度3月期4,443百万円(前年度比4.8%増)、2021年度3月期4,838百万円(同8.8%増)にとどまっていたことを勘案すると、23.7%増という目標設定は明らかに過大である。
- ・【理由②】「JOIBの売上見込額20億円については、2021年5月時点で既にIRJの顧客から引き合いのあった具体的案件の積算により、寺下氏において十分に達成可能と考えていた数字である」(第1報告書26頁)。
 - ←【考察】投資銀行部門とJOIBはともに大型案件を担当し、業務分担も明確でないため、基本的に一体として考えるべきである。両者の目標値を合計すると60億円となり、前年度の3,446百万円と比較して74.1%増である。前年度における大型案件の伸びが6.3%増にとどまっていたことを勘案すると、あまりに過大な目標である。
- ・【理由③】「当該業績予想値を含む決算短信の内容は、取締役会において異議なく承認されていることに加え、そもそも業績予想値の算出は、経営に関する様々な情報・知識・経験を有する経営者の裁量に負うところの大きい将来の見積である」(第1報告書26頁)。
 - ←【考察】取締役会で異議なく承認されたことは、手続きの正当性を証明するものであって、業績予想の合理性を証明するわけではない。前記のとおり社外取締役が目標の妥当性について疑問を提起した際に、数字の根拠について寺下氏が具体的な説明をせず、精神論を語っていることに着目すると、希望的観測にすぎなかったと推察される。いかに業績予想が経営者の裁量に負うところが大きいとしても、その判断に相当な根拠が無ければ投資家に対して不誠実と言わざるを得ない。

以上のとおり、売上高120億円という業績予想は合理的とはいえない。過去の業績推移から常識的に見積もれば、2022年3月期の売上高は全体・通常案件・大型案件のいずれについても微増と予想するのが妥当であり、実際にもそのとおりの結果に終わった。

2.2.2 下方修正の発表の遅れについて

通期目標の達成見込みについて、IRJHDの取締役会及び戦略会議では以下の検討が行われていた。なお、戦略会議は2021年11月から毎週開催され、出席者は寺下氏・古田氏・北村氏・石垣氏・藤原氏などの幹部クラスであり、「大型案件の具体的な進捗状況を確認する場」（第1報告書21頁）とされていた。同会議資料の1枚目は管理本部長（経理・財務担当）の藤原氏が作成した『通期見通し』であり、「現状売上合計」（既に受注して売上が確定した案件と受注の確度が高い案件の売上額）と「大型有望」（当期の受注見込みが高いと藤原氏が判断した案件の予想売上高）の合計額が記載され、2枚目以降には「具体的な大型案件の名称、売上計上見込額及び計上時期の見込み等」が記載されていた（前同）。

- ・2021年10月15日の取締役会では、上期の売上高が4,230百万円にとどまった件について、社外取締役から「今後どの程度の増加を見込んでいるのか。また、どの部門でどの程度の積み上げを想定しているのか」（第1報告書26頁）との質問がなされた。これに対して古田氏が「（有望な大型案件の積み上げで）現時点でも8割から9割程度は見えている」「（通期売上高の）下振れリスクとして10億円程度を見込んで（いる）」（前同27頁）と説明したため、下振れリスクが10%未満として下方修正は不要とされた。
- ・12月28日の戦略会議資料の『通期見通し』には9,546百万円と記載されていたが、同会議では下方修正についての議論はなかった。翌年1月24日の同資料には106.4億円、2月7日の同資料には107.1億円と記載されていたが、やはり下方修正についての議論はなかった。
 - ←【考察】戦略会議で『通期見通し』が議論されなかった事情について、第1報告書は「戦略会議資料に『通期見通し』として記載された数値が、精緻な検証を経た通期の業績見通しを意味するものではないと認識されていた」（同28頁）と説明している。しかし、戦略会議が2021年11月から毎週開催されていたことや、同会議が大型案件の具体的な進捗状況を確認する場であったことなどを勘案すると、同年度の業績の伸び悩みを受けて、そのテコ入れのために同会議が開始されたと認められる。その会議資料の1枚目に、管理本部長（経理・財務担当）の藤原氏が作成した『通期見通し』が掲載されていた以上、会議出席者はその数字を重く受け止め、業績予想との差異についても意識していたはずである。
- ・2022年1月18日の取締役会では、社外取締役が「3Qまでの積み上げで約61億円となっているが、今期の見通しと具体的な積み上げの案件の内訳を教えてください」と質問した。これに対して藤原氏は「今後の大型見込案件を含めると約110億円弱の積み上げとな（る）」と述べ、その内訳として約15億円の売上が見込めるX社案件など合計約47億円の大型案件について説明した（第1報告書28頁）。
 - ←【考察】藤原氏の説明の根拠について第1報告書は、1月18日時点でIRJグループに5件計31億円の大型案件が存在していたと認定したが、藤原氏の説明よりも金額が16億円も少ないことは不可解である。藤原氏の説明は当期の売上見込みが乏しい案件を多く含んでおり、業績予想の達成を危ぶむ社外取締役をミスリードする内容になっていたと推察される。
- ・2月10日付けの第3四半期決算説明会資料⁽¹³⁾には、通期業績予想120億円のの内訳と

して、「新規の通常及び大型プロジェクトのパイプライン⁽¹⁴⁾予想」が23.6億円、「既契約以外の契約見込みの大型プロジェクト」が12.4億円と記載されていた(同11頁)。同日の取締役会で社外取締役が「(パイプラインの)23.6億円についてもほぼ達成見込みとの認識でよいか」と質問したところ、藤原氏は「契約見込みの大型プロジェクトの12億4000万円は固いものの、パイプラインの23億6000万円については現在仕掛中」と回答した(第1報告書28頁)。

←【考察】この件に関して第1報告書は「2月10日時点で当社が見積もっていた通期の業績見通しが、当時の見積として不合理であるとは認められない」(同29頁)と認定したが、その理由をまったく説明していない。上期の大型案件の売上が16.9億円にすぎなかったことに照らすと、残り期間が2ヶ月と切迫する中で、未契約の案件について計36億円もの売上を見込んだことは不可解である。

- ・2月20日、前記のX社案件について今期の売上計上が不可能と判明したことを受けて、寺下氏は通期売上見込額を算出するよう藤原氏に指示した。同28日に藤原氏から概算値(数値不明)の報告を受けた寺下氏は、「その時点で下方修正が必要となる可能性を認識し、藤原氏に対し、営業利益及び当期純利益を含めた正確な数値の算出を行うよう指示した」(第1報告書30頁)とされる。その後、藤原氏が算出した数値(数値不明)について報告(報告日不明)を受けた寺下氏は、3月14日の取締役会において業績予想の修正のため臨時取締役会を開催すると報告した。同30日の臨時取締役会で修正決議が行われ、同日中に下方修正が発表された。

←【考察】この件で問題となるのは、寺下氏が2月20日に通期売上見込額の算出を指示してから、3月14日に下方修正について取締役会に説明するまでに3週間、さらにその発表までに2週間もかかったことである。その事情について第1報告書は、「修正の開示を行う数値のうち、売上高のみならず当期純利益の数値の正確を期するために、法人税額の算定等を待ってからこれらの数値を算出し、開示する方針を採った」(同30頁)と説明している。しかしこの種の開示では、投資家保護の観点から迅速性が重んじられることは前記のとおりである⁽¹⁵⁾。

2022年1月18日の取締役会の時点で、第3四半期までの売上高が前年同期とほぼ同額の6,116百万円にとどまったことが判明しており、業績予想が大幅未達となるおそれが高いことは明白であった。遅くともこの時点で下方修正を発表すべきであり、3月30日まで遅延したことは不適切と言わざるを得ない。

なお、IRJHDでは、下方修正の理由について「新規の通常及び大型プロジェクトのパイプライン約23億円及び既契約見込みの案件約12億円のうち約9億円が当期中に実現しなかった」(下線筆者)と説明しており、約32億円が売上計上の『期ズレ』と読み取れる⁽¹⁶⁾。

(13) <<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02854/322195d9/cc43/4047/bc77/c8386e8bece4/20220225090312741s.pdf>>

(14) 見込み顧客に対し、ヒアリングや提案などの働きかけをしている段階という意味。

(15) 第1報告書には、寺下氏が報告を受けた概算値や、藤原氏が算出した数値及びその報告日についての記載がない。いずれも下方修正の判断が適正に行われたかどうかを検証する上で重要な情報であり、どうして記載しなかったのか不可解と言わざるを得ない。

しかし翌期第2四半期の通常案件の売上が26.6億円（前年度同期25.3億円）、同じく大型案件の売上が4.1億円（前同16.9億円）にすぎなかったことを勘案すると、『期ズレ』の信憑性は疑問である。特に「パイプライン」については、そもそも考慮に値するような案件ではなく、業績予想の辻褄を合わせるための方便として持ち出しただけではないかとの疑いが残る。

2.3 不適切な検討状況

IRJHDの社内規程では、予算管理の統括責任者はIR室を指揮下に持つ経営企画部長（当時は古田氏⁽¹⁷⁾）とされ、同部長が検討した予算や実績（差異分析や修正を含む）を『グループ統括戦略会議』で審議した後、取締役会で決定するという手順であった。しかし実際には、「経営企画部長自身は、兼務する投資銀行部門の本部長業務に集中するよう寺下氏から指示を受けていたこともあって、業績予想値案の作成を行っておらず、その作成は寺下氏が行っている。業績予想の差異分析についても、経営企画部長による検討のプロセスを経していない」「社内規程上置かれている『グループ統括戦略会議』なる名称の会議体はそもそも存在せず、（中略）業績予想値の算出及び修正の要否の検討は、会議体において審議されることなく、寺下氏において決定した方針が取締役に上程されている」（第1報告書35頁）とされる。

かくして寺下氏が正規の手続きに拠らずに、属人的に業績予想の算出や修正の要否を検討していたことが、過大な業績予想や下方修正の大幅な遅延につながったと認められる。ちなみに、検討の際に寺下氏が一部の役員に相談することもあったが、「口頭のやり取りにより行われることが多かったものと認められ、検討過程やその根拠が確認できる資料は、藤原氏が作成した2021年3月22日付けの資料を除き不見当であった」（第1報告書34頁）とされる。業績予想に関する検討文書が一切残っていないというのは不可解であり、検討があまりに恣意的に行われていたため、文書を残しておけなかったのではないかと推察される⁽¹⁸⁾。

2.4 小括

以上のとおり寺下氏が社内規則を無視して属人的かつ恣意的に業績予想を行っていたため、上方修正は積極的に発表される一方で、下方修正の発表はいたずらに遅延し、年度末まで追い込まれてようやく発表されていた。有価証券上場規程第405条の「直ちにその内容を開示しなければならない」の「直ちに」の解釈は、鈴木（2021）によれば、業績予想との差異について機関決定を行った日（＝取締役会の承認を得た日）とされ、形式的には

(16) 同社2022年3月30日発表資料「業績予想の修正に関するお知らせ」。文章的には『期ズレ』は9億円と読めないこともないが、その場合にはこれほどの大幅未達にならない。

(17) 古田氏は、2017年8月からIRJの投資銀行第三本部長を務め、2019年9月からIRJHDの経営企画部長を兼任し、さらに2021年2月からはJOIBの取締役（投資銀行本部管掌）も兼任していた。

(18) 監査実務では、四半期決算短信についても会計監査人のレビューを受けることが通例である。IRJHDでは四半期決算短信に業績予想も掲載しているため、レビューの対象になっていたと考えられ、会計監査人（当時はPwCあらた有限責任監査法人）がこの数字をどのように評価したのか注目されるが、第1報告書にはまったく記載がなく不明である。

同規定に違反していない。しかし、投資家に対して不誠実であることは否定できない上に、後述するインサイダー事件の重大な原因となっており、寺下氏の責任は決して軽いものではない。

寺下氏が下方修正を遅らせた事情について第1報告書はまったく掘り下げていないが、IRJグループは言わばベンチャー企業であり、良好な経営指標が顧客や人材の獲得に結び付いていたことや、株価の上昇が寺下氏の個人資産の拡大につながっていたことが関係していると思われる。言い換えれば、上場企業として投資家のことを慮るのではなく、会社側さらには寺下氏の都合が優先されていたことになる。

ちなみに、2022年3月期に過大な業績予想を発表したことで、寺下氏は、その達成に向けて極端な経営手法を取らざるを得なくなった。2021年6月から営業担当のエクイティ・コンサルティング部門を自ら管掌⁽¹⁹⁾し、各社員の営業プロセスをチェックする仕組みを設けるとともに、ノルマとして「半期で『37.8億円』の新規売り上げ」を課したが、「上半期のEC(筆者注:エクイティ・コンサルティングのこと)本部全体のノルマ達成率はわずか43%」にとどまった⁽²⁰⁾。そのため11月には「極端な成果主義を導入し、冬の賞与も半額を下限として減額する等の苛烈な施策を講じた」(第2報告書87-88頁)とされる。

こうした施策の副作用として、「同本部の職場環境が急激に悪化し、翌2022年前半には大量の退職者を出すことになった。そのことが、社内情報が社外に大量に漏洩し、これを入手したメディアが批判的に報道し、その報道を見た顧客がIRJへの不信感を強め、レピュテーションが毀損するという悪循環を生んだ」(第2報告書88頁)とされる⁽²¹⁾。その一方で、大量退職に関して寺下氏自身は、「パフォーマンスに自信がない人が辞めていった」「辞めるべきローパーフォーマーが辞めてくれて経営としては良かった」「より強い会社になるために、弱い社員が淘汰されるのは仕方ない」と述べている(第2報告書59頁)。

3. インサイダー事件

栗尾氏は、野村証券の法人担当部長としてIRJの上場に尽力したことを契機に、2013年4月にIRJに入社し、同6月にはIRJ代表取締役副社長(COO)に就任、2015年2月からIRJHD代表取締役副社長(COO)も兼任していた。2022年6月1日、同氏のインサイダー取引容疑で、証券取引等監視委員会がIRJの強制調査を実施した。それに伴ってIRJHDの株価(終値)は、6月1日の4,320円から同8日には2,370円にまで下落した。

本件は、2021年3月期の業績が予想を大幅に下回るとの未公表情報を入手した栗尾氏が、株価下落による損失を回避させる目的で、知人2人⁽²²⁾に同社株を売るよう勧めたという金融商品取引法第167条の2違反(取引推奨)⁽²³⁾事件である。栗尾氏は2023年10月

(19) それまで同本部を管掌していた皆川氏は8月に辞任した。2021年3月期の業績未達の責任を取らされたと推察される。

(20) 週刊ダイヤモンド2022年10月1日号記事「“絶対的”ワンマン社長の実像」74-75頁

(21) 2022年5月に寺下氏は、グループの全役員者に対し情報管理に関する注意喚起のメールを送信しているが、これも情報漏洩の多発を受けての措置と認められる。

(22) 2人とも栗尾氏の愛人とされる(週刊文春2023年6月1日号「読売社長が激怒、愛人2人に株を売るよう勧め…IRジャパン元副社長の“裏の顔”」)。

に東京地裁で懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受けた。なお、起訴された取引推奨以外にも、「栗尾氏からインサイダー情報を伝えられた知人は、複数の銘柄を取引していた。そして、現在取材で把握できている銘柄の全てが、IRジャパンの顧客企業なのだ」と報道され、IRJグループの顧客情報がインサイダー取引に使われた疑いが指摘されている⁽²⁴⁾。

本事件の最大の原因は、前述（2. 参照）した下方修正遅延事案によりインサイダー取引の機会を与えてしまったことである。さらに、IRJグループのインサイダー対策の問題点として、「不適切な情報管理」「インサイダー教育の不足」が挙げられる。

3.1 不適切な情報管理

IRJグループの情報管理には以下の問題があり、インサイダー取引に利用可能な情報を多数の社員が入手できる状況であった。

- ・IRJでは、主要役員及び営業担当の全社員が出席する『朝会』を毎週開催し、営業担当以外の社員もリモート参加していた。この朝会では、「個別案件の検討、獲得予定の案件及び営業提案予定の案件の共有等が行われていた」（第2報告書66頁）とされ、大型案件に関する情報が多数の社員に共有されていた⁽²⁵⁾。
- ・前述（1.3参照）のとおりフォルダにはアクセス制限がかけられていたが、大型案件については、投資銀行部門や管理部門に所属する社員は誰でもアクセスが可能であった。また、異動時にはアクセス権限の変更が行われるが、「部署異動が頻繁に生じることから、手続が間に合わないことがあり、異動した役職員が異動元の部署のフォルダにアクセスできる状態が続くことがある」（第1報告書13頁）とされる。
- ・顧客コンタクト履歴は全社員が閲覧可能であり、どの営業社員がどの企業をどのような頻度で訪問し、どのような提案を行ったのかなど、案件の概要やその重要度の推定に結び付く情報を入手することが可能であった。

3.2 インサイダー教育の不足

IRJグループでは、役職員（退職後1年以内の者を含む）を対象とする「インサイダー情報等取扱規程」「インサイダー取引等管理規程」を整備し、インサイダー取引や第三者へのインサイダー情報の提供を禁止するとともに、役職員が上場企業の株取引を行う場合には事前承認を得ることを義務付けていた。さらに、入社時に役職員の全てにインサイダー取引防止の研修を実施するとともに、内部通報制度の通報対象にも「インサイダー情報の漏洩及びインサイダー取引への関与」を含めていた。

しかしインサイダー教育については、「一部の社員について、入社時の時期が4月ではなかったこと等の理由で、入社時の研修が行われなかった」（第1報告書15頁）とされる。

(23) 「上場会社等の重要事実を職務等に関し知った会社関係者が、『他人』に対し、『重要事実の公表前に売買等をさせることにより他人に利益を得させ、又は他人の損失を回避させる目的』（目的要件）をもって情報伝達・取引推奨を行うこと」（金融庁資料「情報伝達・取引推奨規制に関するQ&A」1頁）。ちなみに、IRJHDが2021年4月16日に下方修正を発表すると、前述（2.1参照）したように株価は約3千円も急落したが、この2人は約1万1千株を売り抜けていた。

(24) 週刊ダイヤモンド2023年6月3日号記事「IRジャパン元副社長を特捜部が逮捕」12頁

(25) 朝会における個別案件の検討等は、情報管理上のリスクが指摘されたため、2021年末に中止された。

また、かつては毎年秋に全社員による合宿を開催し、「1時間から1時間30分程度の時間をかけて、インサイダー取引防止や法人関係情報等の取扱いに関する研修が行われていた」(前同)とされるが、2020年以降はコロナ問題のため開催見送りとなっていた。

本事件発覚後の役職員に対するアンケート調査では、「自社のインサイダー情報等取扱規程の内容及びインサイダー情報については守秘義務があることを承知している」と回答した者は209人中194人(全体の92.8%)、「自社のインサイダー取引等管理規程の内容及び同規程において当社又は他の上場会社の株券等の売買に承認が必要とされていることを承知している」と回答した者は同じく197人(前同94.3%)であった(第1報告書16頁)。IRJグループが顧客企業の秘密情報を日常的に取扱っていることを考えると、全社員がインサイダー関連規程を承知していて当然であり、同社のインサイダー教育が不十分と断じざるを得ない。さらに、このアンケート調査によって、事前承認を受けずに株券等の売買を行っていた役職員が若干名存在することも判明した⁽²⁶⁾。

4. マッチポンプ事案

2021年7月、アジア開発キャピタル(東証スタンダード上場⁽²⁷⁾。以下、「ADC」)が、新聞輪転機メーカーの東京機械製作所(東証スタンダード上場。以下、「TKS」)に敵対的買収を仕掛けた。本件に関してIRJはTKSとアドバイザー契約を結び、敵対的買収を不成立とさせることに成功したが、この契約より前に代表取締役副社長の栗尾氏がADCに対してTKSの買収を提案していたことが発覚した。

4.1 事案の経緯

2020年11月頃、ADCから依頼を受けてIRJ(担当者不明)は業務提案を行ったが、取引先チェックで不適と判断されたために中止され、取引先管理エクセルにはADCとの取引は控えるとの登録がなされた。翌年2月にADCから再び問合せがなされた際も、投資銀行第一本部長の北村氏の判断で回答を見合わせた。

その一方で、栗尾氏はADCに対しTKS買収を提案していた。栗尾氏のスケジュール共有ツールには2021年4月15日と同28日にADC代表取締役との接触事実が記録されているが、提案書の日付である3月25日にこの提案が行われた可能性が高い。問題の提案書には、ADCが出資した複数のファンドがそれぞれ5%未満⁽²⁸⁾のTKS株をあらかじめ買い進め、それをADCに売却して持株数を一気に増やすという「ウルフパック戦術」(第2報告書17頁)が記載されていた。ちなみに、このウルフパック戦術は金融商品取引法

(26) 栗尾氏も2022年3月30日から6月28日までの間に(期日不明)、事前承認を受けずに自身が保有していたIRJHD株の大半を売却していた。インサイダー事件の関係で栗尾氏は6月3日に退任したが、インサイダー取引等管理規程は退任後1年以内の役職員にも適用されるため、栗尾氏の株売却は社内規程違反である。ただし、この件について第1報告書にはほとんど説明がなく、詳細は不明である。

(27) 2021年8月にADCは内部管理体制が不十分として東京証券取引所から特設注意市場銘柄に指定され、2023年4月には上場廃止となった。

(28) 取得株数が5%以上となると、「5%ルール」により5営業日以内に大量保有報告書を提出しなければならず、対象企業に買収行為が認知されてしまう。

に違反するスキーム⁽²⁹⁾である⁽³⁰⁾。

ADCがTKS株の買付けを開始したのは、栗尾氏の提案直後の3月30日とされる。7月20日には保有割合が8.08%に達したとして、大量保有報告書を提出した。この時点でのADCの保有目的は「純投資」であったが、その翌日に提出された変更報告書では「支配権の取得」に変更され、さらに保有割合も32.72%に膨張した⁽³¹⁾。

8月24日、ADCの敵対的買収に対応するためTKSから協力依頼がなされ、9月7日にIRJはTKSと契約を締結した。TKSの買収防衛策が10月の臨時株主総会で可決されたためADCはその差し止めを求めたが、裁判で敗訴したことにより買収を断念し、保有していたTKS株を2022年2月に売却した。この一件でIRJは約1億3千万円の報酬を得たとされる。しかし、11月10日にダイヤモンド・オンラインが「【スクープ】IRジャパン衝撃の『買収提案書』入手、東京機械の買収防衛でマッチポンプ疑惑」と題する記事を掲載した⁽³²⁾。

4.2 マッチポンプ事案に対する評価

本件について栗尾氏は、「(ADCへの)提案は、案件に発展しないまま終了したという認識でいたため、IRJに報告も共有もしていなかった」「IRJが、TKSとTKS契約を締結するための交渉をしていることも、実際にTKS契約を締結したことも、一切知らなかった」(第2報告書21頁)と弁明している。TKSとの契約はIRJが持ち掛けたものではなく、TKS側が依頼したことに鑑みると、IRJにはマッチポンプの意図はなかったと認められる。第2報告書も「デジタルフォレンジックの結果等を精査しても、他のIRJ経営陣が、TKS契約の締結に際し、マッチポンプの意思を有していたことを窺わせる客観的証拠は発見されず、関係者からのヒアリングにおいても、他のIRJ経営陣のマッチポンプの意思を窺わせる供述はなかった」(同23頁)と認定した。しかしそれでも、栗尾氏の提案がTKS買収問題を引き起こす一端となった可能性は否定できない⁽³³⁾。

敵対的買収への対応を依頼する企業としては、アドバイザーが敵側に通じていないことを期待するのは当然である。そのためアドバイザーとしては、近接した時期に敵側と接触した事実がある場合には、その旨を契約前に告知することが信義上必要となる。その点で、栗尾氏がADCに提案を行った事実をIRJが把握しておらず、結果的にTKSに告知できなかったことは不適切と言わざるを得ない。この点については第2報告書も「TKSも、

(29) 共同して株式の取得・譲渡、議決権行使などを合意している者は「共同保有者」とされ、この共同保有者の持株も合算して保有割合を計算しなければならない。第2報告書も「大量保有報告制度の潜脱として適法性に疑義のある方策」(同25頁)と認定している。

(30) 前記の提案書は、ウルフバック戦術の他に、ホワイトナイトが登場した場合にはADCが保有株を売却してキャピタルゲインを得る「グリーンメーラー」も提案していた(週刊ダイヤモンド2022年11月26日号記事「『マッチポンプ』疑惑の衝撃」11頁)。

(31) 第2報告書はADCが実際にウルフバック戦術を用いたかどうかを明らかにしていないが、保有割合が急激に変化したにもかかわらず、株価の急上昇が見られなかったことから、同戦術が実行された可能性が高い。

(32) 本事案に関連して、2023年12月にTKSがIRJに対し損害賠償訴訟を提起した。

(33) 第2報告書も「本件提案が、ADCのTKS買収の意思を惹起した可能性を完全には否定することはできない」(同24頁)と認定している。

栗尾氏が、本件提案を行ったことを事前に告知されていたら、TKS契約を締結することはなかったと明言している」とした上で、「IRJが、TKSに対して本件提案の事実を告知せずに、TKS契約を締結した行為は、顧客であるTKSの利益・信頼を不当に害したものであり、不適切行為であった」（同26頁）と認定した。

4.3 営業管理上の問題点

前記のとおり本事案はマッチポンプとは認められないが、IRJグループのレピュテーションが大きく毀損されたことは疑いない。その原因として、「営業管理制度の不備」「栗尾氏の放任」が挙げられる。

4.3.1 営業管理制度の不備

前記のとおり取引先管理エクセルにはADCとの取引を控えると登録されていたが、栗尾氏はそれを確認していなかった模様である。その一方で、取引先管理エクセルの運用に係るルール1（1.3参照）は社内規程とされていたわけではなく、「接触先を管理及び制限する仕組みとして機能していなかった」（第2報告書27頁）とのことである。ちなみに、TKSとの契約後にもIRJの社員が複数回ADCに接触していた事実⁽³⁴⁾が判明しており、ルール1が機能していなかったことは明白である。

ルール2（1.3参照）については、栗尾氏はADCとの接触について顧客コンタクト履歴に登録していなかったが、そもそも同氏は普段から登録を懈怠していた。これは栗尾氏に限った話ではなく、「顧客コンタクト履歴は、全社員がアクセス可能であることから、特に投資銀行部門の社員は、インサイダー等の情報漏えいを恐れて、会社とコンタクトしてもその旨を記録しないことが多かった」（第2報告書27頁）とされる。このルール2に関しても社内規程は作成されず、「過去からの慣行によって各営業担当者が各自の判断で登録を行っているに過ぎない」「営業担当者が適切に登録しているかを事後的にチェックする体制も無い」（第2報告書70頁）とのことである。

上記のルール1とルール2の不備について管理本部長の藤原氏も認識していたが、社内規程の立案などの対策を取ろうとした形跡は認められない。さらに、新設のJOIBにはそもそも顧客コンタクト履歴の仕組み自体が設けられていなかったことを勘案すると、経営陣がこうした営業管理制度を重視していなかったと推察される。ちなみに寺下氏自身も、後述（5.参照）する利益相反事案に関連して、顧客コンタクト履歴への登録を怠っていたことが判明している。

4.3.2 栗尾氏の放任

栗尾氏は野村証券時代に培った人脈を活用した営業活動で定評があったが、「その役割柄、接待等の交際が多く、（中略）単独で営業活動を行って、IRJの案件獲得につなげることが、栗尾氏の営業スタイルとして確立されていた」（第2報告書16頁）とのことであ

(34) 社員がADCに接触した事情について藤原氏は、「IRJでは、ある会社から大量保有報告書が提出されたら、機械的に電話をすることとなっていた。上記接触も、営業の電話を掛けたのだと思う」（第2報告書27頁）と説明している。

る。ADCとの接触を報告しなかった事情について、栗尾氏自身は「投資銀行案件は、成約率が非常に低いため、そのすべてをIRJに報告及び共有するのは全く無駄であり、不必要であった。私は、ADCが、TKSの買収に強い関心を持っていないと感じ、本件提案は、案件に発展しないまま終了したという認識でいたため、IRJに報告も共有もしていなかった」(前同21頁)と弁明している⁽³⁵⁾。

その一方で、代表権を持つ人物の営業活動をプライム上場企業がまったく把握していなかったというのは驚くべきことである。しかも栗尾氏は勤務態度が不良⁽³⁶⁾で信頼性に疑問符がつく人物であった上に、個人的にY社を経営⁽³⁷⁾していたことから、同社との利益相反についても監視する必要がある⁽³⁸⁾。このY社に関しては、ネットメディアのOUTSIDERS-REPORTが2021年5月10日に「『株主総会の用心棒』アイ・アールジャパンの“二重基準”(2)東証2部プロスペクト攻防戦に不可解な『個人会社』介入 副社長の“役得”か」と題する記事を掲載し、栗尾氏の利益相反の疑いを指摘した。それにもかかわらず、「この取材と報道を契機としてIRJの役職員が栗尾氏の行動に対して監視を強めることはなかった」(第2報告書90頁)とされる⁽³⁹⁾。ちなみに、OUTSIDERS-REPORTがこの記事の関係でIRJに取材申し込みを行ったのは3月19日であったが、栗尾氏がADCへの提案を行ったのは同25日、そしてインサイダー事件の取引推奨を行ったのはその翌月⁽⁴⁰⁾である。

栗尾氏が社内で放任されていたのは、オーナー経営者の寺下氏がそれを許容していたためである。「複数のヒアリング対象者からは、『栗尾氏が何をしているかわからなかった』等の発言が多くあり、また、そのような勤務実態が黙認されている理由についても、『寺下氏がいいとっており、寺下氏がいいといえ、それでよいという雰囲気であった』『栗尾氏については治外法権』等の発言も見受けられた」(第2報告書76頁)とされる。

5. 利益相反事案

天馬(東証プライム上場)では、2019年秋に海外子会社が現地税務当局に賄賂を支払っ

(35) 前記のとおりスケジュール共有ツール(全社員が閲覧可能)に接触の事実が記録されていたことを勘案すると、栗尾氏に隠蔽の意図はなかったと推察される。

(36) 「栗尾氏は、取締役会において発言することはなく、その業務実態も不明であり、3ヶ月に1回以上の業務執行報告がなされていない」(第2報告書76頁)。

(37) Y社は合同会社(ペーパーカンパニーと推定される)で、栗尾氏は同社の業務執行社員であった。

(38) ADCとの接触に関する栗尾氏の意図は、前記のとおりマッチポンプとは認められないが、何らかの形で個人的利益の獲得を狙っていた可能性は否定できない。第2報告書も「栗尾氏個人又は本件個人会社(筆者注: Y社と推察される)の利益追求を目的として、本件提案を行った可能性も考えられる」(同22頁)と指摘している。

(39) 栗尾氏は、以下のとおり2021年6月に辞意を表明したが遺留された。「栗尾氏は、副社長就任後3~4年は当社の業績に貢献したが、その後は当社の期待した成果を上げることが出来ず、かかる状況もあって異業種の他社への転職を希望し、2021年6月には辞意を表明したものの、他の要職者の辞任のタイミングと重なるため、辞任することは良いが、その時期を1年遅らせるよう寺下氏に慰留された」(第1報告書31頁)。

(40) 「21年4月上旬~中旬、複数回にわたり、同社株を所有する知人2人に損失を回避させる目的で株の売却を進めた」(読売新聞2023年5月19日記事「コンサル元副社長逮捕」。下線筆者)。

た事件が発覚したことを契機に、創業家一族が甲氏側（現経営陣）と乙氏側に分かれて経営権を争う事態に発展した。同社の2020年株主総会（以下、「総会」と略す）でIRJは天馬（甲氏側）とアドバイザー契約を締結したが、2021年総会ではJOIBが乙氏側と契約を結んだことで利益相反問題が浮上した。

5.1 事案の経緯

2019年11月頃、甲氏側から連絡を受けてIRJの投資銀行第二本部長の石垣氏が接触し、2020年4月から2020年総会に関するアドバイザー業務を開始した。その一方で、寺下氏も旧知の丙氏（乙氏側）から相談を受けたが、既に天馬からアドバイザー業務を受託したとして断った。6月26日の2020年総会では激しい委任状争奪戦が展開され、甲氏の取締役再任は否決されたが、乙氏提案の取締役候補もすべて否決され、甲氏は実権を確保することに成功した。天馬との契約は総会後の6月30日に期間満了となったが、IRJには1年間の秘密保持義務が契約上課せられていた。

2020年10月に甲氏側からあらためて相談があり、石垣氏が2回にわたってWeb会議を行った後、10月27日に2021年総会におけるアドバイザー契約の見積書を送付した。IRJの提示した報酬額が割高だったことから、この段階では契約締結とならなかったが、その後も天馬の顧問弁護士の丁氏と石垣氏との接触は継続され、2021年総会でIRJがアドバイザーとなることを前提とした議論が行われていた。こうした天馬側の意向については、寺下氏も報告を受けていた。

その一方で、2020年12月頃から寺下氏は丙氏との接触を再開し、2021年1月14日に丙氏に送信したメールで「天馬の経営権を巡る問題解決への選択肢」（第2報告書32頁。内容不明）を提案した。こうしたやり取りについて連絡を受けた石垣氏は、IRJが乙氏側に付くことが内定したと受け止め、同18日に丁弁護士にその旨を伝えたが、丁弁護士は2021年総会でもIRJが天馬のアドバイザーとなることを期待していると返答した。

2月8日に寺下氏は甲氏に書簡を郵送し、『甲氏側・乙氏側がともに天馬の株式を譲渡する形で、第三者によるバイアウトを実施する』との解決策を提示した。甲氏がそれに返答しなかったため、寺下氏は乙氏側にアドバイザー契約書案（契約当事者はIRJ）を提示した。その一方で、乙氏側との契約締結に関する法的問題について、寺下氏が戊弁護士（寺下氏との関係は不明）に相談したところ、戊弁護士は「（天馬との）2020年契約は既に終了しており、直接的なコンフリクトの問題とはならないとしても、IRJとしての守秘義務は存続していることを踏まえ、その義務に違反することがないように、また、取得済の情報が不正に利用されることのないよう、情報管理の徹底を図ることが案件受任の必須条件である」（第2報告書34頁）と回答した。さらに丁弁護士もIRJに対する訴訟を検討すると申し向けた上で、最低でも守秘義務に基づく社内での情報遮断を徹底するよう要請した。

そこで寺下氏は、情報遮断対策として、①契約主体をIRJからJOIBに変更、②これまで天馬側と主に接触してきた石垣氏と己氏（投資銀行第二本部所属）を本案件から除外し、寺下氏・庚氏・辛氏の3人のチームで対応、③情報のアクセス管理の3件を実施した上で、3月8日付けで乙氏側と契約を締結した。この時点では両陣営は拮抗していたが、その後に創業家の一部が乙氏側から甲氏側に鞍替えしたため、パワーバランスが大きく変化した。天馬の2021年総会は前年のような激しい争いにはならず、取締役選任議案では甲氏側の

全面勝利となった。

5.2 情報遮断対策の問題点

前記のとおり寺下氏は3件の情報遮断対策を実施したが、いずれも実際には機能していなかった。対策①については、JOIBとIRJは形式的には別法人であるが、ともにIRJHDの100%子会社であり、寺下氏・北村氏・石垣氏の3人が両社の取締役を兼任していた。業務面でも、両社のオフィスは同一のフロアに設置されている上に、「IRJとJOIBを兼務している従業員が複数いるだけでなく、JOIB所属の従業員であってもIRJの案件を担当することもあ(る)」(第2報告書44頁)とされ、両社の分離は不十分であった⁽⁴¹⁾。

対策②については、契約締結後の3月16日に開催された乙氏側との会議に石垣氏と己氏が参加した事実がある。また、3月から6月にかけて複数回、本件の委任状争奪に関して辛氏が己氏に相談(相談内容の詳細は不明)していたことや、己氏が設置したフォルダの中から2021年3月末時点の天馬の株主情報のファイルが発見されたこと(=本来であればJOIBのチームで管理すべき情報を己氏が入手していたこと)を勧告すると、己氏が引き続き関与していた疑いが濃厚である。

対策③は新規ではなく、従前から実施していた情報管理制度(1.3参照)である。IRJとJOIBのサーバーは分離されており、IRJが保有していた2020年総会のファイルにはアクセス制限がかけられていた。しかし、寺下氏はIRJ代表取締役としての立場で、そして庚氏(JOIB投資銀行本部の執行役員)はIRJの投資銀行第一本部の部長を兼任していたため、当該ファイルの閲覧が可能であった。また、辛氏は3月15日付でJOIBに転籍していたが、当時もIRJ在籍時に付与されたアクセス権限を保持しており、やはり閲覧が可能であった⁽⁴²⁾。彼らが実際にファイルにアクセスしたかどうかは不明であるが、対策③が有名無実であったことは明白である。

このうち対策①と対策③については、寺下氏自身も有名無実であることを当然に認識していたはずである。対策②についても、寺下氏が関係者にいつどのような指示を出したのか不明である上に、対策②に違反した辛氏や己氏に対し、その後に社内処分を行った形跡も見当たらない。法的リスクを回避するための方策として、これらの対策を形式的に持ち出しただけではいかと推察される。

(41) 第2報告書は「JOIBを設立した趣旨からすれば、JOIBは『利益相反管理措置』として用いられることを念頭に置いた法人ではなかった」(同97頁)と認定した。しかし、前述(1.2参照)のとおりIRJの投資銀行部門との役割分担が明確でないことや、3人の取締役がIRJと兼任していること、「JOIB単体による営業活動から案件受託までに至るケースはほとんどなく、JOIBが受託している案件のほとんどがIRJからの紹介案件」(前同60頁)であること、そして2021年2月という時期にJOIBが設立されたことに鑑みると、『利益相反管理措置』との疑いを排除できない。ちなみに社外取締役も「エクイティ・コンサルティング部門と投資銀行部門でオフィスを物理的にわけたり、受託審査委員会を作ったり、JOIBを設立したり、社内外の弁護士にも相談する体制をとっていることで、一定の利益相反管理体制は整っていると感じて(いた)」(前同75頁。下線筆者)と証言しており、JOIBを『利益相反管理措置』と認識していた。

(42) 辛氏はJOIBへの転籍後もIRJの別案件を引き続き担当しており、転籍は形だけであったと推察される。

5.3 利益相反管理の問題点

2020年総会と2021年総会の構図は同一であった上に、天馬の株主構成にも大きな変化はなく、委任状争奪に関する情報や戦略も重なり合っていることから、実質的に同一の案件と認められる。そして、2020年総会に関してIRJが入手した情報については、前記のとおり天馬との契約で2021年6月末まで秘密保持義務を負っていた。さらに、2021年総会でIRJが引き続きアドバイザーに就任することを前提として天馬側との話し合いが進められていたことを勘案すると、乙氏側に乗り換えたことは背信行為と言わざるを得ない。第2報告書も「(乙氏側との)契約の締結はIRJの顧客である天馬の利益・信頼を不当に害する可能性のある行為であった」(同43頁)と認定している。

この背信行為が、IRJグループにとって重大なレピュテーション・リスクになると認識することは極めて容易であった。それにもかかわらず、利益相反チェックが機能しなかった事情として、IRJグループでは利益相反管理体制が有名無実で、チェックの実務にも不備があった上に、オーナー経営者の寺下氏が本件を専断していたため、誰も口出しできなかったことが挙げられる。

5.3.1 有名無実の利益相反管理

IRJが金融商品取引法の関係で2019年5月に関東財務局に提出した概要書には、「当社において利益相反関係が疑われる取引については、当社受託審査委員会において審査を行い、取引契約締結の可否を判断します」(第2報告書69頁)と記載されていた。また、同社の受託審査委員会規程第4条によれば、「形式的に当会社と利益が相反する場合でなくとも実質的に当会社の利益に反する事態が事前に想起される案件」(前同)も同委員会の審査対象とされていた。IRJの受託審査委員会は、同社の監査等委員2人⁽⁴³⁾、企画本部長、管理本部長(藤原氏)で構成されていたが、実際には、「顧客間の利益相反に関する判断を中心に扱う会議体とはなっておらず、過去に、同委員会において顧客間の利益相反に関する問題が議論されたことも無い」(前同)とされ、有名無実になっていた⁽⁴⁴⁾。IRJHDとJOIBの受託審査委員会も同様であった。

IRJグループが当事者間の対立が厳しい案件を取扱っている以上、利害相反リスクが付きまとうことは当然である。管理本部としても、過去に幾度か利益相反管理のための社内規程の整備について検討したが、依然として未整備のままであった。その事情として、「類型化が困難なこと、他社に類例のない規程を策定する実務的な難しさ等から、規程の策定等を具現化できずにいる」(第2報告書70頁)と説明されているが、利益相反をチェックするための手順さえ規則化していないのは不可解と言わざるを得ない⁽⁴⁵⁾。さらに、これまで利益相反問題に関する社内研修が不足⁽⁴⁶⁾していたことや、天馬事件で利益相反問題

(43) このうち1人は「IRJHDの独立社外取締役たる監査等委員のうち1名」(第2報告書68頁)とされているため、IRJHDの社外取締役(監査等委員)でIRJの取締役(監査等委員)も兼任していた大西氏と推察される。

(44) 第2報告書は「IRJには受託審査委員会が設けられているが、顧客間の利益相反について議論する委員会ではない」(同70頁。下線筆者)と認定しているが、前記の概要書や受託審査委員会規程第4条の記載に照らすと、不可解な認定と言わざるを得ない。

(45) そもそも利益相反リスクはコンサルティング業界全般に共通する問題であり、「他社に類例のない」は明らかに誇張である。

が顕在化した後も「(経営陣は)利益相反管理についての議論をほとんど行っていない」(第2報告書72頁)ことを勘案すると、敢えて利益相反管理を懈怠していたと推察される。

その背景として、利益相反管理を厳密に実施すると、有望な大型案件を断念せざるを得なくなるなどの業績面への悪影響を懸念していたことが挙げられる。第2報告書も「IRJの経営陣は、規程策定の困難さや利益相反のおそれが生じることによる機会損失への懸念から、利益相反管理の実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでこなかったと認められる」「利益相反リスク管理を強めるほど機会損失を生む、というトレードオフの関係にある」(同73・92頁。下線筆者)と認定している。

5.3.2 チェック実務の不備

前記のとおり利益相反管理体制は未整備であったが、実務的には引き合い時と契約締結時に利益相反チェックが実施されていた。前者については、顧客から引き合いがあったときに藤原氏に連絡し、利益相反チェックを依頼することとされていた。その一方で、「営業部門の社員の入れ替わりが多いうえ、コロナ禍における研修不足もあり、営業部門への利益相反に関する周知が徹底できていないため、案件によっては藤原氏に利益相反に関する連絡がされずに取引が開始されることもある」(第2報告書66頁)とのことである。後者は、人事総務部長として契約書審査も担当していた若菜氏が、当該契約に関して利益相反について検討する必要があると判断した場合に藤原氏に報告していた。ただし、「あくまでも若菜氏が利益相反の問題に気付いた案件について藤原氏へ報告しているに過ぎない」(前同71頁)とされ、その手順もマニュアル化されていなかった。

利益相反チェックの運用としては、まず藤原氏が各種情報を確認し、若菜氏や営業担当の役職員と相談した上で、「IRJの役員が、当該案件が顧客の利益を損なうような案件かどうかという観点から、利益相反の有無及び当該案件における利益相反管理措置を判断している。(中略)藤原氏には、利益相反に関する判断に関し、最終的な意思決定権限が付与されていない」(第2報告書67頁。下線筆者)とされる。最終判断を行う「IRJの役員」が誰であるかは明記されていないが、JOIBの案件についても「IRJの役員」が判断していることを勘案すると、IRJ・JOIB双方の取締役に就任している寺下氏・北村氏・石垣氏を指すと認められる。管理本部(コーポレート部門)の藤原氏や若菜氏が関与せず、事業部側だけで利益相反の最終判断がなされていることは不適切と言わざるを得ない⁽⁴⁷⁾。

天馬事案のように利益相反管理措置を講じて案件を受託することもあるが、「実際に当該措置が講じられているかどうかの確認は行われていない」(第2報告書68頁)とのことである。また、利益相反問題は将来的に訴訟に発展する可能性があり、詳細に記録化しておく必要があることは言うまでもないが、「利益相反について問題となった案件について、

(46) 「2019年度には利益相反管理に関する研修を実施しているものの、PA/FA業務といった現在のIRJにおける主要な業務に応じた研修内容とはなっておらず、また、2020年度以降は、(中略)利益相反管理に関する研修を全く実施していない」(第2報告書69頁)。

(47) この点に関連して第2報告書は、「利益相反リスク管理の最終権限者は、1線(事業部門)でなく2線(管理部門)に置くこと、最終権限者の決定を1線や経営陣が覆すことのないよう、その権限を規程に明記しておくこと」(同93頁)を提言している。

利益相反のおそれのある取引と特定した取引の内容、利益相反の有無に関する判断理由及び結果、講じた利益相反管理方法の内容等についての記録の作成及び保存を行っていない」(第2報告書73頁)とされる。

以上の運用に鑑みると、そもそも経営陣が利益相反管理を重視していなかったと認められる。記録化に関しては、前述(2.3参照)した業績予想の件と同様に、利益相反の判断が恣意的に行われているため、文書に残しておくことが憚られたのではないとも考えられる。

5.3.3 寺下氏の専断

本事案では、契約時に利益相反チェックが実施されたが、すでに乙氏側との契約をオーナー経営者の寺下氏が独断で決定していた上に、検討するための時間的余裕も与えられなかったため、「(明確な法令違反がない限り、取引をストップすることは事実上困難であった可能性が高く、いわばなし崩し的に管理部門によるチェックを通過した」(第2報告書45頁)とされる。寺下氏が敢えて乙氏側との契約を推進した事情について、第2報告書は「当時の業績プレッシャーが影響した」(同57頁)と説明している。

前述(2.参照)したように2021年3月期決算で下方修正が必要な状況に陥ったため、寺下氏は年度内の売上を伸ばすことに汲々としていたと認められる⁽⁴⁸⁾。前年と同様に甲氏側と契約する場合には、売上計上が翌年度になってしまうことや、乙氏側に味方すれば、将来的に高額な成功報酬が期待できることも計算に入れていたであろう⁽⁴⁹⁾。その一方で、業績が好調だった2020年3月期でも、以下のHIS事案で利益相反リスクが浮上したにもかかわらず、実行可能な対策に着手せずに契約を締結していたことに鑑みると、もともと寺下氏はリスク管理を軽視していたと考えられる。

《HIS事案》

2019年7月、HISがユニゾHDに対して公開買い付けを実施した。IRJはHISからアドバイザー業務を受託(契約期限は同年末まで)したが、ホワイトナイトが参加したことで公開買い付けは不成立に終わり、HISは同9月までに保有していた全株式を他社に売却した。その後、ユニゾHDは株価吊り上げのためホワイトナイトを乗り換え、2020年4月には従業員持株会によるEBO(エンプロイヤーバイアウト)が成立した。

以上のように情勢が揺れ動く最中の2019年10月、IRJはユニゾHDからアドバイザー業務を受託した。当時、人事総務部長の若菜氏は「HIS契約の契約期間が残存しており、契約の拘束から解放されるには、契約を終了させる必要があること、HIS契約に基づく秘密保持義務は、契約終了後1年間存続するものであることを認識の上、

(48) 2021年3月10日にIRJは「Equity Partner契約」について勉強会を開催した。この契約は「(通常案件の顧客に対して)利害対立が先鋭化する場面で場合によっては相手方に就くことを匂わせて契約を獲得し、顧客の年間売上を数百万円から業務の付加価値を上げることにより、2,000万円まで引き上げようとするもの」(第2報告書85頁)とされる。「この取組みは奏功しなかった」(前同)とのことであるが、こうした顧客を脅迫する如き営業手法が検討されたのも、経営陣が売上を増やすことに躍起になっていたためと推察される。

(49) 前述(5.1参照)のとおり寺下氏が提案したバイアウトの解決策が実現すれば、天馬株の大量売却の仲介で多額の手数料を獲得できたと考えられる。

解約合意書や解約通知書の作成について議論していた」（第2報告書50頁）とされるが、契約上の義務の解除に向けてHISに働きかけを行うことはなかった。この件について第2報告書は、既にHISがイグジットしており、再びユニゾHDの買収を試みるとは考えにくいとしながらも、「ユニゾHD契約の締結に先立ち、HIS契約の解約等の措置がなされることが、顧客の利益保護の観点からは望ましかった」と認定した（同52頁）。

5.4 リスク管理制度の機能不全

利益相反管理の問題点が放置されていた一因として、以下のとおり社内でのリスク管理制度が機能していなかったことが挙げられる。前記のとおり寺下氏がリスク管理を軽視していたため、業務上のリスクや問題点を積極的に掘り起こし、あるいはリスク管理制度を活性化させようとする姿勢が関係者に欠けていたと推察される。

- ・IRJグループにはグループコンプライアンス委員会が設置され、コンプライアンス管理役員の藤原氏が委員長を務め、各社の管理本部長などが委員とされていたが、「同委員会において、個別案件の受託に関する利益相反やレピュテーション・リスクの管理の問題に関する検証や、より大きなガバナンス体制全般に係る問題が付議され、審議された事実は認められない」（第2報告書81-82頁）とされる。
- ・IRJHDのグループ内部監査室（2人体制）がグループ各社の内部監査を担当していたが、「個別案件の受託に関する利益相反やレピュテーション・リスクの管理の問題については、そもそも内部監査の対象として取り上げることは想定されていないように思われ、したがってこの観点からの積極的な内部監査はなされておらず、また、その他ガバナンス体制全般に係る大きなリスクについての指摘は特段見受けられなかった」（第2報告書81頁）とされる。
- ・内部通報制度については、「内部通報窓口の利用実績自体がほとんどない」（第1報告書37頁）「個別案件の受託に関する利益相反やレピュテーション・リスクの管理の問題に関する通報や、その他ガバナンス体制に関する通報がなされたことはない」（第2報告書）とされる。インサイダー事件に関連して第1報告書が「今後は、内部通報窓口の存在と上記のインサイダー取引なども通報の対象となっていることを周知徹底するとともに、通報者の匿名性の確保等通報者の保護に関する体制を整備し、同制度の積極的な活用を図るべきである」（前同38頁）と提言したことに鑑みると、社内での説明が不足していた上に、通報者保護規程が未整備だったため、内部通報制度が形骸化していたと推察される。

6. ワンマン経営とガバナンスの機能不全

これまでの分析を総括すると、以下のとおり寺下氏の経営上の不作為や不適切な判断が本事案の重大な原因となっている。

- ・【①下方修正遅延事案】寺下氏は、社内規則を無視して統括責任者の経営企画部長に関与させず、グループ統括戦略会議も設置せずに、属人的かつ恣意的に業績予想を行っていた。さらに、下方修正の発表をいたずらに遅延させていた。

- ・【②インサイダー事件】寺下氏は、IRJグループの情報管理が不適切で、インサイダー取引に利用可能な情報を多数の社員が閲覧できる状況を放置していた。
- ・【③マッチポンプ事案】寺下氏は、取引先管理エクセルに係るルール1及び顧客コンタクト履歴にかかるルール2について社内規程を整備せず、社内にも不遵守が蔓延する状況を放置していた。さらに、栗尾氏の営業活動を放任するとともに、ネットメディアが同人の問題行為に関して取材を申し込んだ後も監視を怠っていた。
- ・【④利益相反事案】寺下氏は、営業面に悪影響を与えることを懸念して受託審査委員会を有名無実化するとともに、利益相反管理に係る社内規程の整備を怠った。さらに、重大なレピュテーション・リスクとなる契約を独断で決定した。

このうち【②インサイダー事件】【③マッチポンプ事案】【④利益相反事案】については、情報管理・営業管理・利益相反管理について制度の整備を怠って問題点を放置したという点で、内部統制システム構築義務に違反している疑いがある。また、【①下方修正遅延事案】と【④利益相反事案】については、社内規則を無視して専断していた点で言語道断である上に、その判断の合理性についても大いに疑問がある⁽⁵⁰⁾。これらを総合的に勘案すると、寺下氏には善管注意義務違反の疑いが強いと言わざるを得ない。

こうした問題は他の社内役員も認識していたはずであるが、彼らが抵抗した形跡は見当たらず、IRJHDの株式の過半を保有するオーナー経営者の寺下氏に迎合していたと推察される⁽⁵¹⁾。第2報告書も「寺下氏がIRJHDの株式の過半数を保有する支配株主であり、代表取締役社長CEOという『絶対的権力者』」「『寺下氏の思いがこもった経営判断には不可侵』というのが、天馬案件とTKS案件に通底する問題である」(同90・98頁)と認定した。

ベンチャー企業のリスク管理について研究した樋口(2019)は、起業家の「攻め」の姿勢はビジネスの開拓に不可欠であるが、ルーティン的な業務管理やリスク管理が疎かになるなど「守り」の弱さにもつながるとした上で、ベンチャー企業が一定段階まで成長した後は、こうした起業家ならではの弱点を補足するために経営方式の変革を図る必要があると指摘した。IRJHDはコンサルティングの新分野を切り開いて急成長したベンチャーであるが、東証プライム上場企業として重い社会的責任を負うようになって、いまだに寺下氏の『個人商店』から脱却できず、「守り」の整備が不十分であったと考えられる。

ちなみに、社外役員によるガバナンスは、経営者の暴走を防ぐために重要な「守り」であるが、本件では機能していなかった。IRJHDの取締役会は6人中3人が社外取締役であり、毎月1回以上のペースで開催されていたが、その会議時間は「IRJグループ全体で15分から50分程度」(第2報告書74頁)と短く、議論があまり活発ではなかった。個々の論点に関する取締役会の議論の状況は以下のとおりである。

- ・【利益相反リスクの管理について】「一部の社外取締役(監査等委員)が事後的に個別

(50) 最高裁平成22年7月15日判決は、取締役の経営判断について、その決定の過程や内容に著しく不合理な点があった場合には、善管注意義務違反に当たるとしている。

(51) IRJHD取締役(管理部門管掌)の藤原氏も、各種業務管理制度の不備を放置していた上に、【①下方修正遅延事案】及び【④利益相反事案】について寺下氏の不適切な業務執行を掣肘しなかった点で、善管注意義務違反の疑いを免れない。

案件についての情報提供を求めたり、また、寺下氏に対し IRJ グループのビジネスモデルの方向性及び基本方針（オフense側につくのか、ディフェンス側につくのか）や、利益相反やレピュテーション・リスクの管理体制の整備について問題提起をしたことも稀にあったが、かかる体制の整備及び構築について継続的な議案として審議されることはな（かった）」（第2報告書75頁。下線筆者）とされる。「一部の」「稀にあった」「継続的な議案として審議されることはな（かった）」との表現を踏まえると、一過性の話題にすぎなかったと認められる。

- ・【大型案件の受注判断について】「実際に取締役会において、個別案件の受注の可否又は是非に関して付議及び審議されることはなく、したがって、その参加者である IRJ グループ各社の取締役が、取締役会において、個別案件の受注前にその経緯の詳細について確認したり、情報提供を求めたりする機会はな（かった）」（第2報告書75頁）とされる。その一方で、社外取締役自身も「仮に、個別案件が取締役に付議されていたとしても、執行側で既に十分に検討されて付議されたものについて、（中略）社外取締役の立場から、取締役会の場で反対意見を述べるのは難しい」（前同）とコメントしている。
- ・【下方修正の判断について】2021年3月期と2022年3月期の業績予想については、期中の実績値と照らし合わせれば、重大な疑問を抱いて然るべきであった。特に2022年3月期に関しては、前述（2.2.2）のとおり社外取締役も取締役会で再三質問していたが、執行側の説明に対する追及が不十分であった。
- ・【栗尾氏の放任について】前述（4.3.2）のとおり栗尾氏の勤務態度は不良であったが、「取締役会において問題視又は問題提起された事実は特段認められなかった」（第2報告書76頁）とされる。3人の社外取締役により構成される監査等委員会も、「各委員は、栗尾氏の業務実態について一定の疑問を有し、問題意識は持っていたものの、（中略）取締役会に対し正式に問題提起することや株主総会において栗尾氏の選解任や報酬に係る意見陳述権を行使するか否かについて検討することも特段なかった」（前同78頁）とのことである。

ガバナンスが機能していなかった事情については、「寺下氏はいわゆるカリスマ経営者であり、IRJグループのビジネスの拡大は寺下氏の経営センス及び経営戦略による部分が大きく、寺下氏がIRJHD株式の過半数以上を保有する実態も踏まえると、実情としては、寺下氏の最終的な経営判断に対して反対の見解を述べることはなかなか難しい側面があったという意見が社外取締役（監査等委員）も含む複数のヒアリング対象者からなされている」（前同76頁）とされ、社外取締役側に寺下氏に対する遠慮が存在したと認められる。視点を変えれば、そのように忖度をする人物が選任されていたと言えよう。

なお、3人の社外取締役のうち大西氏は常勤の監査等委員であった上に、IRJとJOIBの取締役（常勤監査等委員）も務め、執行側の会議体にも参加していたため、「その保有する社内情報は他の非常勤監査等委員に比し格段に多かった」（第2報告書78頁）とされる。さらに、前述（5.3.1）したように受託審査委員会の委員も務め、同委員会が有名無実化していた状況も認識していたはずである。それでも同氏は、「IRJグループの抱える問題点や取得した情報を他の非常勤監査等委員に対し情報共有すること等は積極的に行っていなかった」（前同）とされ、善管注意義務違反の疑いが残る⁽⁵²⁾。

また、ガバナンスでは外部の多様なステイクホルダーの視点を取り入れる必要があるところ、マスメディアの報道はその重要な機会であり、批判的な報道ほどむしろ有益と考えられる。しかし IRJHD は、「外部メディアからの批判的な指摘に対しては好戦的に対応し、損害賠償請求訴訟を提起して勝訴する等、一面的な対応が目立ち、メディアからの指摘を真摯に受けとめて吟味し、自省と改善につなげるという姿勢に乏しかった」(第2報告書 87頁)とされる⁽⁵³⁾。

7. 事件の原因メカニズム

本事件の原因メカニズムを三分類・因果表示法にしたがって整理すると、以下のとおりとなる(図1参照)⁽⁵⁴⁾。

① 直接原因

原因 A IRJHD が、下方修正遅延事案やインサイダー事件、利益相反事案などにより信頼を大きく失墜したこと

② I 種潜在的原因

原因 B 利益相反管理が有名無実であったこと

原因 C 顧客情報の管理が不適切であったこと

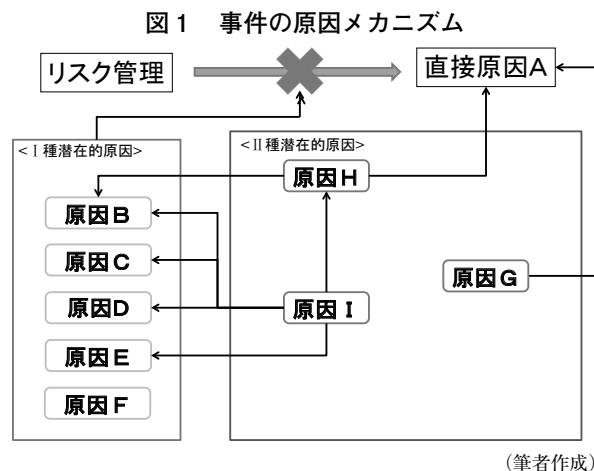
原因 D 営業管理のルールが徹底されず、特に栗尾氏を放任していたこと

原因 E リスク管理制度の機能不全

原因 F ガバナンスの機能不全

③ II 種潜在的原因

原因 G 大型案件に依存する企業体質と業績の伸び悩み(原因 A の背景)



(52) 社外役員が常勤であるために独立性を喪失して「社内化」してしまっており、ガバナンスが形骸化する問題については、東芝株主圧力事件を分析した樋口(2022)の132・137頁を参照されたい。

(53) 栗尾氏の利益相反疑惑を指摘したネットメディアのOUTSIDERS-REPORTに対しても、IRJは2021年9月に名誉毀損による損害賠償請求訴訟を提起したが、2022年11月に訴訟を取り下げた。

原因 H 寺下氏が社内規則を無視して専断していたこと（原因 A・B の背景）

原因 I 寺下氏によるワンマン経営とリスク管理の軽視（原因 B・C・D・E・H の背景）

おわりに

2022 年 11 月、寺下氏に代わって北村氏が IRJ の代表取締役社長に就任し、さらに 2023 年 6 月に寺下氏は IRJ 取締役も退任した。しかし、IRJHD と JOIB では寺下氏が引き続き代表取締役社長を務めている上に、IRJHD・IRJ・JOIB の 3 社の取締役会が一体的に開催される運用も従前のおりである。さらに寺下氏の持株比率に変化がないことや、大西氏・家森氏・能見氏が社外取締役に留任していることを勘案すると、寺下氏のワンマン経営にも変化はないのではないかと懸念される⁽⁵⁵⁾。

次に、前述（2. 参照）のおり第 1 報告書は、下方修正遅延事案に関して掘り下げが不足し、不合理な記述も散見されるところ、これを作成した調査委員会の諸兄がどうしてこのような判断に至ったのか疑問と言わざるを得ない⁽⁵⁶⁾。特に遠藤俊英委員は、証券取引等監視委員会を所管する金融庁の元長官であり、本委員会の委員を引き受けたこと自体が同監視委員会に対する圧力と受けとめられかねず、不見識との誹りを免れない。

実際のところ、今回のように調査委員会が企業側に阿るような調査報告書を提出したケースは決して少なくない。こうした状況が、企業側の反省不足やその後の再発防止対策の失敗につながっているのではないかと危惧される。今後は、調査報告書の内容に対する研究者のチェックを義務化すべきである⁽⁵⁷⁾。具体的には、調査報告書を草案の段階で複数の研究者に提示し、彼らから質問事項や要望事項を聴取した上で、それを踏まえて改訂した調査報告書を最終的に発表するという手順が望ましい。

(54) 三分類・因果表示法は、組織不祥事の原因メカニズムを包括的に理解するために、筆者が樋口（2011）で考案したフレームワークである。組織不祥事の原因を直接原因とⅠ種・Ⅱ種潜在的原因に分類した上で、因果関係の連鎖の中で一段階上流側に位置することを「背景」と付記し、原因メカニズムの図示に当たっては、矢印の方向で背景を表示する。

直接原因とは、組織不祥事を発現させる直接の引き金となった問題行動であり、何らかの違反行為が組織不祥事を構成するケースでは、当該違反行為自体が直接原因となる。潜在的原因とは、直接原因を誘発又は助長した因果関係に連なる組織上の問題点であり、直接原因の発生を防止するためのリスク管理の不備に関するⅠ種潜在的原因と、それ以外のⅡ種潜在的原因に大別される。詳しくは樋口（2011）を参照されたい。

(55) 第 2 報告書も、「IRJ のコーポレート・ガバナンスが現状のままでは、再び形を変えて『寺下案件』が表面化することが危惧される」（第 2 報告書 98 頁）と述べている。

(56) 週刊ダイヤモンド 2022 年 10 月 1 日号記事「インサイダー IR ジャパンの凋落」は、第 1 報告書について「不十分な調査と詭弁ばかりの調査報告書」（同 70 頁）と断じている。

(57) 現状では、第三者委員会報告書格付け委員会が、調査委員会の活動に規律をもたらし、調査報告書に対する社会的信用を高める目的で、調査報告書の「格付け」を公表しているが、あくまでもボランティア的な取組みである上に、2014 年 5 月の「第 1 回格付け結果」以来、2024 年 7 月までに格付けが発表されたのは 27 件にとどまっている。

[参考資料]

- 鈴木広樹 (2021) 『適時開示実務入門 (第3版)』同文館出版
第三者委員会 (2023) 『調査報告書』(第2報告書)
調査委員会 (2022) 『調査報告書』(第1報告書)
樋口晴彦 (2011) 「組織不祥事の原因メカニズムの分析 —18事例に関する三分類・因果表示法を用いた分析と原因の類型化—」『CUC Policy Studies Review』30号, 13-24頁
樋口晴彦 (2019) 『ベンチャーの経営変革の障害』白桃書房
樋口晴彦 (2022) 『東芝株主圧力事件の事例研究』千葉商大紀要 80(1), 97-140頁

(2024.8.27 受稿, 2024.10.22 受理)

—Abstract—

Study of the IRJHD's loss of credibility

This paper is a case study of IRJHD, which suffered a major loss of credibility due to the delay of revision announcement concerning its declining performance, the insider incident, and the case concerning conflict of interests. The main causes of these cases are that the company did not adequately prepare systems for managing information, sales, and conflict of interests, although it handled cases with severe conflict between the parties, and that the owner-manager ignored company rules and made arbitrary decisions.

〔研究ノート〕

音節文字の系譜 (4)

—ブラーフミー文字の形成について—

箕原辰夫

はじめに

この研究ノートにおいては、インド文字の祖先とされているブラーフミー文字 (Brāhmī script) が、フェニキア文字 (Phoenician alphabet) からの影響があったことを検証する。前回の研究ノート「音節文字の系譜 (3) —楔形文字から初期のインド音節 (アブギダ) 文字へ—」での議論に引き続き、ブラーフミー文字が、フェニキア文字からの影響があった根拠として、地中海・メソポタミア・インド西部に掛けての海上交易が発達していたことを挙げる。次に、ブラーフミー文字の各文字が、フェニキア文字のどの文字を原形として構築されたのかを、ネットワークトポロジーから判定を行なう。

この一連の研究ノートのシリーズは、音節文字の断片的な系譜を繋げるべく作業しているのであるが、ブラーフミー文字の系統は通常はアブギダ (Abugida) として分類される。アブギダに分類される文字は、子音に母音記号 (ダイアクリティカルマーク: diacritical mark) をつけて、1音節を表わすため、このシリーズでは、アブギダも音節文字の分類の中に含めて、議論していく。

1. カローシュティー文字との関連

陸上での交易などを通じて、メソポタミア世界との繋がりがあり、帝国アラム文字 (Imperial Aramaic Script) を基礎として、カローシュティー文字 (Kharoṣṭhī Script) が形成されたことは、文字の形状からみても、通説となっている⁽¹⁾。それに対して、ブラーフミー文字は、ブラーフミー文字は、カローシュティー文字よりも早くから作られていたことがわかっている⁽²⁾。ブラーフミー文字の初期の使用例は、紀元前5世紀から認められるということであり、カローシュティー文字の紀元前4世紀～3世紀頃の成立と同時期か、それより先行している。2つの文字の混在が議論の対象にもなっているが、使用された地域と目的が異なるのではないかと推察することができる。カローシュティー文字は、ガンダーラ地方においてガンダーラ語 (Gāndhārī) を用いた仏典を記述するのに用いられている。ブラーフミー文字は、インド中央北部 (インダス川上流) において、元々は交易を中心に用いられてきたのではないかと推測する。

(1) <https://en.wikipedia.org/wiki/Kharosthi>

(2) https://en.wikipedia.org/wiki/Brahmi_script

2. フェニキア人による交易と読み手の問題

フェニキア人は、紀元前10世紀以降に、地中海だけでなく、紅海・アラビア湾やインド洋まで交易の範囲を拡大してきた。このことは、古代ギリシャの歴史家ヘロドトスの『歴史』の第4巻第42節にも記述がある⁽³⁾。また、地理学者プトレマイオスの『地理学』のインドに関する記述が掲載されている第7巻の中にもフェニキア人の交易路に関しての記述⁽⁴⁾があり、フェニキア人がインド洋を渡り、インドと交易があったことがわかる。加えて、交易品の遺物として、インド北西部で発見されたフェニキアのものと思われる工芸品やその影響を受けたと思われる工芸品などが残されている。具体的には、インドのグジャラート州やラジャスタン州に残されている、木製のブロックを使って布に模様を印刷する技法であるブロックプリント (hand block printing) が挙げられる⁽⁵⁾。また、カッチ地方の刺繍 (カッチ刺繍: Kutch embroidery) もフェニキアの影響を受けているとされている⁽⁶⁾。フェニキア人がインダス川を北上して、インド北部と直接交易をしていたという記述は残されていないが、これらの間接的な証拠から、フェニキアとブラフミー文字が作られたインド北部の交易があったことが推測できる。交易品について記述されていた初期の文書には、フェニキア文字が使われていたことが類推でき、それを参照して、ブラフミー文字の各文字が形成されたのではないかという仮説を立てることができる。

フェニキア文字やセム系の文字 (帝国アラム文字・ナバティア文字・ヘブライ文字などのアブジャッドに分類される文字) は、右から左に記述するものであった。学生にこれらの文字を記述させてみた経験から、セム系の文字は、左利きの人用の文字ではないかと推察される。あるいは、右手を別の何かの用途に使っていて、左手で記述したのかも知れない。ところが、アブギダとして分類されるインド系の文字は、左から右に記述する。記述の方向から、古代インドでは右利きの人が多かったのではないかと考えられる。古代のインド人が交易の際に、フェニキア文字で書かれた文書を読むときは、180度ひっくり返して左から右に読んでいた (そのため下の行から上の行に向かって読んでいた) 可能性も考えられる。フェニキア文字がブラフミー文字の形成に影響を与えたとするならば、上記のような読み方も仮定して、文字の類似性について議論をしなければならないと考えられる。

3. 文字ごとの類似性

文字ごとの類似性について、最近、Karan Damodaram Pillai が「The hybrid origin of Brāhmī script from Aramaic, Phoenician and Greek letters」という論文を2023年に India logs 誌の Vol.10 号⁽⁷⁾に発表して、そのブラフミー文字の各文字について、その起

(3) [https://en.wikipedia.org/wiki/Histories_\(Herodotus\)](https://en.wikipedia.org/wiki/Histories_(Herodotus))

(4) [https://en.wikipedia.org/wiki/Geography_\(Ptolemy\)](https://en.wikipedia.org/wiki/Geography_(Ptolemy))

(5) https://en.wikipedia.org/wiki/Block_printing_in_India

(6) https://en.wikipedia.org/wiki/Kutch_Embroidery

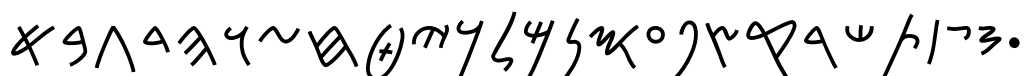
(7) Indi@logs, Vol 10, 2023, pp 93-122, ISSN: 2339-8523, <https://doi.org/10.5565/rev/indialogs.213>

源をアラム文字、ナバテア・アラム文字 (Nabataean Aramaic Script)、フェニキア文字、およびギリシャ文字 (Greek alphabet) のハイブリッドであるという分析をしている⁽⁸⁾。Pillai の分析を踏襲しつつ、この研究ノートではフェニキア文字がブラフミー文字の起源であることを仮定して、各文字のストロークについて、実際にネットワークのトポロジーとしてコンピュータを使って類似度（差異の距離）を分析する。

3.1. フォントの問題

多くの Web ブラウザなどでは、Google Fonts の Noto Sans 系の古代文字フォント（ブラフミー文字の場合は Noto Sans Brahmi、フェニキア文字の場合は Noto Sans Phoenician が該当する）がネットワークフォントとしてダウンロードされ、標準フォントとして表示されるが、Microsoft Word では、Segoe UI Historic フォントしか使えない状況なので、このフォントを使って説明する。しかしながら、Segoe UI Historic フォントは、特にフェニキア文字については、モダン化された幾何学的なフォントになっているので、当時の手描きの文字の風体をしていない。Noto Sans 系の古代文字フォントの方が、手描き風になっており、比較に使えたと感じた。Unicode が制定されるときに参照された⁽⁹⁾のは、フェニキア文字に関しては、George Douros 氏が作成した Aegean Font による手描き風フォント⁽¹⁰⁾であると思われるが、これも Microsoft Word では表示できない。しかし、今回の類似度の判定は、Noto Sans Phoenician フォントをベースにしたので、各文字の字形について、本文で使われている Segoe UI Historic と形状が異なる部分があることを予め了承して戴きたい。

Aegean Font



Hand-drawn style Phoenician characters from the Aegean Font, showing irregular, organic shapes.

Noto Sans Phoenician Font



Geometric style Phoenician characters from the Noto Sans Phoenician font, showing clean, uniform shapes.

Segoe UI Historic Font



Geometric style Phoenician characters from the Segoe UI Historic font, showing clean, uniform shapes.

図1 フェニキア文字の各文字について、フォントによる描画の違い

(8) Karan Damodaram Pillai, “The hybrid origin of Brāhmī script from Aramaic, Phoenician and Greek letters,” *India Logs*, Vol.10, 2023, <https://revistes.uab.cat/indialogs/article/view/v10-pillai>

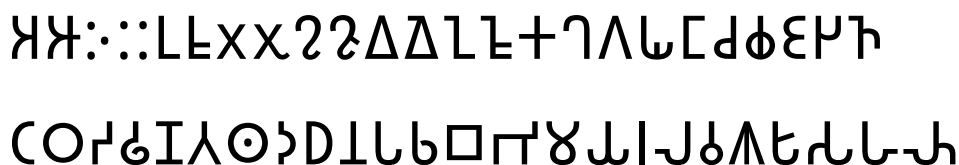
(9) Unicode Inc., “Phoenician Range: 10900-1091F,” *The Unicode Standard*, version 16.0, <https://www.unicode.org/charts/PDF/U10900.pdf>

(10) George Douros, “Unicode fonts for ancient scripts,” <https://dn-works.com/ufas/>

3.2. ブラフミー文字の A 「𑀓」 とフェニキア文字の ALEPH 「𐤀」 から

最初に考察比較すべきは、ブラフミー文字との A とフェニキア文字の ALEPH であるが、形状だけで判断すれば、Pillai の論文に書かれているように、ブラフミー文字の A 「𑀓」は、アラム文字 ALEPH 「𐤀」に似ている。しかしながら、上記の読み手の問題を考えると、文字が 180 度回転した形でフェニキア文字が読まれていた可能性を考えると、フェニキア文字の ALEPH 「𐤀」が原形になったとも考えることができる。「𐤀」の部分の先端が縦棒の「|」の線上にあるのが、ブラフミー文字の A であり、それが、左にはみ出したのが、フェニキア文字の ALEPH だと見ることができる。特に、ブラフミー文字の長音の Ā (AA と標記される) は、「𑀓𑀓」であり、これは、フェニキア文字の ALEPH の斜めの 2 本の線を上下中央の部分で一つの線に圧縮した形としても解釈することができる。なお、ブラフミー文字についても、Noto Sans Brahmi フォントと Segoe UI Historic フォントで、多少の字形の違いがあるため、図 2 に各フォントでの字形を提示しておく。

Noto Sans Brahmi Font



Segoe UI Historic Font



図 2 Noto Sans Brahmi フォントと Segoe UI Historic フォントによるブラフミー文字

Pillai の論文では、形状だけの比較に留まっており、形状だけでブラフミー文字の各文字が、アラム文字、ナバティア・アラム文字、フェニキア文字、ギリシャ文字のいずれかからの借用であるかを論じているが、実際に、文字の書き手のことを考えると、形状だけでなく、それぞれの画を描くストロークについて考えなければならない。漢字などは複雑なストロークを要するために、常用漢字については詳細な書き順や方向まで決められているが、ブラフミー文字やフェニキア文字については、文字の形状から、大体どのようなストロークで描いているのかがわかる。そうすると、文字の形状だけでなく、ストロークを比較する必要が出てくる。後述するように、ストロークは、数学的には、ネットワーク・グラフとして表わすことができる。ここでは、無向ネットワーク・グラフとして分析することにした。

3.3. 字形の派生と字形移行

ブラフミー文字は、アブギダであるので、子音の文字の字形を原形として、一画以上のストロークを加えて、1音節にしている。たとえば、Kの子音を表わす「+」については、Ka「+」（短音のaの場合はそのまま）、Kā「𑀓」、Ki「𑀓」、Kī「𑀓」、Ku「𑀓」、Kū「𑀓」、Ke「𑀓」、Ko「𑀓」、Kai「𑀓」、Kau「𑀓」と字形が派生していく。Pillaiの論文の中では、いくつかの（子音を伴わない）単独母音について、字形の派生を表にまとめている。Pillaiの論文の表でまとめられている以外にも、単独母音では短音から長音に字形が派生している（a → ā, i → ī, u → ū）のでそれを加えることにした。

表1 単独母音の字形の派生の説明

字形が派生した母音	対応する字形	字形が派生した母音	対応する字形
a → ā	H → H	i → e	∴ → Δ
i → ī	∴ → ∴	e → ai	Δ → Δ
u → ū	L → L	u → o	L → L
		o → au	L → L

母音の移行と共に、ブラフミー文字では、子音についても明らかな字形の派生が認められる。ある子音の形状を原形として1画以上のストロークを加えて別の子音の文字に割り当てる字形の派生がある。このような字形の派生がある状況では、フェニキア文字からの文字の字形を借用する際に、別の音に割り当てるという字形移行もあったのではないかと考えられる。字形移行については、それぞれの言語の語彙や発音の差異から、異なる発音の文字の字形を仮借して、その文字に充てることは、古代文字においては言語間の違いから、一定の範囲で起こり得るのではないだろうか。

このような字形移行については、それぞれの言語についての語彙の比較が必要であり、それは比較言語学の領域に入るが、ここでは、そのような移行があったと仮定して、フェニキア文字のどの文字がブラフミー文字の各文字の原形と成りえたかについて、判定を行なうことにした。

3.4. 判定環境の構築

最初は、Pillaiの論文と同様に字形のみを比較するために、各文字の画像を作成し、画像の特徴点を取り出し、その類似性を求める形で、どの文字が一番近いかを判定するようにしてみた。各文字の画像は、AppleScriptとAdobe Illustratorを用いて、Segoe UI Historicの文字フォントを使用し、幅400×高さ600の画像として作成した。それらの画像をPython⁽¹¹⁾とOpenCV⁽¹²⁾のライブラリを用いて、比較することとした。コンピュータビジョン（Computer Vision）の解析に使われるOpenCVライブラリで良く用いられる画

(11) Python Software Foundation, Python Programming Language, <https://www.python.org/>

(12) OpenCV, <https://opencv.org/>

像の特徴点を取り出すアルゴリズムには、次のような2つのものがある⁽¹³⁾が、どちらもブラフミー文字のA「H」とフェニキア文字のALEPH「𐤀」で良い結果を出さなかった。また、フェニキア文字のALEPHを180度回転させたものとの比較でも良い結果を出さなかったため、画像の類似度で判定しないこととした。

・ORB (Oriented FAST and Rotated BRIEF) 検出器

ORBはFAST (Features from Accelerated Segment Test) アルゴリズムを使用して特徴点を検出する。FASTは高速な特徴点検出を行なうが、回転に不変ではない。そのため、ORBはBRIEF (Binary Robust Independent Elementary Features) 記述子を使って、特徴点の周囲の情報を二進法で表現し、ORBはBRIEFを改良して、回転に対して不変になるように設計されている。

・AKAZE (Accelerated-KAZE) 検出器

AKAZEは非線形スケール空間に基づいて特徴点を検出する。このアプローチにより、スケール空間でスムーズに特徴を抽出できるため、スケール不変性が優れている。特徴点の記述のために、AKAZEはM-LDB (Modified Local Difference Binary) というバイナリベースの記述子を使用する。これにより、精度が高くなりつつも、計算が効率的に行われる。AKAZEは回転およびスケールに対して不変であるため、ORBよりも精度の高い特徴点を検出することが可能になっている。なお、KAZEは、日本語の「風」から命名されている。

画像での類似度の比較に失敗したことと、上記の記述のように、文字の形状だけでなく、各文字を描くときのストロークを比較する必要があるために、各文字をストロークに分解し、そのネットワーク・グラフのトポロジーの相違の距離を使って判定することにした。各ストロークの始まりと終わりをそれぞれノードとして定義し、ストロークは、それらのノードを繋ぐエッジとして定義することにした。それらのノードの2次元上の位置については、Noto Sans Brahmi フォントと Noto Sans Phoenician フォントを参考にデザインした。どちらのフォントも各文字のグラフのノードが幅100ピクセル、高さ100ピクセルの中に収まるように位置決めをした。曲線については、Oなどの円形ものについては、六角形で定義し、弧になっているものについては、必要な中間点を追加した。また、折れ線になっているものについては、各角をノードとして追加して、ノード間にエッジを張ることとした。各文字については、これらのノードとエッジから構成される無向グラフのネットワークとして定義されている。

ネットワークのトポロジーの類似度の判定には、Pythonのnetworkxライブラリ^{(14),(15)}のgraph_edit_distance関数を用いたが、これは、グラフ編集距離 (Graph Edit Distance: GED) を計算するものである。GEDは、2つのグラフを同型にするために必要な編集操

(13) ChatGPT-4oを用いた説明文から一部抜粋

(14) <https://pypi.org/project/networkx/>

(15) <https://networkx.org/documentation/latest/index.html>

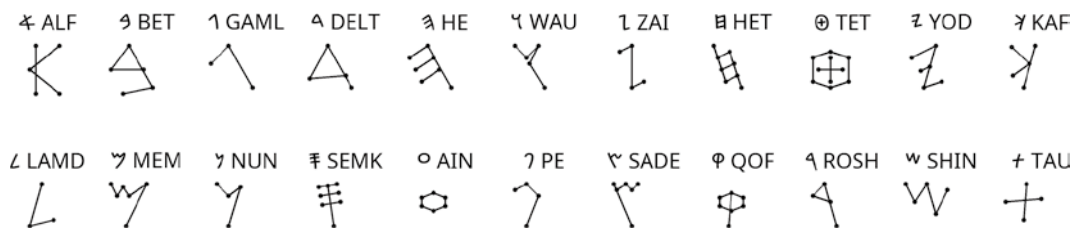


図3 フェニキア文字のグラフ記述

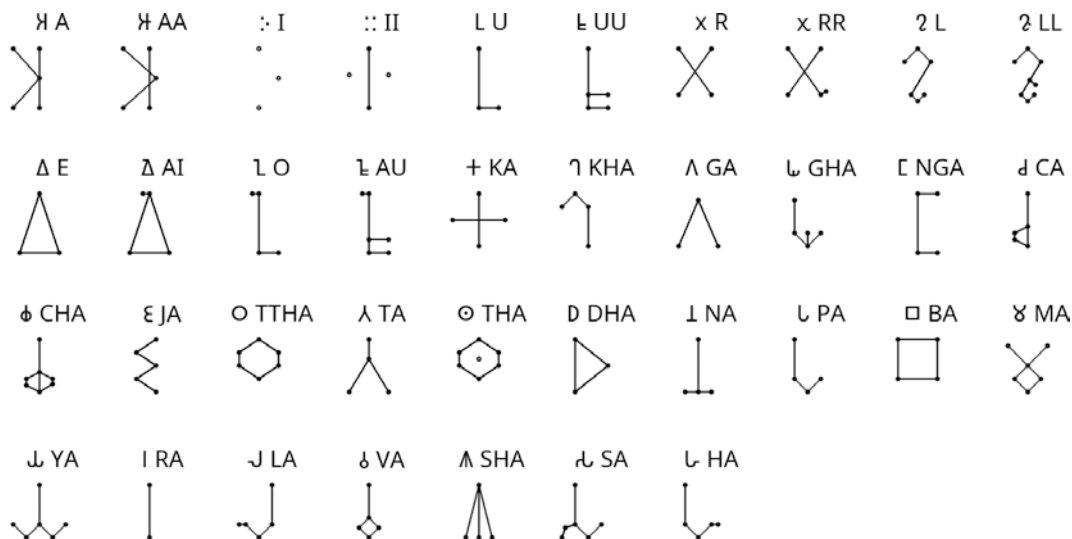


図4 ブラフミー文字のグラフ記述

作（ノードやエッジの挿入，削除，置換）の最小コストを求めるものになっている。GED が、0 であれば，同一のグラフであると言える。プログラムとしては，ブラフミー文字の各文字のグラフ記述に対して，どの文字が最小の GED 値を示すかを求めて（複数ある場合は複数を候補とするが，音韻的に一番近いものを筆頭候補とする），その結果を表示するようにした。なお，以下で文字の名称については，Unicode の文字定義で使われているものを参照にした。

4. 類似性の判定結果

ブラフミー文字のすべての文字ではなく，フェニキア文字では表現されないと考えられる，反り舌音や有気音の一部を除外することとした。各文字の英文字での翻字，および音の標記は，Wikipedia⁽¹⁶⁾に基づくものとした。

4.1. 母音

H a /e/ or /ə/

距離が0になったものは、フェニキア文字は「𐤀 ALF」である。ストローク的には、同じであることがわかる。

H ā /a:/

Aの長母音になっているが、これもフェニキア文字の「𐤀 ALF」と同一とされた。である。ただし、この文字の場合は、「𐤁 KAF」とも同じと判定されている。確かに、形状的にもストローク的にも同じになっている。

∴ i /i/

3点のノードだけなので、グラフとしての判断は難しいが、「1 GAML」と「L LAMD」が、距離が2で、一番近いとされた。確かにエッジを2本加えれば、GAMLやLAMDと同一にはなる。しかし、これは形状的には参考にならないと思われる。

⊕ ī /i:/

この文字は、Segoe UI Historic フォントでは、2つの点が縦棒の横についている形状でも表わされる。その場合、一番近いのは、「X TAU」ということになる。また、Noto Sans Brahmi フォントで表わされる4点だけの形状でも、2本エッジを追加するとTAUと等しくなる。これも単母音の「i」と同じで、あまり参考にならないと思われるが、今回の判定での面白い発見の一つになった。

L u /u/

この文字は、「1 GAML」および「L LAMD」と同一と判定された。確かに、180度回転すれば、GAMLと同じである。フェニキア語の「G」や「L」の発音が「u」の発音に置き換わった語彙の例があるのかも知れないことを予兆するものになっている。

Ⓛ ū /u:/

面白いことに、「𐤁 KAF」と同じと判断されている。有気音や長音を表わす文字は、その元となる音の文字に一画加えた形でブラフミー文字が設計されているので、この判定には意味がないと思われるが、グラフ的には、KAFと同一と判断されたのは面白い結果と考えられる。以降、それぞれの母音の長音については省略する。

X ṛ /ɹ/

サンスクリット語の経典などで使われる文字ではあるが、「X TAU」と同一というのがわかる。通常の商業的取引では使われない文字なので、判定から除外しても良いのではないかと考えられる。

(16) <https://ja.wikipedia.org/wiki/ブラフミー文字>

ʔ ɪ /ɪ/

形状的には、「ʔ PE」と似ているが、途中点をいくつかノードとして追加したところ、「ʔ MEM」と同一と判断された。これは、この方法の欠点を示しており、曲線について、なんらかの方法で表現しないと判定がうまくいかないことがわかった。

Δ e /e:/

形状的には、「Δ DELT」が近いと思われるが、グラフ的には、「ɪ GAML」および「L LAMD」が、距離が1で一番近いとされている。エッジを1本足せば、このΔ形になるからである。

Δ ai /əi/

これも、本来は比較する必要はなく、「Δ e」に1画足したものになっているが、こちらはグラフ的には、「Δ DELT」、「ɪ ZAI」、「ʔ NUN」および「ʔ ROSH」が距離1で、近いと判断された。GEDによる判断の面白さを示している。

ɪ o /o:/

形状的には、「ɪ ZAI」と同一であるが、グラフ的には、それ以外に「ʔ NUN」、「ʔ ROSH」および「Δ DELT」と同一と判断されている。これは、ノードをどこに取るかに依存していると思われる。また、ノードとエッジの繋がり具合だけを見ており、相対的なノードの位置は捨象されているのも問題ではあるかと思われる。

ɪ au /əu/

上記のOの文字に、1画足した文字になっているので、本来は比較の対象から外すべきではあるが、「ʔ YOD」と同一と判断されたので、掲載することにした。180度回転させれば、同じになることを発見できたのは、この判断方法の強みであると考えられる。

4.2. 子音（軟口蓋音）

子音については、アブギダ系の文字においては、子音単体で標記すると、短音のAが母音として付くことが仮定されて、1音節の文字になる。ここでは、子音単体での文字の比較ではあるが、発音には括弧付けで短音のAの母音が付いているので注意してもらいたい。

+ k(a) /k(ə)/

形状的にもグラフ的にも「X TAU」が同一のものとされている。フェニキア語のTがブラフミー語ではKに遷移した語彙の例を探すべきではないかと思われる。

ʔ kh(a) /k^h(ə)/

形状的には「ʔ PE」と同一であるが、グラフ的には、それ以外に「Δ DELT」、「ɪ ZAI」、「ʔ NUN」および「ʔ ROSH」とも同一とされ、グラフ的な判定の限界を示している。

Λ g(a) /g(ə)/

これは、音韻的にも、形状的にも、グラフ的にも、「1 GAML」と同一であると判断されている。ただし、グラフ的には、「L LAMD」とも同一になっている。

ℓ gh(a) /g^h(ə)/

同一のものではなく、形状的には「ʔ PE」や「𐤛 MEM」に近いが、グラフ的には、「𐤀 ALF」と「𐤆 KAF」が距離1で近い。もともと、ブラフミー文字の「𐤀 p(a)」から派生した文字なので、以降は、特別に特徴があって採り上げるとき以外は、有気音については、省略する。

□ ṅ(a) /ŋ(ə)/

鼻音の「んが」であるが、グラフ的には、「A DELT」, 「I ZAI」, および「𐤎 NUN」などと同一のものとされている。

4.3. 子音 (硬口蓋音)

d c(a) /c(ə)/

形状的には、「𐤑 ROSH」を上下にひっくり返したものになっているが、グラフ的には、それ以外に「A DELT」などと同一とされている。

ḏ ch(a) /c^h(ə)/

上記の「d c(a)」の下側の弧を左右で反対側につけたものになっているが、これは偶然にも形状的には、「Φ QOF」を上下逆にしたものになっている。

E j(a) /j(ə)/

Segoe UI Historic フォントでは、「E」のような形状をしているが、これは、Noto Sans Brahmi フォントでは、キリル文字での Z の反転を示す「E」と同じような形状をしている。グラフ的には、「W SHIN」などと同一のものと判断されている。これもフォントによる字形の違いをどこまで許容するかで、フェニキア文字のどの文字と似ているかが分かれるのではないかと思われる。

4.4. 子音 (反り舌音)

○ th(a) /t^h(ə)/

反り舌音は、フェニキア文字は標記しないので、原則扱わないことにしたが、この文字だけは、形状的にもグラフ的にも、フェニキア文字の「O AIN」と同一なので、採り上げることにした。これは、偶然の一致のように思える。というのは、ブラフミー文字においては、以下の歯音の項にある「O th(a)」の形状から、中央の点を取り除いた形で文字が形成されたからだと考えられるからである。

4.5. 子音（歯音）

λ t(a) /t̥(a)/

形状的には、「Y WAU」を逆さまにしたものだと考えられ、「1 GAML」に一画加えたものとしても捉えることができるが、グラフ的には、同一のものがなく、「1 GAML」や「L LAMD」などから距離が2離れたものと判定されている。ちなみに、フェニキア文字の Noto Sans Phoenician フォントでは、WAU は、キリル文字の「Ч」（「h」を逆さまにしたようなもの）に近い形になっている。そのような状況から、この字はフェニキア文字を参照されたのではないと推測することができる。

⊙ th(a) /tʰ(a)/

形状的には、フェニキア文字で同じ「th」の音を表わす「⊗ TET」の中央の十字を点にしたものからの借用だと考えることができる。グラフ的には、距離1で「O AIN」が近い。

ɔ̣ d(a) /d̥(a)/

形状的に該当する文字がないが、グラフ的には、「1 GAML」や「L LAMD」などから距離が2離れている。以下の「D dh(a)」から派生して作られたのではないかと推測できる。

D dh(a) /dʰ(a)/

フェニキア語の「D」の発音は、ブラフミー語では、むしろ「dh」として受け取られていたのではないかということが、この文字の形状から推測される。形状的には、当然「Δ DELT」が一番近い文字になるが、グラフ的には、「1 GAML」や「L LAMD」などから距離が1離れたものと判定されている。こちら辺はノードの取り方に依存してしまうので、DELT から距離を1にするようにも変えることはできる。今回は、ストロークの1画をエッジの1本として定義したので、このような結果になった。

l n(a) /n(a)/

形状的にも、「T」を逆さまにしたものであるので、ギリシャ語の「T」が一番近い形だが、グラフ的にも「X TAU」と同一とされている。

4.6. 子音（唇音）

ʃ p(a) /p(a)/

音韻的にも、形状的にも、グラフ的にも、「ʃ PE」と同一であるのは、疑いの余地がないだろう。ただし、上下は逆さまになっている。

□ b(a) /b(a)/

形状的に同一なものがない。強いて言えば原シナイ文字の「B」を表わす「Bayt □□」とほぼ同一になっているが、フェニキア文字では、グラフ的に一番近い文字は、「Δ DELT」になっている。これは原シナイ文字からの借用のように思われる。

8 m(a) /m(ə)/

形状的に似ているものがないが、グラフ的には、「𐌱 BET」や「𐌺 MEM」が一番近い形になっている。それでも、GED上の距離は3となっている。これは、ブラフミー文字独自の字形設計ではないかと思われる。

4.7. 子音（接近音）

↓ y(a) / j(ə)/

字形からは想起されないが、グラフ的には、「𐌶 YOD」や「𐌷 SADE」が距離1で一番近い文字とされているので、音声的にもフェニキア文字のYODからの改編がされたのではないかと考えることができる。

l r(a) /r(ə)/

Segoe UI Historic フォントで見るとわかるが、これは単純な縦棒ではなくて、すこし波打った形が上下2つ繋がっているがわかる。その点を考慮すると、グラフ的には、「𐌲 LAMD」や「𐌳 GAML」と同一になる。ブラフミー語において、「L」と「R」の音の交換が行なわれたのではないかと推測できる。同じ発音を示す「𐌶 ROSH」からは、グラフ的には距離がある。

d l(a) /l(ə)/

字的には、「𐌵 p(a)」を反転させて、1画加えたデザインになっている。そのため、グラフ的には、曲線が入っているので判定は難しいが、「𐌶 PE」から距離1で離れたものとして捉えることができる。

b v(a) /v(ə)/

形状的には、「𐌸 QOF」と似ているが、グラフ的には、下部の円を4つのノードで記述した場合、「𐌱 BET」から距離1になっている。下部の円をQOFと同じように6つのノードで記述すれば、「𐌸 QOF」から距離1になる。これは、円や曲線をグラフでどう扱うかに掛かっている。

4.8. 子音（歯擦音・摩擦音）

↑ s(a) /c(ə)/

形状的にも、音韻的にも「𐌹 SHIN」からの借用と思われるが、グラフ的には距離が4も離れており、「𐌳 GAML」や「𐌲 LAMD」などの方が距離2で近くなっている。

rb s(a) /s(ə)/

グラフ的には、「𐌷 SADE」や「𐌶 YOD」が距離1で一番近いものになっている。音韻的に同じSADEを上下反転させて、少しアレンジを加えて設計したのではないかと推測される。

↳ h(a) /f(ə)/

字形的には、「し p(a)」の曲線部の最後に、1画加えたデザインになっている。グラフ的には、「ㄗPE」から距離1で離れたものとして捉えることができる。

5. Pillai の判定との比較

Pillai の論文においては、ブラフミー文字の各文字の由来について、表でまとめている。本研究ノートでグラフ（ストローク）を基本としたフェニキア文字からの各文字の由来についての判定結果との比較を表2と表3に掲げておく。

Pillai の論文では、音が同じものを探しているので、ナバテア（=ナバテア・アラム）文字や各言語の文字で一時期だけ使われていた文字なども参照されている。ナバテア文字、アラム文字、フェニキア文字は、先に述べたように右から左に読むのであるが、左から右に読むブラフミー文字では、由来とされる文字を上下反転したり、180度回転させたりして、各文字が作成されたことがわかる。古代インドでは、元々の文字で書かれた外国からの文書については、上下逆さまにして読んでいたことが伺われる。

おわりに

字形の回転や反転などに影響されないことを目指して、グラフ的に2つの文字体系における各文字の距離尺度を図る分析を試みたが、文字に曲線が含まれる場合に、単純な無向グラフでの比較ができないことがわかった。ただ、グラフのトポロジーだけで判断すると、形状だけでは見えてこなかった文字も同一のものと判断されたり、近い距離にあったりすることが分析によって判明した。また、文字の中心からの相対的な位置関係も、各文字の比較をする上では必要な場合があることがわかった。これまで、文字の字形の比較は、人間によって判断することしか行なわれてこなかったが、コンピュータのプログラムを記述して、グラフベースでの比較を試みた例はほとんどないのではないと思われる。そのような内容において、このような分野の先鞭をつけたという意味があったように思われる。

ブラフミー文字のフェニキア文字からの字形借用については、判断した結果、借用をしたものは多いが、それに加えて、ブラフミー文字の長音や有気音については、原形となる文字に1画追加して、新たな字形としているので、そのような設計法も加味して、どの文字の字形から借用されたのかを吟味しなければならないと思われる。これまでは、同じ発音を表わす文字だけで比較していたが、各言語の語彙の差異によって、発音が異なる文字からの字形の借用も考慮されなければならないことがわかった。これについては、比較言語学の範囲でもあり、各言語について、共通の事物を表わす語彙を調べて、そのような字形借用が行なわれた背景を調べなければならないと感じている。

文字の字形比較においては、フォントによる差異も考えなければならない。今回用いた、Segoe UI Historic と Noto Sans 系の古代フォントは、それぞれ、異なる一次資料からサ

表2 単独母音 (長音等については省略)

Brāhmī 音	Brāhmī 字形	Pillai の指摘	本研究ノート
a	ॠ	Aramaic Aleph (א)	Phoenician ALF (𐤀)
i	ऀ	Brāhmī e (Δ)	Phoenician DELT (Δ)
u	ॡ	Aramaic Waw (ו)	Phoenician LAMD (𐤀)
e	ॢ	Phoenician 'ē (𐤀) ⁽¹⁷⁾	Phoenician DELT (Δ)
o	ॣ	Brāhmī u (L)	Brāhmī u (L)

表3 子音 (一部の有気音については省略)

Brāhmī 音	Brāhmī 字形	Pillai の指摘	本研究ノート
k	क	Greek chi/k ^h (Χ)	Phoenician TAU (X)
kh	ख	Nabataean Qoph (ϕ) ⁽¹⁸⁾	Phoenician PE (𐤀)
g	ग	Phoenician/Aramaic Gimel (ג)	Phoenician GAML (𐤀)
gh	घ	Nabataean/Arabic Ain (ع)	Phoenician KAF (𐤀)
ng	ङ	Aramaic Square Nun (נ)	Phoenician NUN (𐤀)
c	च	Nabataean Aramaic Sade (פ) ⁽¹⁹⁾	Phoenician ROSH (𐤀)
ch	च	Brāhmī c (d)	Phoenician QOF (𐤀)
j	ज	Phoenician/Cyrillic reversed z (z) ⁽²⁰⁾	Phoenician SHIN (𐤀)
th	ठ	Aramaic Teth (ת)	Brāhmī th (𐤀)
t	ट	Aramaic Tau (ט)	Phoenician WAU (𐤀)
th	थ	Greek theta (θ)	Phoenician TET (𐤀)
d	ड	Brāhmī dh (D)	Brāhmī dh (D)
dh	ड	Greek delta (Δ)	Phoenician DELT (Δ)
n	न	Nabataean Aramaic Nun (נ)	Phoenician TAU (X)
p	प	Phoenician/Aramaic Pe (פ)	Phoenician PE (𐤀)
b	ब	Nabataean Aramaic Bet (ב) ⁽²¹⁾	Proto-Sinaitic Bayt (𐤀)
m	म	Nabataean Aramaic Mem (מ)	Phoenician MEM (𐤀)
y	य	Phoenician YOD (י)	Phoenician YOD (𐤀)
r	र	Nabataean Aramaic Resh (ר)	Phoenician LAMD (L)
l	ल	Nabataean Aramaic Lamed (ל)	Brāhmī p (L)
v	व	Nabataean Aramaic Waw (ו) ⁽²²⁾	Phoenician QOF (𐤀)
sh	श	Nabataean Aramaic Shin (ש)	Phoenician SHIN (W)
s	स	Nabataean Aramaic Sade (פ)	Brāhmī p (L)
h	ह	Aramaic He (ה)	Brāhmī p (L)

ンプリングされて文字の字形デザインを行なっている。実際の字形比較においては、それぞれの文字をその時代に記述していた書き手による碑文など文書の一次資料にあたって、

精密に行なう必要があることを実感した。

（2024.10.2 受稿，2024.11.9 受理）

(17) Pillai の論文によると、この文字については、以下の論文に書かれているが、現在の Unicode などには、この文字については、定義されていない。

DE VOGÜÉ, Melchior 1881. *Corpus Inscriptionum Semiticarum (Pars Prima). Inscriptiones Phoenicias Continens. No. 91.* Paris: Reipublicae Typographeo

(18) Noto Sans Nabataean フォントが Microsoft Word では表示できないので、形状が似ているギリシャ文字のロー（ ρ ）の字で代用

(19) 上記 18 と同じ理由で、帝国アラム文字の Sadhe で代用しているが、本来の形状は、英小文字の「p」に近い。

(20) Pillai の論文によると、紀元前 2～3 世紀で、フェニキア文字の Z としてこの字形の 90 度回転した文字が使われていたとことが、以下の論文に書かれている。

LIDZBARSKI, Mark, 1898. *Handbuch der Nordsemitischen Epigraphik Nebst Ausgewählten Inschriften.* Weimar: Verlag Von Emil Felber. Table XLV.

(21) 上記 18 と同じ理由で、シリア文字の Bet で代用

(22) フォントが表示できないので、シリア文字で代用したが、本来の形状は、英小文字の「q」に近い。

〔抄 録〕

この一連の研究ノートにおいては、断片的な音節文字の系譜 (Fragmented genealogies of syllabaries) ということで連載をしているが、東西アジア全体で、断片的で孤立的に存在する音節文字には、埋もれている継承があるのではないかという問題意識の下に、音節文字の埋もれた継承を洗い出すことによって、西の果てにあるシュメールから東の果てにある日本まで、音節文字としての統一的な系譜が導き出されることを企図している。前回のインドの初期のアブギダ文字 (abugida/alpha-syllabary) であるブラーフミー文字 (Brāhmī script) について、子音中心のアルファベット (あるいはアブジャッド: abjad) であるフェニキア文字 (Phoenician alphabet) からの流用が多くみられることから、これらの関係性について、いくつかの前提、仮説を立て、わずかながらの検証を試みるものである。

〔研究会報告〕

OECDの方向性のあり方に関する再考 —「拡大路線」と「原点回帰」の狭間の中で—

藤 田 輔

1. 問題意識と本稿の位置付け

2022年2月のロシアのウクライナ侵攻を契機に、今後、特に加盟国の拡大については、経済協力開発機構（OECD）は、辿るべき方向性が問われる重要な転機を迎えている。筆者は、この問題意識に基づき、『千葉商大紀要第60巻・第2号』（同年11月）で同題にて論説を寄稿したが、以降、OECDが新たな動きを見せたため、今回、それを反映させた内容で、第14回国府台学会研究会で報告した。上記論説で内容のほとんどを述べているため、本稿では、その要点を最小限に記すことに留める。一方、論説で網羅しなかった最近の動きや、同研究会の参加者の方々からのコメントを下記5. で反映させ、論点を整理する。

2. OECDの「原点」を探る

OECDは、1948年の欧州経済協力機構（OEEC）の設立から1961年のOECDへの改組を経て、西側諸国を中心に、自由主義経済の発展と途上国の開発を目的としてきた。また、設立当初から、特に欧州諸国が加盟の大宗を占めていたため、いわゆる「欧州的性格」を持ち、小国も大国と対等に議論できる場としても機能している。1960年代には、日本や豪州等のアジア太平洋諸国も加盟し、地域性の打破が期待されたが、冷戦終結まで24カ国体制で、民主主義的な政治体制を堅持する「西側諸国の旗手」としての役割を果たし続けた。この歴史的経緯がOECDの「原点」を形成している。

3. OECDの「拡大路線」の側面

冷戦終結後、OECDは国際経済情勢の変化に対応し、東欧、中南米、アジア太平洋、中東等の14カ国が新たに加盟し、地域的にも多様化し「拡大路線」を進んだ。2000年代に入ると、そのような状況を踏まえ、OECDは「拡大とアウトリーチのための戦略」を策定し、新規加盟国の基準を設定した。その中では、加盟国の多様化を目指す一方、民主主義的な政治体制を堅持するための核心的価値を守る方針も維持した。その後、OECDはさらに「拡大路線」を強化したが、その背景には、メキシコ出身のグリア事務総長の指導力による非加盟国との関係強化と、2008年のリーマン・ショック後のG20の影響力の増大があった。

4. OECDの「原点回帰」の側面

他方、OECDは、冷戦終結後の東欧諸国への支援強化はもとより、欧州諸国の加盟が過半数を占めることや、すべてOECD加盟国で構成される先進諸国首脳会議（G7）との関係が極めて強いことから、依然として「欧州的性格」や「西側諸国の旗手」としての様相を呈している。そして、2022年2月のロシアのウクライナ侵攻を受け、一時はG7とも協力関係にあったロシアの加盟審査を正式に終了し、OECDは西側諸国との結束を強化した。この動きはOECDの「原点」に立ち返りつつ、今後の方向性を再考する必要性を示している。

5. 結論と展望

以上を踏まえると、筆者は、OECDは今後も基本的には「拡大路線」を維持するが、「原点回帰」の観念も持ち込まざるを得ないと見ている。つまり、ブラジル等の5カ国の加盟審査が現在進行中であり、東南アジア諸国との関係強化も進められている。一方、ロシアのウクライナ侵攻を受け、民主主義や法の支配という価値観が重視され、今後は、新規加盟国の選別がある程度厳しくなると考えられる。また、G20に対しては、政治的な立場を超え、経済的課題への知的貢献を続けることで、OECDの強みを発揮しようとするだろう。そのような中、2024年2月、OECDがインドネシアの加盟に向けた協議を開始することを決定した。これが実現すれば、日本と韓国に次いで、アジアで三番目の加盟国となり、OECDの地域性に一石を投じ、その「拡大路線」を促進すると見られる。同国と経済的関係の強い日本としても、今後の加盟交渉の行方が注目される。

このような見解に対し、研究会に参加された先生方から貴重なコメントを頂き、有意義な議論を展開することができた中で、ここで、可能な限り主要な論点を整理したい。まず、G7諸国を中心にOECDが結束すると、多くの新興国との分断が起きかねないのではないかと論点は尤もな点だと考えられる。一方、民主主義や法の支配の価値観の下で、OECDが結束することは必ずしも排除に繋がらず、例えば、G7諸国とは一線を画し、ロシアに対する経済制裁を講じていないブラジルやインドネシア等の新興国が実際に加盟審査プロセスに入っていることから、むしろ、OECDはそのような価値観を共有しうる非加盟国に門戸を広げて、加盟を歓迎する姿勢を取っていると見られる。もう一つは、インドネシアがOECDに加盟を申請したが、同国の上層部の間では腐敗が後を絶たないため、加盟の行方が懸念されるとの論点である。これは、加盟国がいかに「OECD贈賄防止条約」の遵守を果たせるか否かを示唆するが、論説で示したとおり、腐敗への認識度合いが相対的に低いインドネシアとしては、ある程度加盟交渉に時間が掛かってでも、加盟国の経験をじっくり学び、自国の状況に合った国内改革を講じることが不可欠だと考えられる。

〔主な参考文献・資料〕

- ・藤田輔「OECDによるグローバルガバナンス機能に関する諸考察」上武大学〔編〕『上武大学ビジネス情報学部紀要第17巻』2018年

- ・ 藤田輔「OECD の方向性のあり方に関する再考：「拡大路線」と「原点回帰」の狭間の中で」千葉商科大学〔編〕『千葉商大紀要第 60 巻・第 2 号』2022 年
- ・ 村田良平『OECD(経済協力開発機構)：世界最大のシンクタンク』中公新書, 2000 年
- ・ Noboru, S., A Strategy for Enlargement and Outreach: Report by the Chair of the Heads of Delegation Working Group on the Enlargement Strategy and Outreach, OECD Secretariat, 2004

(2024.9.17 受稿, 2024.10.30 受理)

千葉商科大学国府台学会

運営委員会委員

(ABC順)

赤木 茅 (基盤教育機構)
荒川 敏彦 (商経学部)
出口 弘 (商経学部)
藤井 紘司 (人間社会学部)
○合原 理映 (商経学部)
五反田 克也 (国際教養学部)
平原 隆史 (政策情報学部)
河田 美智子 (商経学部)
箕原 辰夫 (政策情報学部)
大賀 紀代子 (商経学部)
小黒 岳志 (商経学部)
大風 薫 (商経学部)
大下 剛 (サービス創造学部)
◎相良 陽一郎 (商経学部)
手賀 洋一 (国際教養学部)
鷺谷 浩輔 (基盤教育機構)
横山 真弘 (サービス創造学部)
吉田 正人 (人間社会学部)
朱 珉 (商経学部)

◎委員長

○副委員長

©

2024年11月30日発行

千葉商大紀要 第62巻 第2号

(通巻第201号)

編集発行者 千葉商科大学
国府台学会

発行所 千葉県市川市国府台1-3-1
(〒272-8512)
電話 (047) 372-4111(代)

印刷所 株式会社 CUC サポート
ドキュメントセンター
千葉県市川市国府台1-3-1
(〒272-8512)
電話 (047) 710-4672

CHIBA SHODAI KIYO

(The Journal of Chiba University of Commerce)

Vol. 62 No. 2 November 2024

Articles

- A Perspective on Categories in Cognitive Semantics and Semantic Changes of Certain Words (6)
—Universality in Semantic Change— *MATSUMOTO, Riichiro* (1)
- Early Uses of the Concept of Charisma in Max Weber (2)
—Otto Groß as a Charismatic Personality— *ARAKAWA, Toshihiko* (21)
- Trailing Bit-pattern Analysis for Integers with an Application to Fermat Numbers
..... *NAGAO, Take-Yuki* (37)
- A Study of the Community Level Bureaucracy and Urban Governance in Japan, based on Local Government Survey about Community Policies and Civic Participation
..... *TOGAWA, Kazunari* (43)
FUCHIMOTO, Satoshi
USAMI, Jun
- Study of the IR Japan Holdings' Loss of Credibility *HIGUCHI, Haruhiko* (75)

Notes

- Genealogies of Syllabaries (4)
—On the origin of Brāhmī script— *MINOHARA, Tatsuo* (105)

Report

- Rethinking the Direction Taken by the OECD
—Between the Enlargement Policy and Returning to Origin—
..... *FUJITA, Tasuku* (121)

KONODAI INSTITUTE

Chiba University of Commerce

Konodai, Ichikawa, Chiba, Japan